

札幌市一般廃棄物処理基本計画

# スリムシティ さっぽろ計画 (改定版)

## Slim City Sapporo Plan

平成20年3月策定

平成26年3月改定

札幌市





# スリムシティさっぽろ計画 改定版 目次

計画策定の理念	1
---------	---

## 第1編 ごみ処理部門

第1章 「スリムシティさっぽろ計画」の改定	5
-----------------------	---

1. 計画の改定について	5
1-1 計画改定の必要性	5
1-2 計画期間	7
1-3 計画の位置付け	7
2. スリムシティさっぽろ計画の進行状況	9
2-1 現計画（改定前）の概要	9
2-2 現計画の成果	10
2-3 施策の実施状況（平成20年度～平成25年度）	11
2-4 ごみ量管理目標の達成状況	19
2-5 他の政令市との比較	21

第2章 札幌市のごみ処理の現状と課題	23
--------------------	----

1. 札幌市のごみ処理の現状	23
1-1 廃棄物の種類	23
1-2 ごみの分別区分と処理体制	24
1-3 ごみ処理手数料	28
1-4 ごみ処理施設・環境教育施設等	29
2. 札幌市のごみ処理の課題	32
2-1 さらなるごみの減量に向けた「市民力」の結集	32
2-2 「燃やせるごみ」に出される資源物	33
2-3 家庭から出る生ごみへの対応	35
2-4 ごみステーションに関する市民ニーズ	36
2-5 事業ごみの減量とリサイクル	36
2-6 ごみ処理費用抑制の必要性	37

第3章 基本計画の目標と施策体系	39
------------------	----

1. 基本目標	39
2. 基本方針	40
3. ごみ量管理目標	41
3-1 ごみ量管理目標	41
3-2 目標値の考え方	41
① 廃棄ごみ量全体の減量目標	43
② 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標（市民1人1日当たりの廃棄ごみ量）	43
③ 家庭から出る生ごみ量の減量目標	44



④ リサイクル目標（リサイクル率）	44
⑤ 焼却ごみ量の減量目標	45
⑥ 埋立処分量の減量目標	45
<b>4. みんなでごみ減量！スリム行動指標</b>	<b>47</b>
① 指定ごみ袋の使用枚数を減らそう！	48
② 紙・容器プラをきちんと分別しよう！	48
③ 生ごみは水切りしてから出そう！	49
<b>5. 施策の柱（重点施策）</b>	<b>50</b>
<b>6. 推進方策</b>	<b>52</b>
<b>7. 計画の進行管理</b>	<b>54</b>
<b>【基本計画の体系図】</b>	<b>55</b>

## 第4章 重点施策 56

<b>重点施策1：発生・排出抑制のしくみづくり</b>	<b>57</b>
1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践	58
1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組	61
1-3 国や製造・販売業界への働きかけ	62
<b>重点施策2：市民による自主的な資源化の促進</b>	<b>63</b>
2-1 資源回収の促進に向けた取組	63
2-2 生ごみ資源化の促進に向けた取組	67
<b>重点施策3：事業者による自主的な資源化の促進</b>	<b>68</b>
3-1 自主的な資源化の促進	68
3-2 適正排出指導の徹底	70
<b>重点施策4：資源循環型ごみ処理体制の確立</b>	<b>71</b>
4-1 資源循環処理体制の確立	71
4-2 新たな資源化手法の調査研究	73
<b>重点施策5：環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立</b>	<b>74</b>
5-1 清掃工場等の整備	74
5-2 埋立地の容量確保	75
5-3 収集・処理における環境負荷の低減	76
5-4 不法投棄対策の強化	77

## 第5章 推進方策 78

<b>推進施策1：市民サービスの改善</b>	<b>79</b>
1-1 ごみステーション問題の改善	79
1-2 ごみ収集に関するサービスの充実	81
<b>推進施策2：普及啓発と環境教育の充実</b>	<b>82</b>
2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施	82
2-2 適正排出のさらなる定着のための取組	84
2-3 ごみについて関心を高める環境教育の充実	85
<b>推進施策3：家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用</b>	<b>87</b>
3-1 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用	87



3-2	家庭ごみ処理手数料制度の検証と調査研究	88
<b>推進施策4：清掃事業の効率化と安定的な体制の構築</b>		<b>89</b>
4-1	収集・処理業務の効率化	89
4-2	事業ごみの処理費用負担の適正化	90
4-3	大規模災害に備えた取組	91
4-4	広域処理の検討	91

## 第2編 生活排水処理部門

### 生活排水処理計画 ..... 95

1.	計画の改定について	95
2.	札幌市の生活排水処理の現状	96
3.	基本方針と施策	97
3-1	下水道と合併処理浄化槽の役割分担の考え方	97
3-2	生活排水処理に係る施策	98
4.	生活排水処理計画	99
4-1	計画期間	99
4-2	生活排水の処理計画	99
4-3	し尿・浄化槽汚泥等の処理計画	100
4-4	合併処理浄化槽設置の普及啓発	100

## 資料編

### 札幌市廃棄物減量等推進審議会 ..... 103

1.	委員名簿	103
2.	諮問及び答申の概要	104





# 計画策定の理念

今、地球に住む私たちは、人類史上かつてないほどの危機に直面しています。気温の上昇、洪水や干ばつなどの異常気象、森林伐採などによる砂漠化、氷河や極地の氷が溶け出すことによる海水面の上昇。こうした環境問題は、地球の裏側で起きている遠い世界の話ではありません。

私たちは、地球がつくり上げた貴重な資源やエネルギーを費やして生産された製品を使い、それをまた多くのエネルギーを費やし、ごみとして処理をしています。この流れを変えるためには、日々の生活が地球へ負荷を与えていることに私たち自身が気付き、一人一人の行動の変化が地球環境問題の解決につながることを認識する必要があります。ごみを捨てるという日々繰り返されるこの行為を見直すことが、まさに地球環境を考えることになるのです。

ごみの処理には、多くのエネルギーを消費するとともに温室効果ガスを発生させるため、ごみそのものを減らすことは重要な地球温暖化対策です。ごみの減量は、私たち一人一人が身近にできる対策であり、そうした小さな行動が地球環境を守り、人類の危機を救うことにつながるのです。

札幌市は、一般廃棄物処理基本計画として策定する「スリムシティさっぽろ計画」によって、ごみの減量や適正な処理について日本国内だけではなく世界のトップレベルを目指します。そして、このことを通じて、私たちの生活のあり方や豊かさについて考え、地球環境問題の解決に貢献するという、都市としての新たな成長段階へ進んでいくことを計画の理念としています。

同時に、「地球を守るプロジェクト札幌行動」の一環である「スリムシティさっぽろ計画」の取組を進め、地球環境問題に関して、世界における「環境首都・札幌」を目指していきます。

平成 20 年(2008 年) 3 月

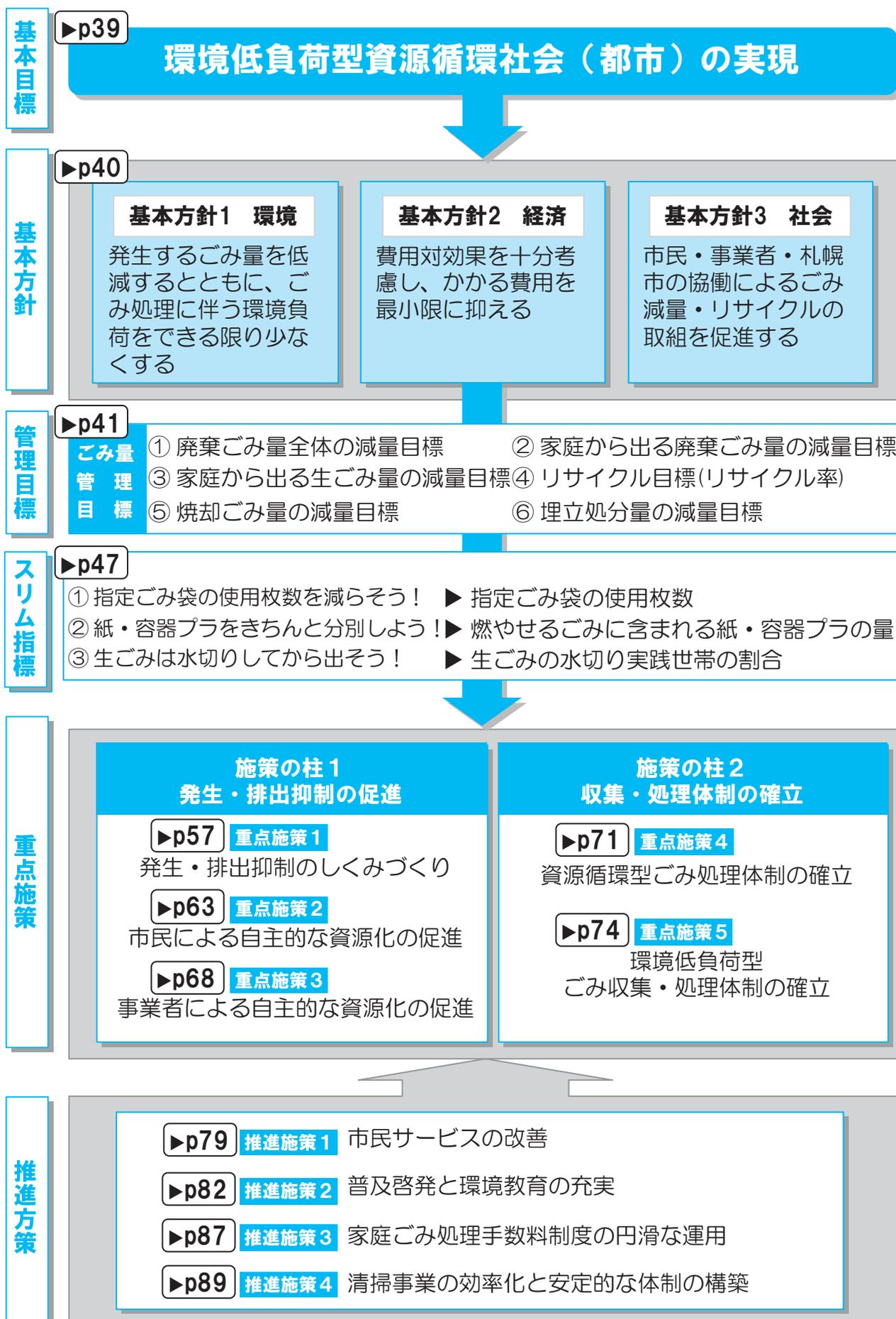
札幌市





第1編  
ごみ処理部門

# 改定計画の体系図



# 「スリムシティさっぽろ計画」の改定

## 1. 計画の改定について

### 1-1 計画改定の必要性

平成20年3月、札幌市は「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を目標に掲げ、平成29年度までの10年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」（以下「現計画」という。）を策定しました。

その後、平成21年7月から家庭ごみの有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集をはじめとするさまざまな施策を実施したことにより、ごみ量は大幅に減少し、札幌市のごみ排出状況は大きく変化しました。

また、現計画の達成状況を客観的に評価するために設置された第6期札幌市廃棄物減量等推進審議会（平成21年11月～平成23年11月）においては、今後のさらなるごみの減量に向けて、「発生・排出抑制の推進」と「生ごみの減量・資源化の推進」に重点的に取り組むべきとの評価がなされるなど、現計画を見直す必要が生じていました。

加えて、平成23年3月に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故をきっかけとして、大規模災害に備えた廃棄物処理体制の確保や廃棄物エネルギーの重要性が再認識されるなど、ごみ処理を取り巻く環境も変化してきました。

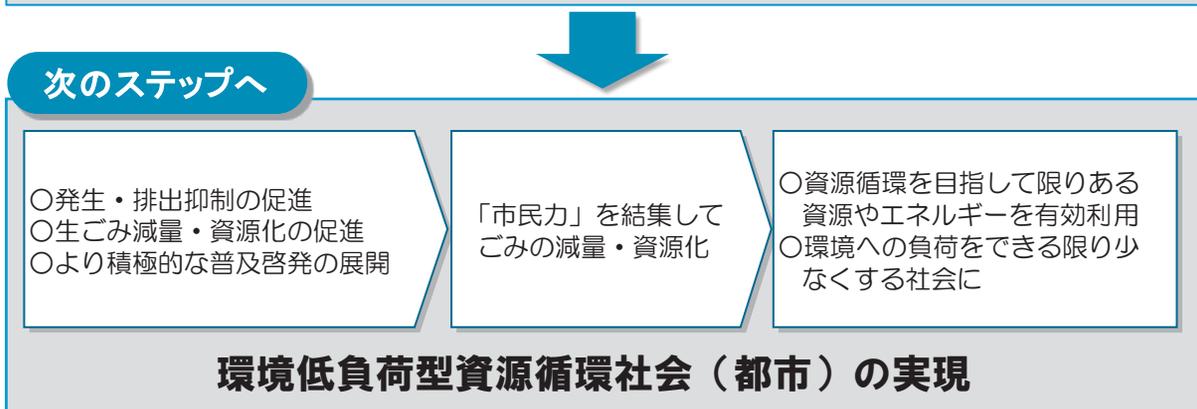
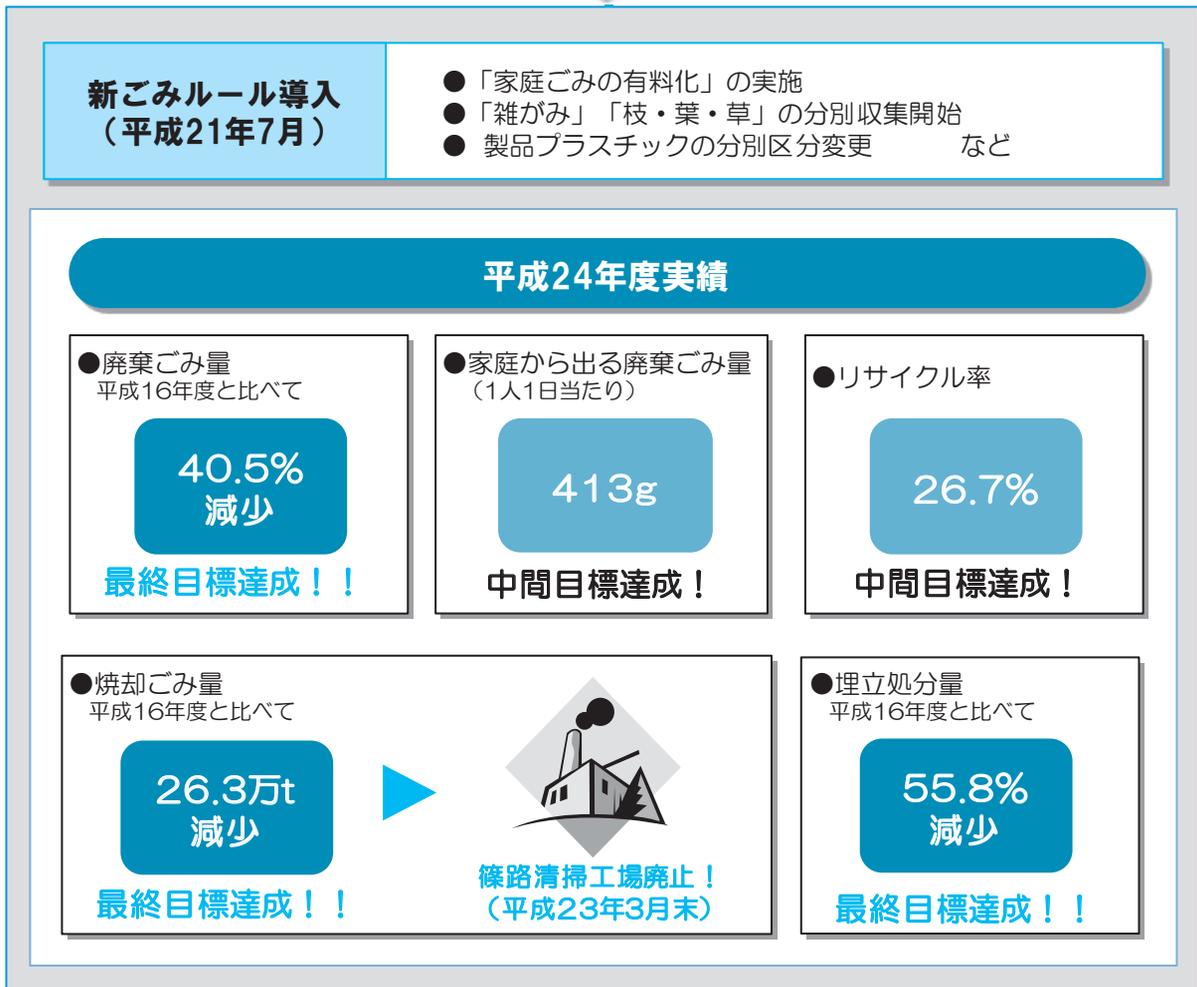
このような背景から、平成24年7月、札幌市は第7期札幌市廃棄物減量等推進審議会（平成24年7月～平成26年7月）に対し、「市民力の活用」、さらには「限られた財政状況の中で最大限の効果」という2つの観点から計画改定の方向性について諮問しました。

これ以降、同審議会では、専門のグループ会議を設けて個別の課題について集中的に検討するなど、活発な議論を重ね、平成25年7月、「発生・排出抑制の促進」や「生ごみ減量・資源化の促進」、「より積極的な普及啓発の展開」等の提言を盛り込んだ「スリムシティさっぽろ計画の改定について（答申）」をとりまとめました。

この答申に盛り込まれた提言の趣旨や、平成25年10月に策定した札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の方向性などを踏まえ、「環境首都・札幌」を目指してさらなるごみの減量・資源化に取り組んでいくため、このたび、この改定計画を策定しました。



## 計画策定の背景



## 1-2 計画期間

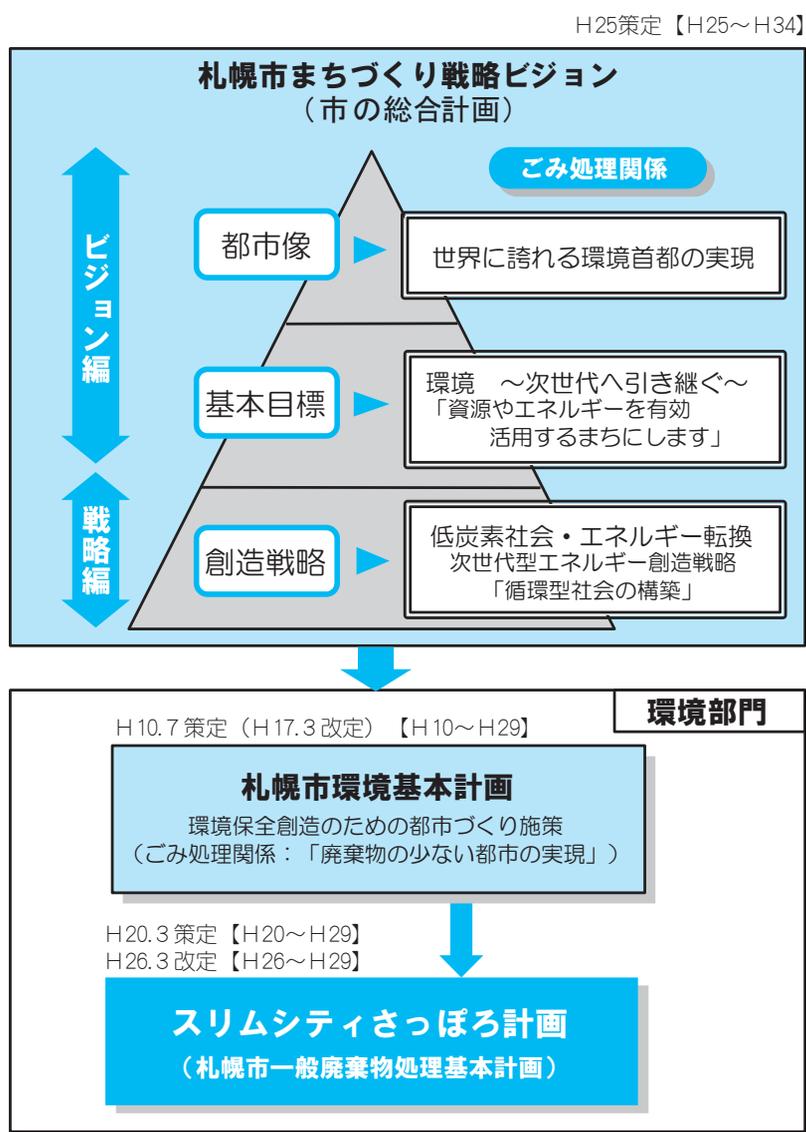
現計画は、平成20年度からの10年間を計画期間として、計画の目標年度を平成29年度としています。

改定計画では、計画期間を平成26年度から平成29年度の4年間とし、平成29年度を引き続き目標年度とします。

## 1-3 計画の位置付け

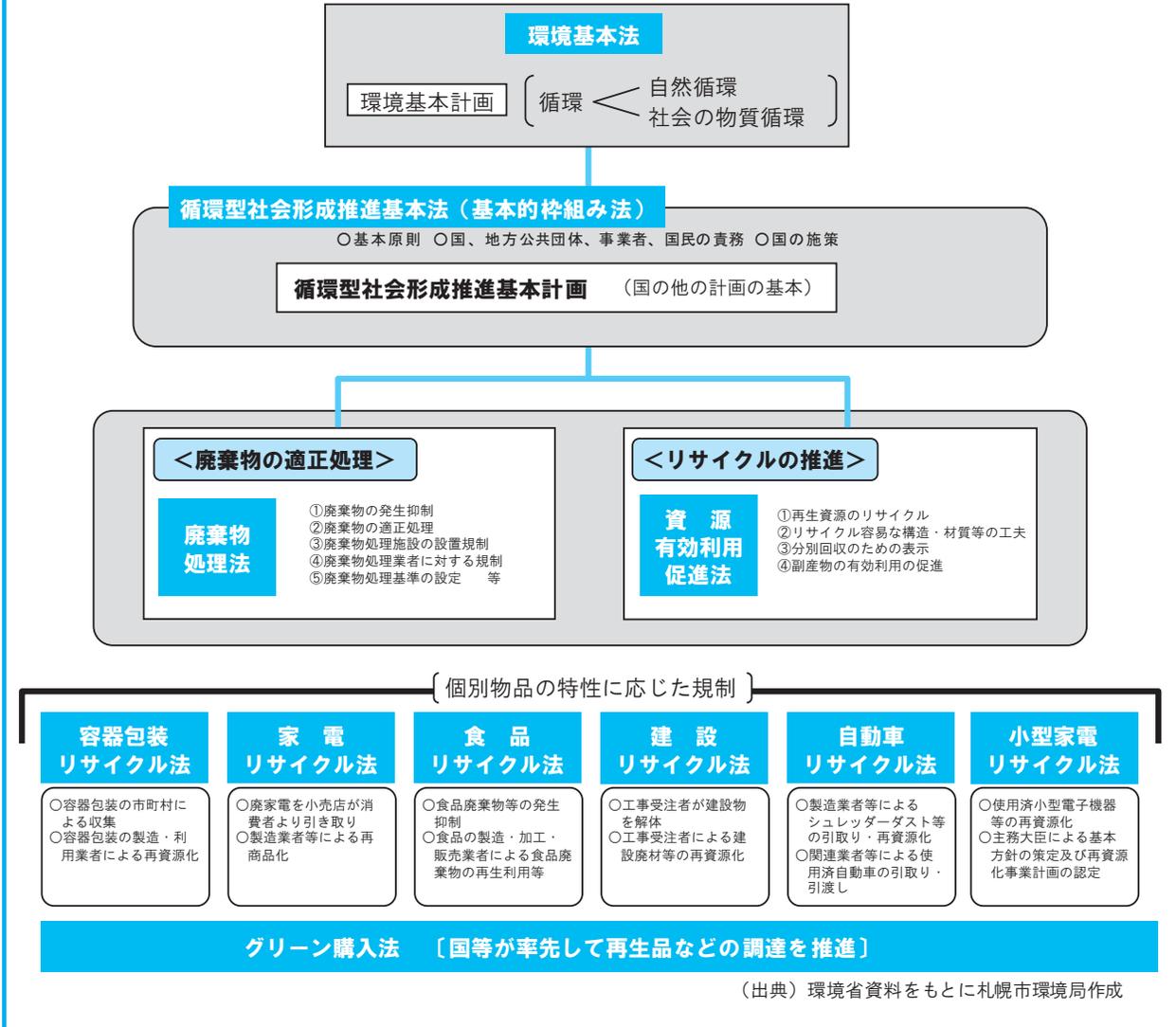
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づいて策定したものであり、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」や、「札幌市環境基本計画」との整合を図り、長期的・総合的な視点から廃棄物部門における方針、目標及び施策を提示するものです。

### 札幌市の関連計画



コラム  
1

廃棄物関連法令の法体系



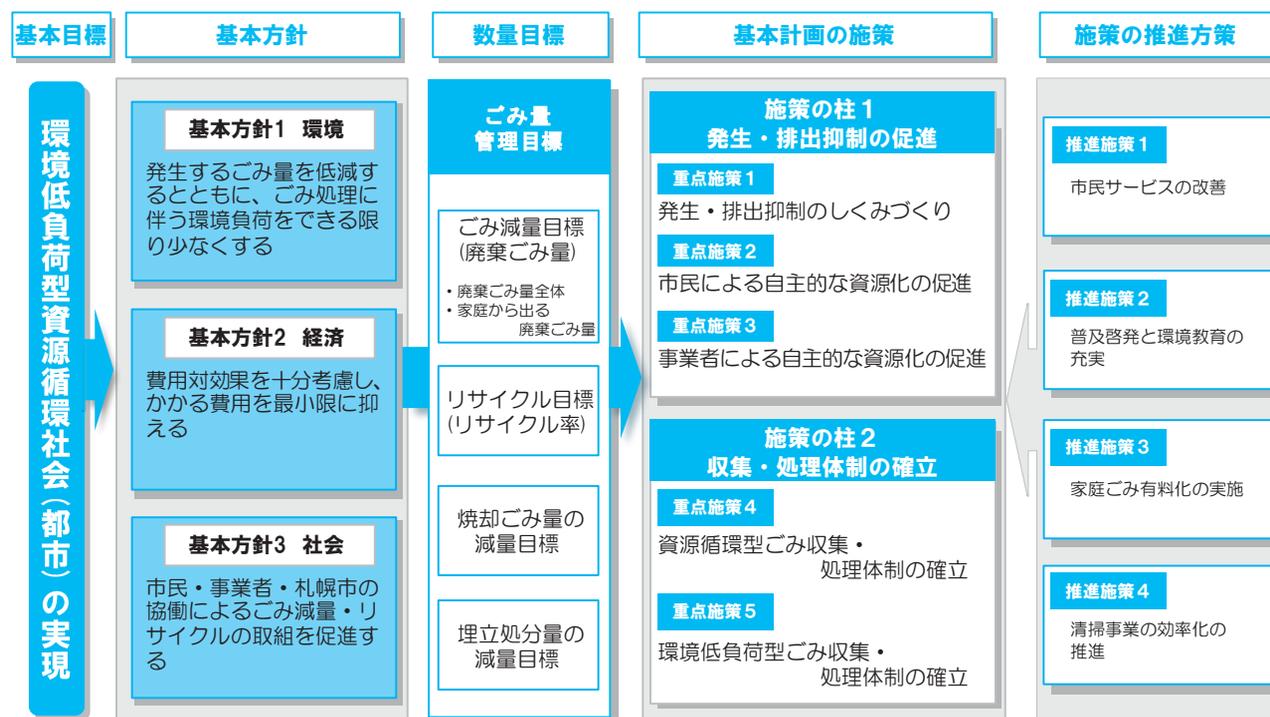
## 2. スリムシティさっぽろ計画の進行状況

### 2-1 現計画（改定前）の概要

「スリムシティさっぽろ計画」は、基本目標に「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」を掲げ、この基本目標の実現に向けた取組の策定に当たっては、「環境」「経済」「社会」の3つの視点を考慮することを基本方針に掲げています。

また、環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現に向けては、具体的な数値目標を設けてごみ減量・リサイクルに取り組んでいく必要があることから、数量目標に「廃棄ごみ量全体」「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」「リサイクル率」「焼却ごみ量」「埋立処分量」の5つのごみ量管理目標を設定し、これらの目標を達成するための施策として、「発生・排出抑制の促進」と「収集・処理体制の確立」の2つを柱に、5つの重点施策と4つの推進施策を総合的に展開・推進していくこととしています。

現計画の体系図



## 2-2 現計画の成果

札幌市は、平成21年7月から開始している家庭ごみ有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化などを含む「新ごみルール」の下、現計画に基づく施策を着実に実施し、廃棄ごみ量の少なさは政令市の中でもトップレベルとなりました(→22ページ)。また、焼却ごみ量の減少に伴い、老朽化していた篠路清掃工場を平成23年3月末に廃止し、470億円もの建替費用等の将来的な経費を節減するなど、極めて大きな成果を上げています。

このことは、市民一人ひとりが高い環境意識を持って家庭ごみの有料化やごみの減量・資源化に取り組んできたことにより形成された、札幌市民のまちの課題を解決する力、「市民力」の結集の成果です。

### コラム 2

#### 「新ごみルール」(平成21年7月～)の概要

##### ●「家庭ごみ有料化」の実施

ごみの減量効果を最大限に高めるため、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の有料化を実施しました。

##### ●「雑がみ」の分別収集の開始

採算性などの問題から民間事業者による自主的な回収が困難な雑がみ類(紙箱や包装紙、はがきなど)の資源化に取り組むため、「雑がみ」の分別収集を開始しました。

##### ●「枝・葉・草」の分別収集の開始

これまで「燃やせるごみ」として収集していた草木類の資源化に取り組むため、「枝・葉・草」の分別収集を開始しました。

##### ●「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の分別区分変更

「燃やせないごみ」として収集していた「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の分別区分を「燃やせるごみ」に変更しました。

##### ●「燃やせないごみ」の収集頻度の見直し

これまで週1回収集していた「燃やせないごみ」は、「製品プラスチック」等の分別区分変更により収集量の減が見込まれたことから、4週に1回の収集としました。

##### ●「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」の別日収集

同日に収集していた「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」を別日収集としました。

##### ●「大型ごみ」の基準見直し

指定ごみ袋に入る大きさの「大型ごみ」は、「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」としてごみステーションに出すことができるようにしました。



## 2-3 施策の実施状況（平成20年度～平成25年度）

札幌市がこれまで現計画に基づき実施してきた主な取組は、以下のとおりです。

### 施策の柱1 環境低負荷型資源循環社会（都市）に向けた『発生・排出抑制の促進』

#### ■重点施策1：発生・排出抑制のしくみづくり

##### 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

- ・家庭でできるごみ減量・リサイクルを分かりやすくまとめた「さっぽろGOMIマガジン」を作成し、配布しました。
- ・市民、事業者及び札幌市が協働で設立した「さっぽろスリムネット」の一員として、マイバッグの持参に関する普及啓発などを行いました。
- ・「レジ袋削減に向けた取組みに関する協定」を締結したスーパーなどでレジ袋の有料化を開始しました。
- ・「さっぽろ環境賞」を創設し、札幌の豊かな環境の保全に貢献する団体などを表彰しました。

##### 1-2 国や産業界への働きかけ

- ・拡大生産者責任（EPR）の徹底や生産者等による回収ルートの整備を国に要望してきました。



## 重点施策2：市民による自主的な資源化の促進

### 2-1 集団資源回収の充実

- ・集団資源回収を促進するため、集団資源回収実施団体奨励金を増額しました。
- ・集団資源回収への積極的な参加を町内会等に呼びかけるなどの取組により、参加団体は4,000団体を超え、古紙回収業者による自主的な回収と合わせると、市内ほぼ全域で資源回収が行われるようになりました。
- ・地区ごとの集団資源回収日などの情報をホームページで検索できるようにしました。
- ・電話申込により古紙回収業者が一定量以上の新聞・雑誌・ダンボールを回収する「古紙引取案内」を開始しました。

### 2-2 回収拠点の整備

- ・回収拠点の利便性の向上のため、地区センター等に古紙回収ボックスを設置しました。また、スーパーと共同でダンボールの回収ボックスを設置しました。
- ・さまざまな資源物（新聞、雑誌、廃食油など）を無料で持ち込むことができる「地区リサイクルセンター」を設置しました。

### 2-3 生ごみ・草木類の減量・資源化の推進

- ・コンポスターや電動生ごみ処理機の購入助成を実施しました。
- ・札幌市立大学及び民間企業と連携して札幌発の水切り器を開発し、普及啓発に活用しました。
- ・地域の各家庭で作った堆肥を地域の花壇等で活用する「生ごみ堆肥化地域循環モデル事業」を行いました。
- ・地域グループなどによって自主的に集められた生ごみを収集し、民間施設で堆肥化する「生ごみリサイクル・パートナーシップ事業」を実施しました（平成24年度で終了）。
- ・一部の大規模集合住宅などを対象として生ごみを分別収集し、民間の資源化施設で堆肥化する「生ごみ資源化システム実証実験」を行いました。
- ・草木類については、「枝・葉・草」として分別収集を開始しました。



### 3-1 リサイクル活動の推進

- ・事業所における分別・リサイクルを促進するため、処理実績報告・減量計画書の提出義務がある対象事業所を拡大するとともに、事業ごみ指導員による立入指導等を実施しました。
- ・小規模事業所の分別を促進するため、事業所用プリペイド袋で出される資源ごみの一般廃棄物収集許可業者による分別回収を開始しました。
- ・事業活動に伴い排出される紙ごみや生ごみなどの減量・リサイクルを促進するため、事業系古紙回収支援事業や「すすきのスリムタウン協定」「狸小路スリムタウン協定」などにより事業者の活動を支援しました。

### 3-2 分別・適正排出指導の徹底

- ・事業ごみ指導員とさっぽろごみパト隊が連携し、事業ごみをごみステーションに排出する事業者への適正排出指導等を実施しました。



## 施策の柱2 環境低負荷型資源循環社会（都市）に向けた『収集・処理体制の確立』

## ■重点施策4：資源循環型ごみ収集・処理体制の確立

## 4-1 新たな家庭ごみの分別収集と資源化の実施

- ・「雑がみ」の分別収集を開始し、これまで「燃やせるごみ」として焼却処理していた紙箱や包装紙、はがきなどを資源として収集し、製紙原料としてリサイクルするとともに、製紙原料にならないものについても、固形燃料としてリサイクルしました。
- ・「枝・葉・草」の分別収集を開始し、「燃やせるごみ」として焼却処理していた草木類を堆肥化してリサイクルする試験を実施しました。

## 4-2 家庭ごみのリサイクル体制の充実

- ・「燃やせないごみ」として埋立処分していた「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の収集区分を「燃やせるごみ」に変更し、焼却処理により減容化するとともに、サーマルリサイクル（熱回収）の促進を図りました。
- ・旧発寒清掃工場の解体工事を完了し、跡地にリサイクル可能な大型ごみの保管庫を建設しました。

## 4-3 事業ごみのリサイクルの推進

- ・清掃工場搬入物の検査・指導體制の強化のため、清掃工場と破砕工場に搬入指導員（ごみGメン）を配置しました。

## 4-4 新たなリサイクルの調査研究

- ・北海道立中央農業試験場における生ごみ堆肥の施肥実験や生ごみの分別収集・資源化の実証試験を実施しました。
- ・清掃工場で発生する焼却灰をセメント原料として活用する焼却灰リサイクルについて、本格実施に向け段階的に実施規模を拡大しました。



## ■重点施策5：環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立

### 5-1 収集体制の見直し

- ・「燃やせないごみ」の収集頻度を週1回から4週に1回に変更しました。
- ・「びん・缶・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の別日収集を開始しました。
- ・あいの里地区で実施していた廃棄物空気輸送システムを廃止しました。

### 5-2 清掃工場等の整備

- ・平成23年3月末をもって篠路清掃工場を廃止しました。

### 5-3 埋立地の整備

- ・埋立地の容量を確保するため、新たな埋立区画の造成を開始しました。

### 5-4 産業廃棄物の民間処理への移行

- ・「第3次札幌市産業廃棄物処理指導計画（平成23～27年度）」を策定しました。
- ・札幌市内に保管されているPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物が適正に保管又は処理されているかを確認するため立入調査を実施しました。

### 5-5 不法投棄対策の強化

- ・事業者の協力を得て、「廃棄物の不法投棄監視協力等に関する協定」や「廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定」を締結し、不法投棄対策の強化を図りました。
- ・市民との協働による不法投棄防止活動である「不法投棄ボランティア監視員制度」により、不法投棄多発地帯を中心に監視強化を図りました。



## 推進方策

## ■推進施策 1：市民サービスの改善

## 1-1 ごみステーション問題の改善

- ・ごみステーションからのアルミ缶等の持ち去りを禁止し、資源物抜き取り防止対策を実施しました。
- ・「札幌市ごみステーションの設置及び清潔保持等に関する要綱」を施行し、ごみステーションを敷地内に設置しなければならない共同住宅の対象を拡大するとともに、既存の共同住宅についても専用ステーションの設置を推進し、ごみステーションの小規模化を進めました。
- ・不適正排出者への個別指導などを行う「さっぽろごみパト隊」を配置し、ごみステーションの管理支援を実施しました。
- ・ごみ飛散防止ネットやカラスよけサークルなどのごみステーション管理器材と箱型ごみステーションの敷地内設置に対する助成を実施しました。
- ・札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会を設立し、共同住宅におけるごみステーション管理制度を整備しました。
- ・「新ごみルール」の周知徹底を図るため、ルール導入後の10日間、約5,000人の市職員と約55,000人の市民の協働による早朝啓発を実施しました。

## 1-2 ごみ収集サービスの改善

- ・指定ごみ袋に入る大きさの「大型ごみ」は、「燃やせるごみ」又は「燃やせないごみ」としてステーションに出すことができるように基準を見直しました。



## ■推進施策2：普及啓発と環境教育の充実

### 2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

- ・リサイクルプラザ宮の沢及びリユースプラザでのイベント、教室、講座などを通じ、ごみ減量・リサイクルの取組に関する普及啓発を実施しました。
- ・「みんなではじめる生ごみダイエットキャンペーン」や「TRY!-10%生ごみダイエットキャンペーン」を実施し、生ごみ減量レシピの募集やイベントの開催、水切りの普及啓発などを実施しました。
- ・「さっぽろエコメンバー登録制度」により、事業者の自主的な環境配慮の取組を推進しました。

### 2-2 ごみについて関心を高める環境教育の充実

- ・小学校を対象として行っていた環境関連施設等の見学用バスの無料貸出しについて、対象を中学校まで広げるとともに、校外学習モデルコースを設定するなど、環境教育推進のための支援策を拡大しました。
- ・学校給食の調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥でできた作物を食材に利用する「さっぽろ学校給食フードリサイクル事業」の参加校を拡大し、地理的に回収困難な2校を除く市内の全小中学校（298校）で実施しました。

## ■推進施策3：家庭ごみ有料化の実施

### 3-1 家庭ごみ有料化の実施

- ・ごみ減量効果を最大限に高めるため、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の有料化を実施しました。
- ・子育て支援や介護支援の観点から、「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」の受給者及び2歳未満の乳幼児がいる世帯に対し、一定枚数の指定ごみ袋を無償交付しました。

### 3-2 家庭ごみ有料化の実施に向けた情報の共有

- ・参加者延べ約13万人、合計2,692回の住民説明会の実施に加え、「ごみ分けガイド」「収集日カレンダー」「お試し袋」の3点セットを市内全世帯に配布し、「新ごみルール」の周知を図りました。

### 3-3 ごみ減量のための総合的施策の実施

- ・新たな分別区分の追加など、具体的なごみ減量・リサイクル施策と組み合わせることで家庭ごみの有料化を実施することにより、ごみ減量効果を最大限に高めました。



**■推進施策 4：清掃事業の効率化の推進****4－1 収集・処理業務の効率化**

- ・「新ごみルール」の導入に合わせ、ごみ収集業務の民間委託を拡大し、民間委託の割合を5割から7割へ引き上げました。
- ・ごみ収集車の整備業務を民間委託し、職員数の削減を行いました。
- ・篠路清掃工場の廃止に伴い、職員数の削減を実施しました。

**4－2 事業ごみの処理費用負担の適正化**

- ・ごみ処理にかかる経費などを踏まえ、事業ごみ処理手数料を改定しました。



## 2-4 ごみ量管理目標の達成状況

現計画では、目標年度である平成29年度に向け、5つのごみ量管理目標（「廃棄ごみ量全体」「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」「リサイクル率」「焼却ごみ量」「埋立処分量」）を設定しています。札幌市では、これらの目標の達成に向けて、現計画に基づき、平成21年7月から「新ごみルール」の実施などの各種ごみ減量・リサイクル施策に取り組んできました。

具体的には、家庭ごみの有料化を実施し、家庭における資源物の分別に経済的動機付けが働くようになったことなどにより、廃棄ごみ量は大幅に減少しました。

また、「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を開始し、これまで焼却されていた雑がみ類、草木類が資源化されるようになったことなどにより、焼却ごみ量は大幅に減少し、リサイクル率は大幅に向上しました。

そのほか、「製品プラスチック」「皮革・ゴム類」の分別区分の変更（「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」へ）、埋立処理場への自己搬入ごみの検査体制の強化、受入品目の制限などに取り組んできたことなどにより、埋立処分量は大幅に減少しました。

この結果、「廃棄ごみ量全体」「焼却ごみ量」「埋立処分量」は、すでに最終目標（平成29年度）を達成しています。

また、「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」「リサイクル率」についても、中間目標（平成22年度）を達成し、「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」については、最終目標に迫る状況となっています。

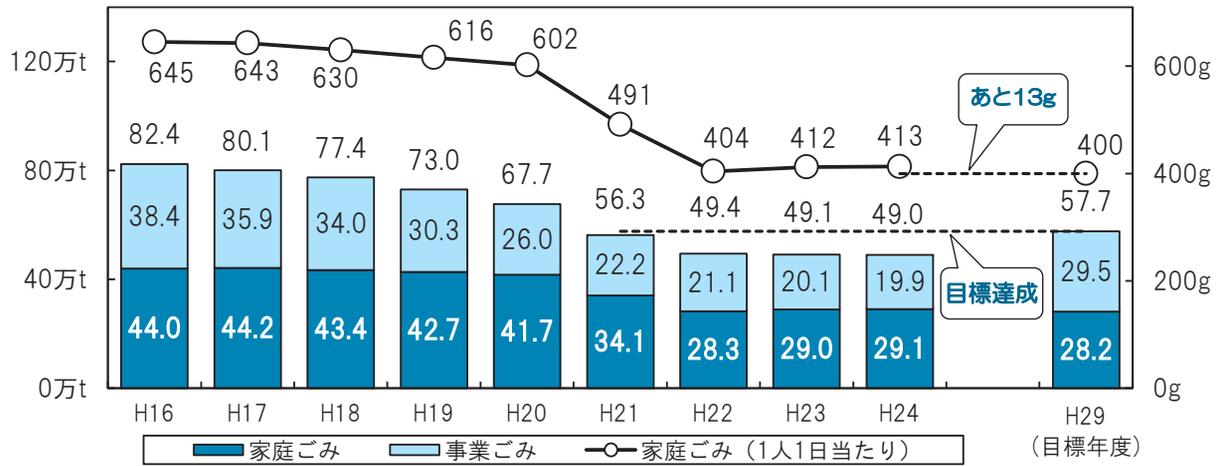
### ごみ量管理目標と実績値の推移

項目		基準年度 (H16)	H20	H21	H22	H23	H24	中間目標 (H22)	最終目標 (H29)
人口	万人	186.8	189.8	190.4	191.4	192.2	192.9	191.0	193.0
<b>廃棄ごみ量 (全体)</b>	<b>万t</b>	<b>82.4</b>	<b>67.7</b>	<b>56.3</b>	<b>49.4</b>	<b>49.1</b>	<b>49.0</b>	<b>65.9</b>	<b>57.7</b>
	基準年度比		▲ 17.9	▲ 31.6	▲ 40.0	▲ 40.3	▲ 40.5	▲ 20.0	▲ 30.0
<b>家庭から出る 廃棄ごみ量</b>	<b>g/人・日</b>	<b>645</b>	<b>602</b>	<b>491</b>	<b>404</b>	<b>412</b>	<b>413</b>	<b>500</b>	<b>400</b>
	基準年度比		▲ 6.7	▲ 23.9	▲ 37.4	▲ 36.1	▲ 36.0	▲ 22.5	▲ 38.0
<b>リサイクル率</b>	<b>%</b>	<b>16.0</b>	<b>17.3</b>	<b>25.1</b>	<b>27.6</b>	<b>27.3</b>	<b>26.7</b>	<b>25.0</b>	<b>30.0</b>
	基準年度比		+ 1.3	+ 9.1	+ 11.6	+ 11.3	+ 10.7	+ 9.0	+ 14.0
<b>焼却ごみ量</b>	<b>万t</b>	<b>70.2</b>	<b>58.7</b>	<b>48.7</b>	<b>43.7</b>	<b>43.7</b>	<b>43.8</b>	<b>54.2</b>	<b>46.2</b>
	基準年度比		▲ 11.4	▲ 21.5	▲ 26.4	▲ 26.5	▲ 26.3	▲ 16.0	▲ 24.0
<b>埋立処分量</b>	<b>万t</b>	<b>22.2</b>	<b>16.5</b>	<b>13.6</b>	<b>10.5</b>	<b>9.9</b>	<b>9.8</b>	<b>17.7</b>	<b>15.5</b>
	基準年度比		▲ 25.6	▲ 38.5	▲ 52.4	▲ 55.3	▲ 55.8	▲ 20.0	▲ 30.0

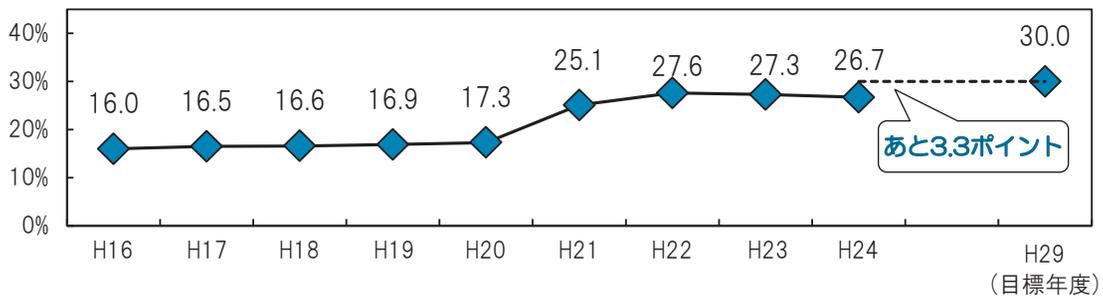


## ごみ量管理目標の達成状況

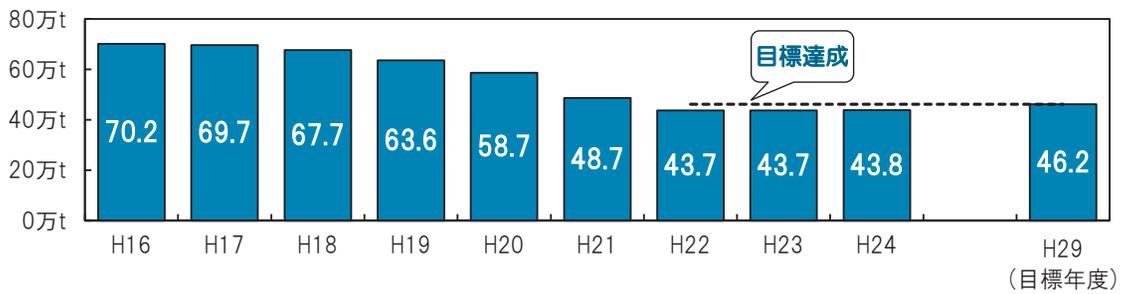
## ごみ減量目標（廃棄ごみ量）



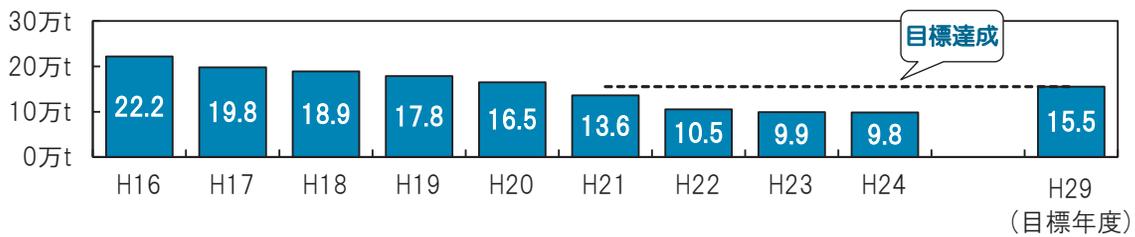
## リサイクル目標（リサイクル率）



## 焼却ごみ量の減量目標



## 埋立処分量の減量目標



## 2-5 他の政令市との比較

札幌市のごみ処理の状況を、環境省の「一般廃棄物処理実態調査（平成23年度実績）」を基に他の政令市と比較すると、以下のようになります。

### ① ごみ量について

家庭から出る廃棄ごみ量、焼却ごみ量は、札幌市を除く他の政令市の平均を大きく下回っています。

また、資源物を含む家庭ごみ搬入量、事業ごみ搬入量についても、他の政令市の平均を下回っています。

### ② 資源化について

リサイクル率は、他の政令市の平均を大きく上回っています。

### ③ 埋立処分量について

埋立処分量は、他の政令市の平均を上回っています。これは、民間施設で全量処理することが困難な産業廃棄物を札幌市が受け入れ、処理していることが主な要因です。

### ④ 処理経費について

1人当たりのごみ処理原価は、他の政令市の平均を大きく下回っており、少ない費用で高い効果を上げています。

他政令市のごみ処理の状況との比較（平成23年度実績）

評価項目	算出方法	H23実績 <sup>※1</sup>		
		札幌市	その他政令市平均	
家庭から出る廃棄ごみ量	$(\text{生活系ごみ搬入量}^{※2} - \text{資源ごみ量}) \div \text{人口} \div 366$	g/人・日	412	497
家庭ごみ搬入量 (資源物を含む)	$\text{生活系ごみ搬入量} \div \text{人口} \div 366$	g/人・日	568	571
事業ごみ搬入量	$\text{事業系ごみ搬入量} \div \text{人口} \div 366$	g/人・日	308	366
焼却ごみ量	$\text{直接焼却量} \div \text{人口} \div 366$	g/人・日	565	805
リサイクル率	$\frac{\text{総資源化量}(\text{資源化量} + \text{集団回収量})}{\text{ごみ総排出量}(\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量})}$	%	26.6	18.0
埋立(最終)処分量	$\text{最終処分量} \div \text{人口} \div 366$	g/人・日	141	121
1人当たりのごみ処理原価	$\text{廃棄物処理事業経費} \div \text{人口}$	円/人	10,065	13,482

※1 環境省が実施した調査を基に札幌市が独自に算出した結果であり、他頁の数値と異なる場合があります。

※2 札幌市の「家庭ごみ」に相当する家庭系一般廃棄物の排出量



コラム  
3

## 政令市の廃棄ごみ量

札幌市の家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）の少なさは政令市トップレベルにあり、全19市（平成23年度現在）中3番目に少ない量となっています。

順位	市名	人口	廃棄ごみ量 1人1日
1	広島市	1,177,711人	390 g
2	京都市	1,473,416人	406 g
<b>3</b>	<b>札幌市</b>	<b>1,921,935人</b>	<b>412 g</b>
4	大阪市	2,670,579人	443 g
5	横浜市	3,691,693人	449 g
6	新潟市	812,458人	497 g
7	名古屋市	2,266,517人	509 g
8	神戸市	1,544,496人	512 g
9	浜松市	798,924人	513 g
10	北九州市	974,287人	521 g

※1 人口は平成23年10月1日現在の各市推計人口を使用しています。

※2 廃棄ごみ量は、他政令市のごみ処理の状況との比較（→21ページ）と同様に計算しています。



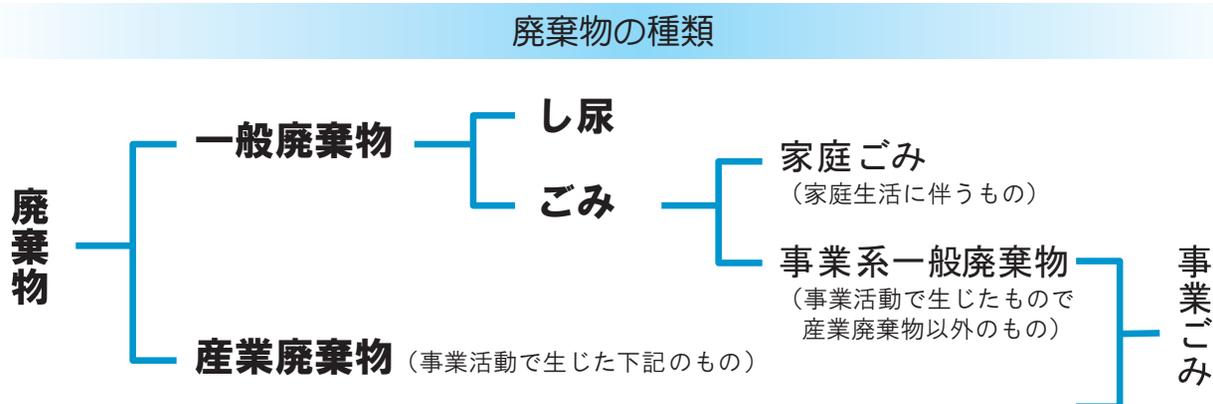
## 札幌市のごみ処理の現状と課題

### 1. 札幌市のごみ処理の現状

#### 1-1 廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されています。一般廃棄物は、ごみとし尿に分けられます。このうちごみは、市民生活に伴って各家庭から排出される「家庭ごみ」と、事業活動に伴って事業所から排出されるごみなどの「事業系一般廃棄物」とに区分されます。

産業廃棄物には、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令に定められた燃え殻、汚泥などの20種と輸入された廃棄物が該当します。なお、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」とを合わせて札幌市では「事業ごみ」と呼んでいます。



燃え殻	木くず	◎	鋤さい
汚泥	繊維くず	◎	がれき類
廃油	動植物残さ	◎	動物のふん尿 ◎
廃酸	動物系固形不要物	◎	動物の死体 ◎
廃アルカリ	ゴムくず		ばいじん
廃プラスチック類	金属くず		その他 ※
紙くず ◎	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		輸入された廃棄物

◎政令で定められた対象業態で生じたものに限る。

※産業廃棄物を処分するために処理したもので他に該当しないもの



## 1-2 ごみの分別区分と処理体制

### ① 家庭ごみ

家庭ごみの収集については、「燃やせるごみ」を週2回、「燃やせないごみ」を4週に1回、「びん・缶・ペットボトル」「容器包装プラスチック」を週1回、「雑がみ」を2週に1回、「枝・葉・草」を4週に1回、ステーション方式で収集を行うほか、「大型ごみ」については戸別収集を行っています。

家庭ごみの処理については、「燃やせるごみ」は市内3か所の清掃工場で焼却し、「燃やせないごみ」は市内2か所の埋立地で処分（埋立前に一部破碎処理）しており、大型ごみは市内3か所の破碎工場で破碎した後、清掃工場及び埋立地において処理しています。また、「びん・缶・ペットボトル」については市内2か所の資源選別センター、「容器包装プラスチック」についてはプラスチック選別センターでそれぞれ選別後、再商品化事業者などへ売却又は引渡しを行い、資源化を図っています。

「新ごみルール」で新たな分別区分として追加した「雑がみ」については、雑がみ選別センターと民間古紙選別施設の2系統で選別を行い、製紙原料や固形燃料としてリサイクルしています。「枝・葉・草」については、山本処理場内に設置した枝・葉・草資源化ヤードにおける資源化実験や民間の資源化施設でリサイクルしています。

また、このほかに集団資源回収及び拠点回収により、資源物を回収しています。

家庭ごみの分別区分（平成25年度）

区分	主な品目	収集回数	備考	
ステーション収集	燃やせるごみ	生ごみ、汚れた紙類、布類、ビデオテープ等の製品、プラスチック類、皮革・ゴム類 など	週2回	指定ごみ袋（有料）で排出
	燃やせないごみ	なべ・やかん等の金属製品類、ブロック・レンガ類 など	4週1回	指定ごみ袋（有料）で排出
	びん・缶・ペットボトル	空きびん（使い捨てびん）・空き缶・ペットボトル	週1回	
	容器包装プラスチック	ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、発泡スチロール製緩衝材 など	週1回	
	雑がみ	紙箱類、紙缶・紙カップ類、シュレッダー等で裁断した紙、台紙類・カレンダー・レシート など	2週1回	
	枝・葉・草	刈草、草花、落ち葉、庭木の剪定枝 など	4週1回	5月収集開始、11月中旬～12月中旬収集終了
	その他	スプレー缶、カセットボンベ 使用済乾電池	4週1回 4週1回	別袋で「燃やせないごみの日」に収集（無料） 別袋で「燃やせないごみの日」に収集（無料）
大型ごみ	家具・寝具・建具類、自転車 など	週1回	申込みによる戸別有料収集	



## 家庭ごみの集団資源回収と拠点回収

区分	主な品目	
集団資源回収	新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、リターナブルびん、金属類、布類 など	
拠点回収	地区リサイクルセンター	新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、雑がみ、小物金属類、毛布、古布、枝・葉・草、生ごみ堆肥、廃食油、乾電池、蛍光灯、容器包装プラスチック、びん・缶・ペットボトル、廃インクカードリッジ、小型家電
	古紙回収ボックス (区役所等)	新聞・雑誌・ダンボール
	小型家電回収ボックス (区役所等)	小型家電 (家電リサイクル対象品目を除く)
	古紙回収協力店	新聞・雑誌・ダンボール
	ダンボール回収協力店	ダンボール
	エコボックス (住民管理型資源拠点回収)	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック
	蛍光灯回収協力店	蛍光灯
廃食油回収協力店	廃食油	

### コラム 4

### 市が収集しない家庭ごみ

各種リサイクル法の施行によりメーカーがリサイクルする製品、自治体での処理が困難なもの、危険物などは、市で収集・処理していません。

種類	品目	処理先
メーカーによってリサイクルされる製品	テレビ (ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル法に基づき、販売店による引取りとメーカーによる再商品化
	パソコン本体 ディスプレイ (一体型含む)	資源有効利用促進法に基づき、メーカーによる回収・再商品化 (小型家電回収ボックスによる回収も可)
処理困難物・危険物	オートバイ・自動車、エンジン付きのもの (刈り払い機、草刈り機、携帯用発電機、芝刈り機、除雪機等)、タイヤ・バッテリー、廃油・塗料の入ったままの容器、消火器、ホームタンク・ドラム缶、プロパンガスボンベ、ピアノ、農薬などの化学薬品、注射針、家庭用耐火金庫など	販売店や専門の業者へ



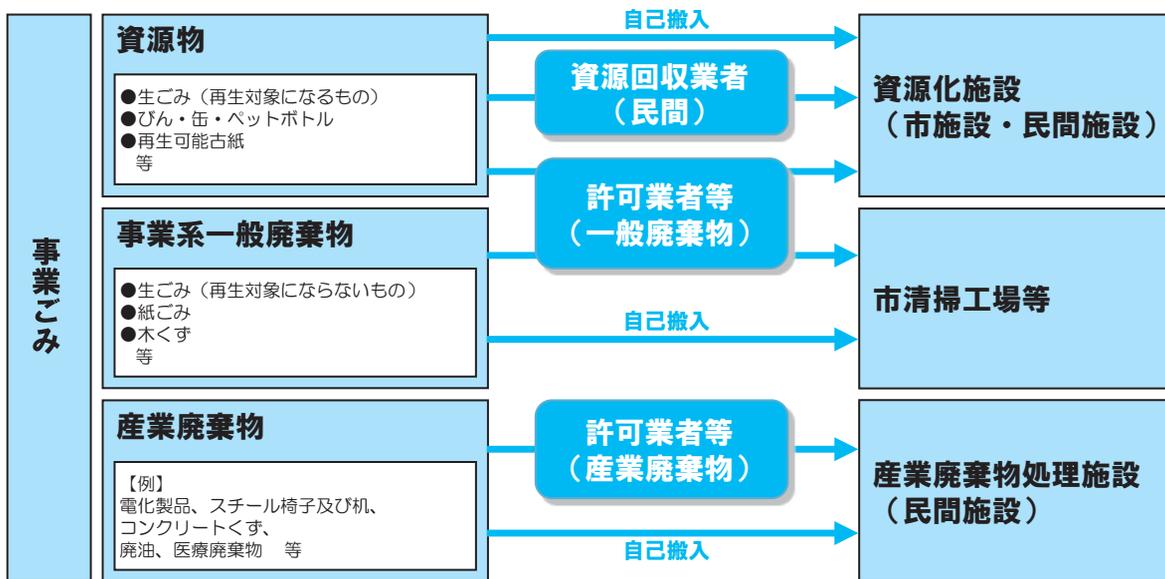
## ② 事業ごみ

事業ごみについては、排出事業者処理責任の原則に基づき、事業者自らが処理することを原則としています。市内8万余の事業所から排出される事業系一般廃棄物は、民間資源化ルートに排出されるものを除き、許可業者による搬入又は自己搬入により市の施設で処理されており、このうち紙くずなどの一部は、固形燃料の原料としてごみ資源化工場でリサイクルしています。また、分別された生ごみは、民間の生ごみ資源化施設でリサイクルされています。

古紙のリサイクルについては、古紙回収業者による回収のほか、平成18年3月からは、事業者が直接持ち込むことができる古紙回収協力店制度を開始しています。

また、産業廃棄物は、排出事業者自らの処理又は許可業者による収集運搬・処理が行われていますが、このうち燃え殻・木くずなどの7品目に限って市の処理施設で受け入れています。

事業ごみの流れ（平成24年度）



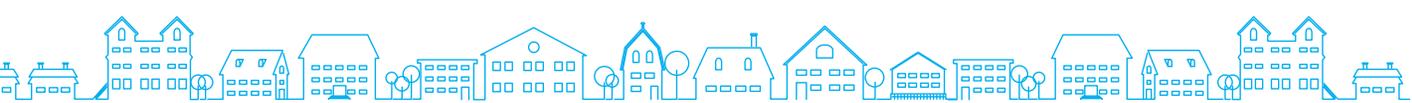
# 平成 24 年度ごみ処理実績フロー

【単位：t】



- ※1 町内清掃などで発生するごみ
- ※2 空気輸送管によって収集するごみ(平成24年度で終了)
- ※3 一般廃棄物収集許可業者が収集して搬入する事業ごみ
- ※4 許可業者以外の事業者などが自ら搬入するごみ
- ※5 減容化するために行う破砕処理
- ※6 エコボックスの回収量を含む

(注)  
各数値は搬入ベースである。また、1t未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳の計とが一致しない場合がある。



### 1-3 ごみ処理手数料

#### ① 家庭ごみ処理手数料

札幌市では、従前から有料収集であった「大型ごみ」に加え、平成21年7月に「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を有料化しました。資源物については、当分の間、無料で収集することとしています。

## コラム 5

### 家庭ごみ有料化の概要

#### ● 有料化の目的

- ・ごみの減量・リサイクルをより一層促進すること
- ・ごみを多く出す人は多く負担するという費用負担の公平性を確保すること

#### ● 手数料の料金水準

手数料の料金水準については、以下の観点から1リットル当たり2円と設定しました。

- ・過度な負担とならず、経済的動機付けが働く料金水準であること
- ・近隣市における料金水準を考慮すること

#### ● 手数料の納付方法

スーパーやコンビニエンスストアなどの取扱店で手数料が含まれた指定ごみ袋を購入することで手数料を納めます。

#### ● 手数料の減免等

子育て支援や介護支援、まち美化などの観点から、以下の減免制度等を設けています。

- ・「札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業」を受けている方に対する減免
- ・2歳未満の乳幼児がいる世帯に対する減免
- ・道路や公園など、公共の場所の清掃で回収したごみを無料で収集するボランティア清掃専用ごみ袋の交付

#### ● 手数料の使途

指定ごみ袋の販売を通じて得られた手数料（平成24年度：約30億円）は、「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化や、集団資源回収奨励金、ごみステーション問題の改善、指定ごみ袋の製造など、ごみの減量・リサイクルの促進に寄与するような施策・事業に充てています。

#### ② 事業ごみ処理手数料

札幌市が処理する事業ごみについては、「排出事業者処理責任の原則」に基づく適正な負担をしていただくため、ごみ処理にかかる経費等を考慮して設定した手数料を徴収しています。



## 1-4 ごみ処理施設・環境教育施設等

### ① 清掃工場及び破碎工場

清掃工場は、昭和46年度に発寒第二清掃工場（現在は廃止）が本格的な焼却施設として稼動を始め、現在は3工場（発寒、駒岡、白石）で日量2,100トンの焼却能力を確保し、「燃やせるごみ」の全量を焼却しています。

現計画策定時は篠路清掃工場を合わせた4工場体制でしたが、「新ごみルール」導入後、焼却ごみ量の大幅な減量を達成したため、老朽化していた篠路清掃工場を平成23年3月末に廃止しています。

なお、焼却時の余熱エネルギーを有効活用するため、蒸気タービンで発電して工場の運転に使用するとともに、余剰電力を電力会社に売却しているほか、住宅やビルの冷暖房などに熱供給しています。

破碎工場については、清掃工場に併設された2工場（発寒、駒岡）と、焼却炉を廃止した篠路清掃工場敷地内の工場の合計3工場があり、大型ごみ等を破碎処理するとともに、金属などの資源を回収しています。

施設名	処理能力	所在地	竣工年月	
清掃工場	発寒清掃工場	600 t/日 (300 t/日×2炉)	西区発寒15条14丁目1-1	平成4年11月
	駒岡清掃工場	600 t/日 (300 t/日×2炉)	南区真駒内602	昭和60年11月
	白石清掃工場	900 t/日 (300 t/日×3炉) 併設灰熔融施設* 140 t/日 (70 t/日×2炉)	白石区東米里2170-1	平成14年11月
破碎工場	発寒破碎工場	150 t/日	西区発寒15条14丁目2-30	平成10年10月
	篠路破碎工場	150 t/日	北区篠路町福移153	昭和55年12月
	駒岡破碎工場	200 t/日	駒岡清掃工場敷地内	昭和61年2月

※ 平成26年度停止予定

### ② 埋立地

最終処分場となる埋立地については、ごみの埋立と公園緑化を組み合わせた「環状グリーンベルト構想」（昭和57年2月策定）に基づいて埋立用地を確保してきており、家庭や事業所からの「燃やせないごみ」や清掃工場から発生する焼却灰を、現在2か所の処理場（山本・山口）で埋立しています。

施設名	地区	所在地	総面積 (埋立面積)	竣工年月
山本処理場*	山本地区、山本北地区、山本東地区 東米里地区、東米里西地区	厚別区厚別町山本1065 他	269ha (161ha)	昭和59年度
山口処理場	第2山口（平成11年埋立終了） 第3山口	手稲区手稲山口364 他	86ha (51ha)	昭和61年度 平成9年度

※ 山本地区、山本北地区、東米里地区は埋立終了



### ③ 資源化施設

ごみ資源化工場では、事業系の紙くず等から固形燃料の製造を行っています。製造された固形燃料は、熱供給事業者に売却しています。

中沼・駒岡の資源選別センターでは、分別収集された「びん・缶・ペットボトル」を選別しています。

中沼プラスチック選別センターでは、分別収集された「容器包装プラスチック」の選別を行っています。

中沼雑がみ選別センターでは、分別収集された「雑がみ」の選別を行っています。

これらの施設で選別された資源物は、再商品化事業者などへ売却又は引渡しを行い、資源化しています。

なお、雑がみ選別の一部や蛍光灯・乾電池の処理、焼却灰のリサイクルなどは、委託先の民間施設で行われています。

施設名	処理能力	所在地	竣工年月
ごみ資源化工場 (燃料工場)	200t/日	北区篠路町福移153-1	平成 2年 3月
中沼プラスチック選別センター (容器包装プラスチック)	82.6t/日	東区中沼町45-11	平成12年 6月
中沼資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	105t/日 (35t/日×3系列)	東区中沼町45-24	平成10年 8月
駒岡資源選別センター (びん・缶・ペットボトル)	70t/日 (35t/日×2系列)	南区真駒内129-30	平成10年 8月
中沼雑がみ選別センター (雑がみ)	85t/日	東区中沼町45-19	平成21年 7月 ※供用開始年月日

### ④ リサイクルプラザ・リユースプラザ・環境プラザ

リサイクルプラザとリユースプラザは、不用品の有効活用とごみ減量・リサイクル意識の向上・定着を図るための情報発信拠点として設置した施設です。リサイクルを希望して出された家具や自転車などの大型ごみは、リサイクルプラザ発寒工房で修理し、リサイクルプラザ宮の沢とリユースプラザで市民に有償で提供しています。

また、札幌市における環境教育を推進するための拠点施設である環境プラザでは、エネルギーや地球温暖化、ごみなどのさまざまな環境問題に関する情報発信等を行っています。

施設名	所在地	開設年月
リサイクルプラザ宮の沢 (環境教育、普及啓発、リサイクル家具等の展示・提供など)	西区宮の沢1条1丁目1-10 (生涯学習総合センターに併設)	平成12年 8月
リサイクルプラザ発寒工房 (リサイクル家具等の修理)	西区発寒15条14丁目2-30 (発寒破碎工場に併設)	平成10年 10月
リユースプラザ (イベントなどを通じた普及啓発、リユース家具等の展示・提供など)	厚別区厚別東3条1丁目1-10	平成21年 4月
環境プラザ (環境活動の拠点)	北区北8条西3丁目 札幌エルプラザ 2階	平成15年 9月

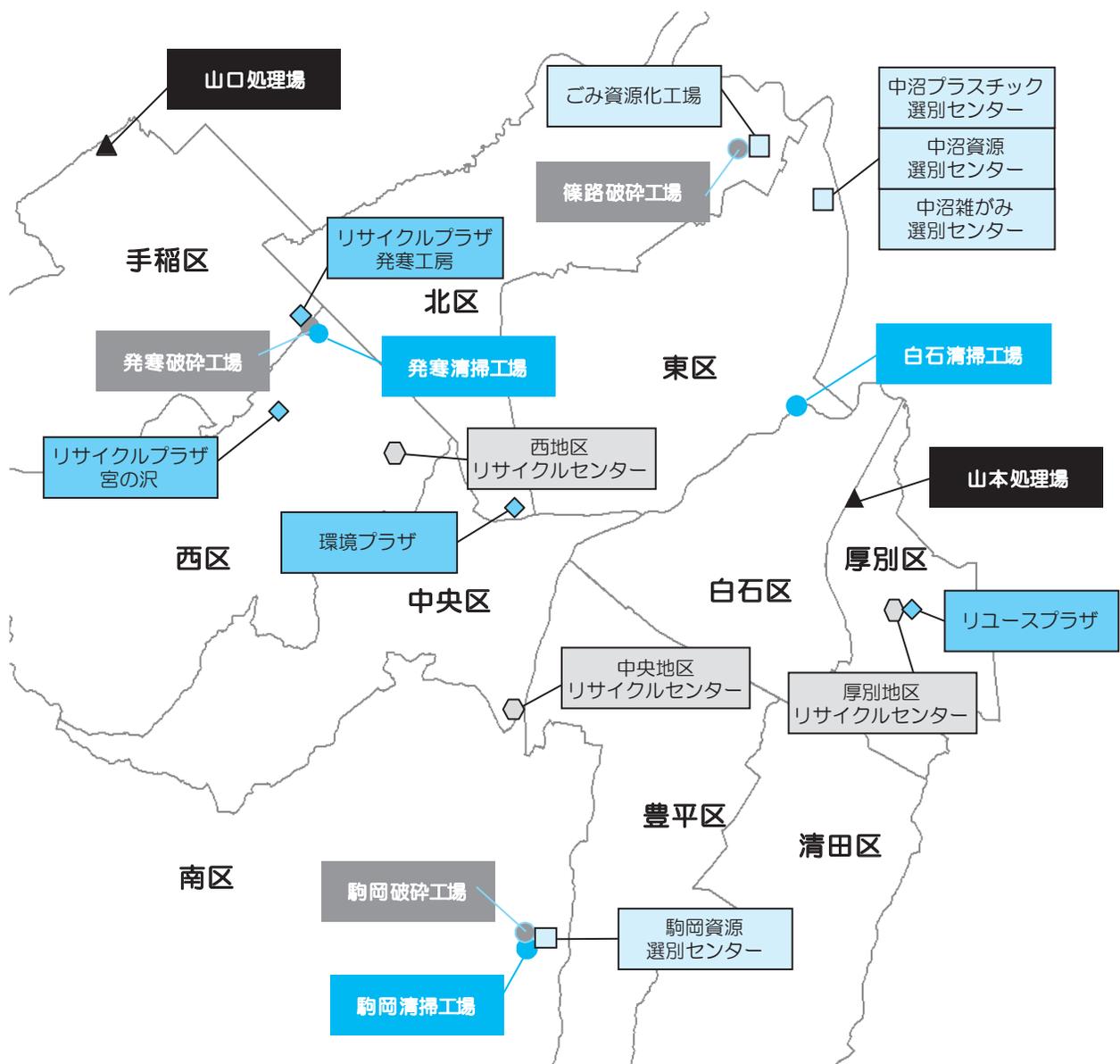


### ⑤ 地区リサイクルセンター

地区リサイクルセンターは、家庭から出る新聞・雑誌・ダンボールや廃食油のほか、小型家電や金属、布類など、さまざまな種類の資源物を無料で持ち込むことができる施設で、土日も開設しています。

施設名	所在地	開設年月
中央地区リサイクルセンター	南区南30条西8丁目7-1（中央清掃事務所敷地内）	平成20年11月
厚別地区リサイクルセンター	厚別区厚別東3条1丁目1-10（リユースプラザ内）	平成21年4月
西区リサイクルセンター	西区二十四軒4条1丁目5（リサイクルプラザ二十四軒サテライト内）	平成23年3月

施設位置図



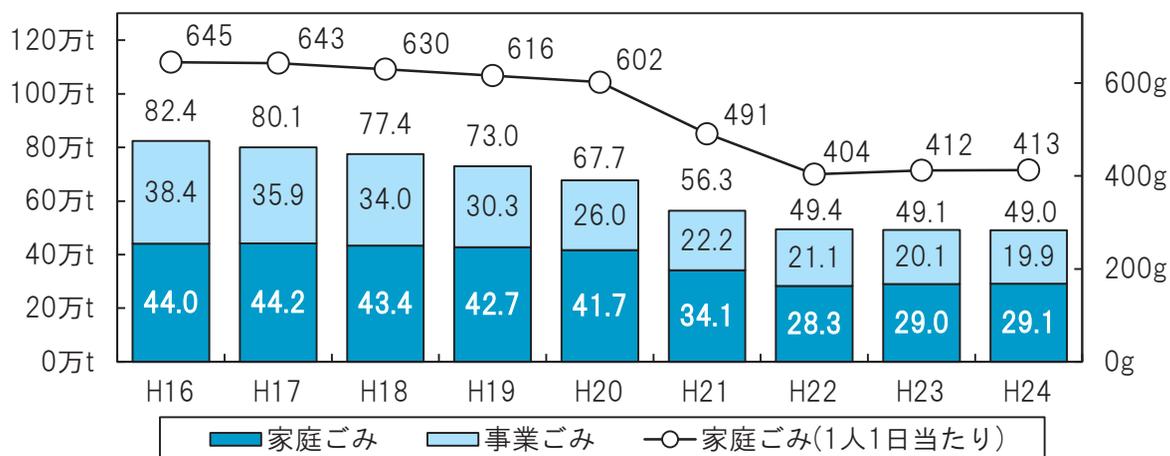
## 2. 札幌市のごみ処理の課題

### 2-1 さらなるごみの減量に向けた「市民力」の結集

平成21年7月に導入した「新ごみルール」の効果と、市民一人ひとりの協力と取組の成果により、平成16年度（基準年度）に82万トンあった札幌市の廃棄ごみは、平成24年度には49万トンとなり、33万トンもの減量に成功していますが、平成22年度以降の廃棄ごみ量は横ばい傾向が続いています。

「環境首都・札幌」を目指してさらなるごみ減量・リサイクルを推進し、環境に与える負荷を低減していくためには、これまでに発揮されてきた札幌市民の「市民力」を改めて結集し、取り組むことが不可欠であるため、札幌市は、市民・事業者が自主的にごみの減量とリサイクルを実践することができるような環境づくりを行っていく必要があります。

廃棄ごみ量の推移



## 2-2 「燃やせるごみ」に出される資源物

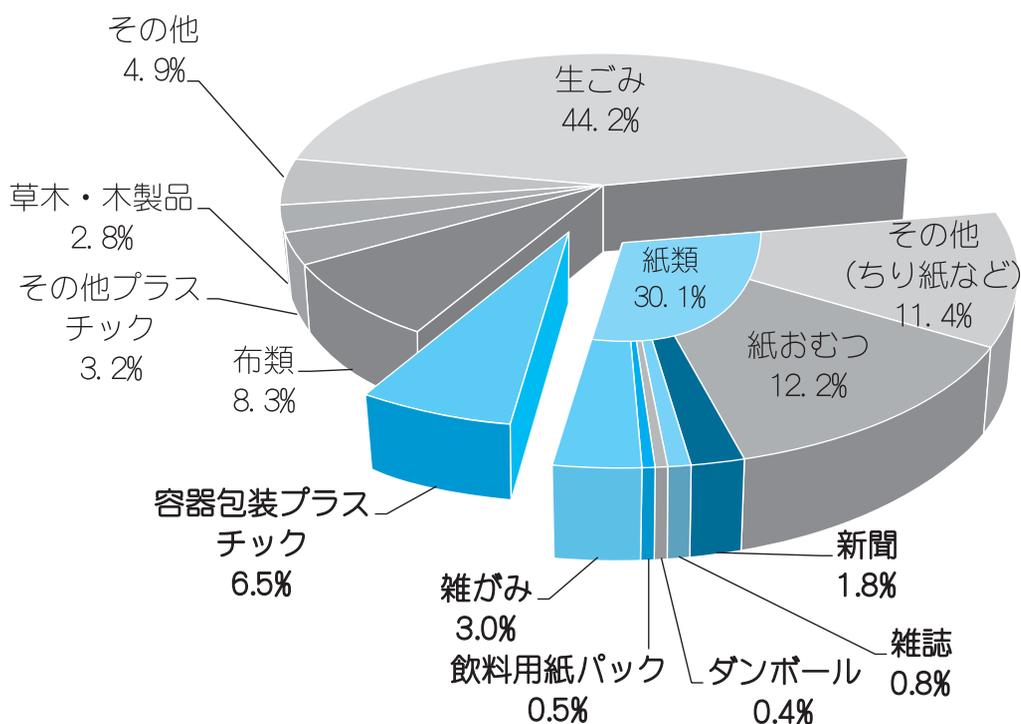
家庭から出される「燃やせるごみ」には、集団資源回収に出すことを推奨している新聞・雑誌・ダンボールや、資源物として収集している雑がみ、容器包装プラスチックなど、有効利用可能な多くの資源物が排出されています。また、平成24年度の分別協力率※は、「雑がみ」で68%、「容器包装プラスチック」で60%となっており、その他の資源物と比較して、紙類と容器包装プラスチックの分別が進んでいないことが分かります。

このような資源物が「燃やせるごみ」などに出される理由を見ると、「分別方法がよく分からない」「分別するのが面倒」といった、普及啓発による適正排出の促進が可能と考えられる意見が多く挙げられています。

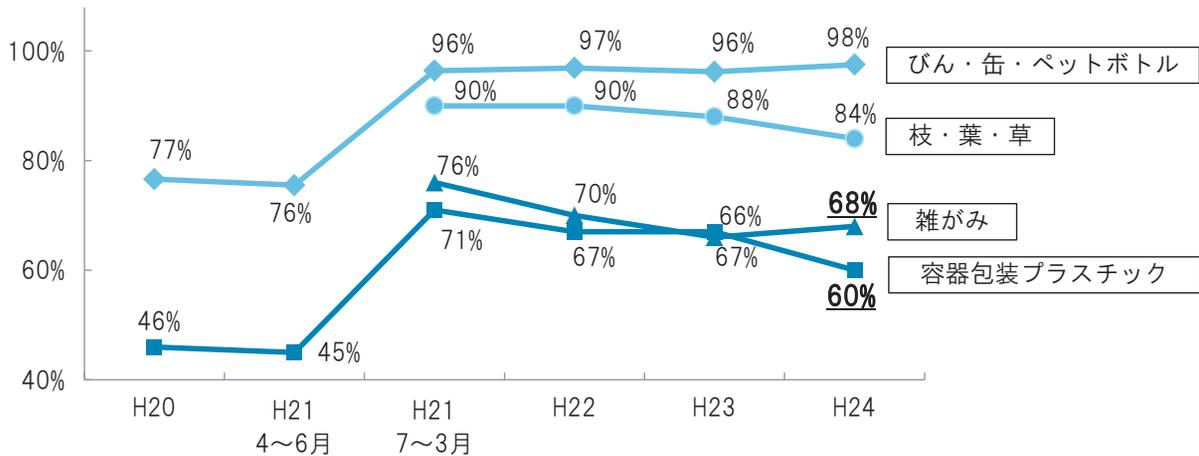
このため、特に紙類と容器包装プラスチックについて、正しく分別し、資源物として出すことを促す積極的かつ継続した普及啓発が必要です。

※ ごみステーションに出されたある資源物の総量のうち、正しい分別区分に出された割合

燃やせるごみの組成（平成24年度）



### 分別協力率の推移



### 平成25年度第1回市民アンケート調査結果

#### ●容器包装プラスチックを「燃やせるごみ」などに出す理由

- 分別の仕方がよくわからなかったから……………30.3%
- 分別するのが面倒だから……………20.3%
- 週1回の収集では家庭にたまってしまうから……………24.3%
- 分別（リサイクル）しても意味がないと思うから……………4.7%
- その他……………19.7%
- 無回答……………16.0%

#### ●チラシ・パンフレット類※を「燃やせるごみ」などに出す理由

- 雑がみに出してはいけないと思っていたから……………17.1%
- 分別するのが面倒だから……………16.8%
- 2週に1回の収集では家庭にたまってしまうから……………27.0%
- 分別（リサイクル）しても意味がないと思うから……………2.8%
- その他……………22.7%
- 無回答……………23.9%

※ チラシ・パンフレット類は集団資源回収又は「雑がみ」に出すこととしています。



### 2-3 家庭から出る生ごみへの対応

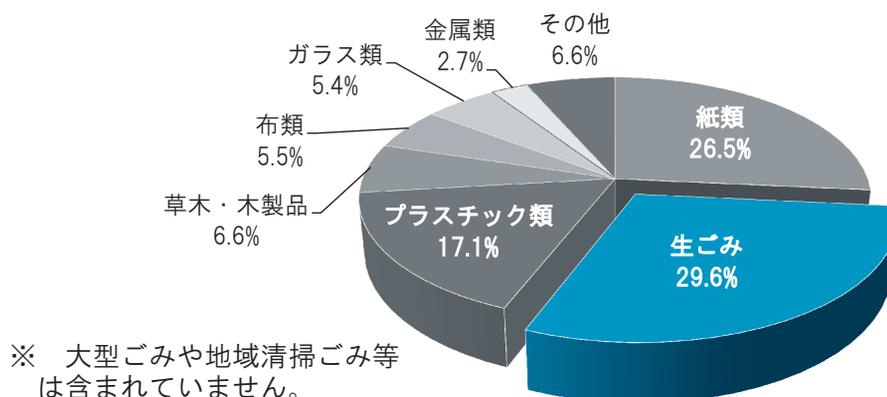
平成24年度にごみステーションから収集した家庭ごみの組成を見ると、生ごみは全体の29.6%、「燃やせるごみ」の44.2%（→33ページ「燃やせるごみの組成」）となっており、他のごみ種と比べて割合が高くなっています。

また、家庭から出る生ごみの排出量は、減少傾向にはあるものの、平成22年度以降は11万トン程度で横ばいの状況が続いています。

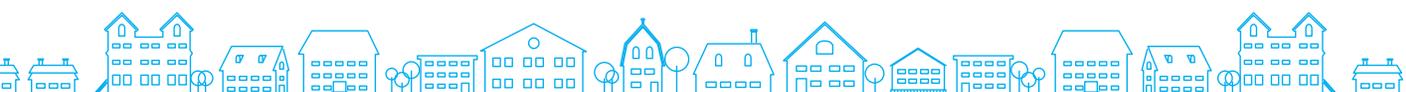
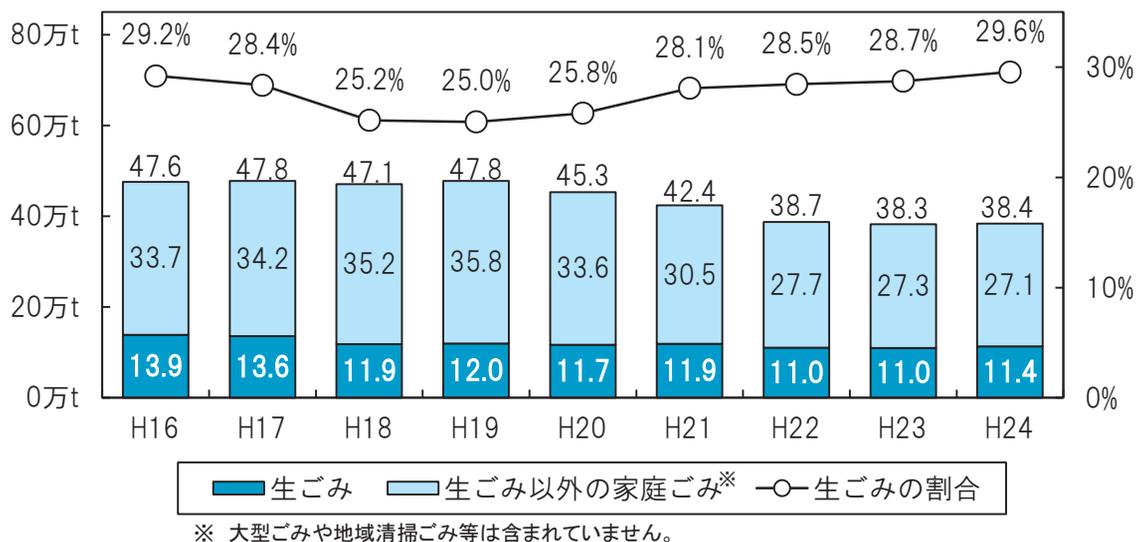
生ごみの減量には、ごみステーションでのカラスによる被害などを減らし、ごみステーションを清潔に保つ効果があります。また、約8割が水分と言われている生ごみが減ることで、清掃工場においてごみが燃えやすくなることから、廃棄物発電の効率化につながります。

このことから、さらなる焼却ごみの減量に向けては、家庭ごみの中で排出割合が特に高く、減量によるメリットが多い生ごみに焦点を当て、より一層の減量・資源化に取り組んでいくことが不可欠です。

家庭ごみ（ステーション収集）の組成（平成24年度）



生ごみの排出量と家庭ごみ（ステーション収集）に占める割合の推移

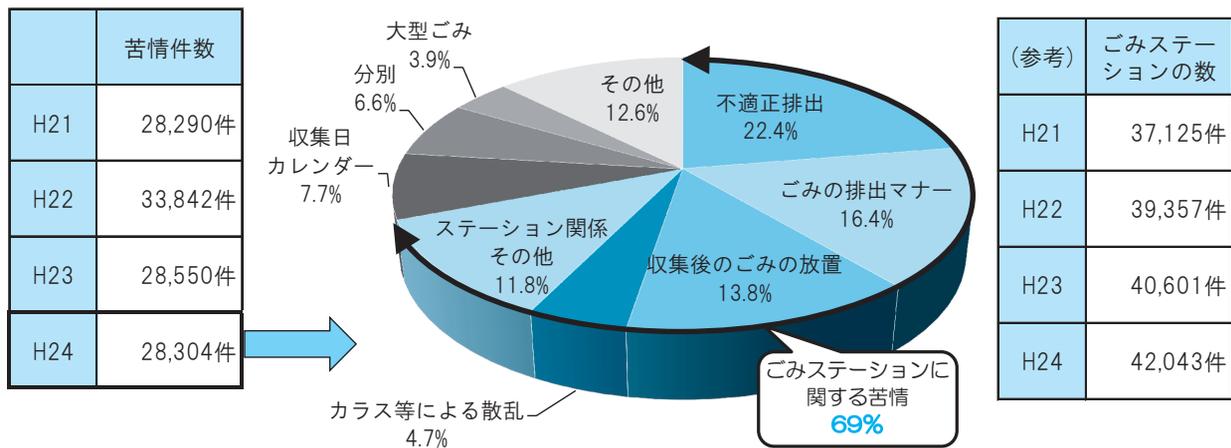


## 2-4 ごみステーションに関する市民ニーズ

清掃事務所に寄せられた苦情の件数は、平成23年度以降、2.8万件程度で横ばいとなっています。その内訳を見ると、ごみステーションに関する苦情が全体の7割を占めており、カラス・小動物による被害、不適正な排出によるごみの散乱などの問題があるため、市民のごみステーションに対する関心が非常に高いことが分かります。

このような市民ニーズに対応するため、ごみステーションの改善に関する施策を拡充していく必要があります。

清掃事務所に寄せられた苦情の件数と内訳



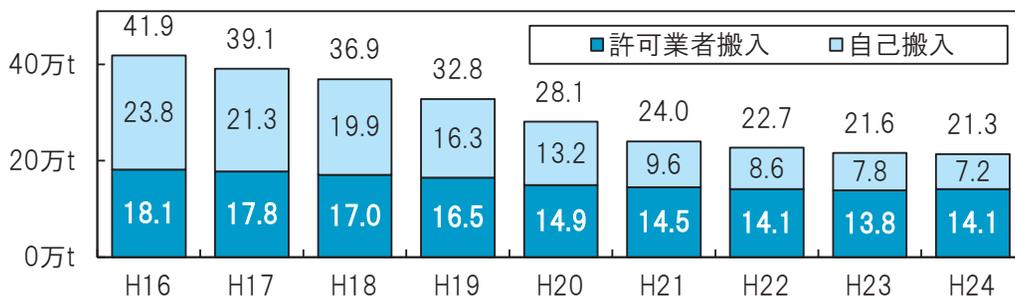
## 2-5 事業ごみの減量とリサイクル

札幌市が処理する事業ごみの量はこれまで順調に減少してきましたが、平成23年度以降は横ばい傾向となっています。

しかしながら、資源化可能な紙ごみや木くずが清掃工場に搬入されることも多い現状を踏まえると、事業ごみについてもまだ減量とリサイクルを進める余地が残されていると考えられます。

このため、事業者によるごみの減量や分別、民間リサイクルルートを活用などの取組をさらに促進していく必要があります。

札幌市が処理した事業ごみの推移

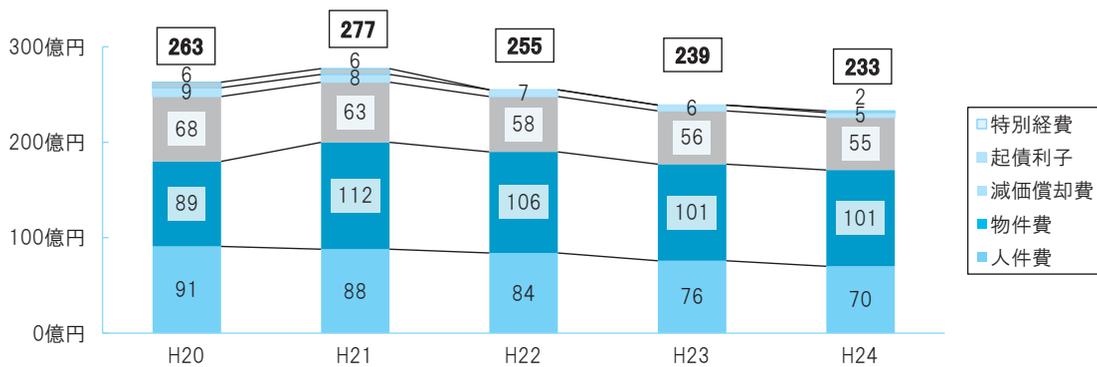


## 2-6 ごみ処理費用抑制の必要性

現計画策定以降のごみ処理費用を企業会計的手法（→38ページ）で算定すると、新たな施策の実施に伴う物件費の増により、平成21年度は全体費用が若干増加しましたが、平成22年度以降は減少傾向にあり、平成24年度は233億円となっています。

ごみ処理費用は順調に減少していますが、今後、耐用年数を迎えるごみ処理施設の更新などが控えていることもあり、清掃事業全般の効率化などにより、ごみ処理費用をさらに抑制していくことが求められます。

### ごみ処理費用の推移

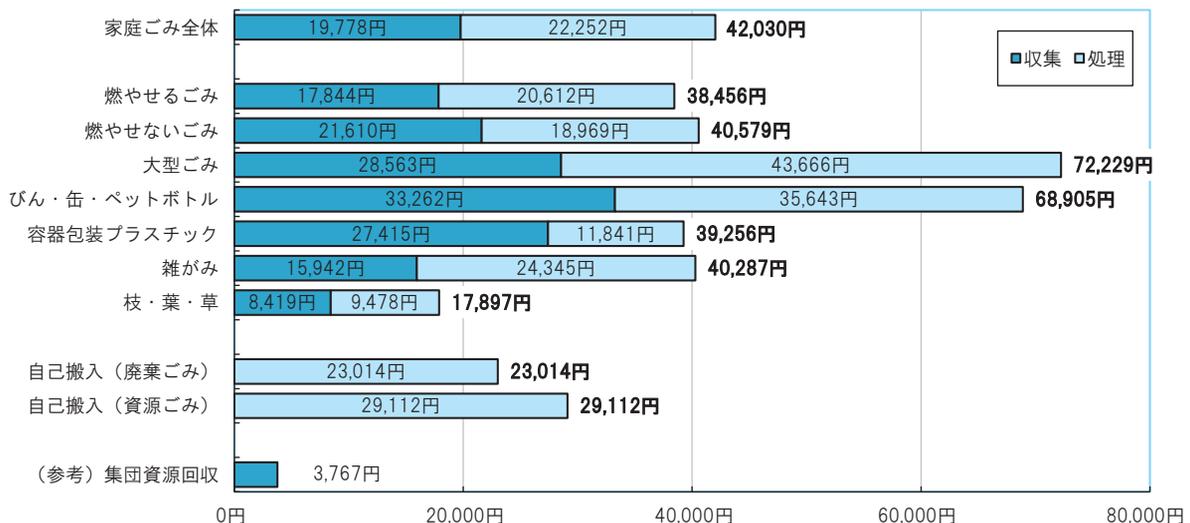


特別経費：清掃工場の設備解体等に要する経費  
 起債利子：既存施設の建設・整備などに伴う市債残高に係る利子  
 減価償却費：清掃工場や車両など既存施設・設備の取得に要した費用を、その施設・設備が使用できる期間に渡って配分した費用  
 物件費：消耗品購入や建物補修に要する費用、光熱水費、委託料など  
 人件費：清掃関係職員の給与、退職手当など

## コラム 6

### 1トン当たりのごみ種別処理原価（平成24年度実績）

「大型ごみ」や「びん・缶・ペットボトル」は、他のごみ種に比べ経費が高くなっています。これは、「大型ごみ」は申し込みによる戸別収集をしているため、「びん・缶・ペットボトル」は重量の割に容積が大きくかさ張るため、他のごみ種に比べ収集効率が悪いことなどによるものです。



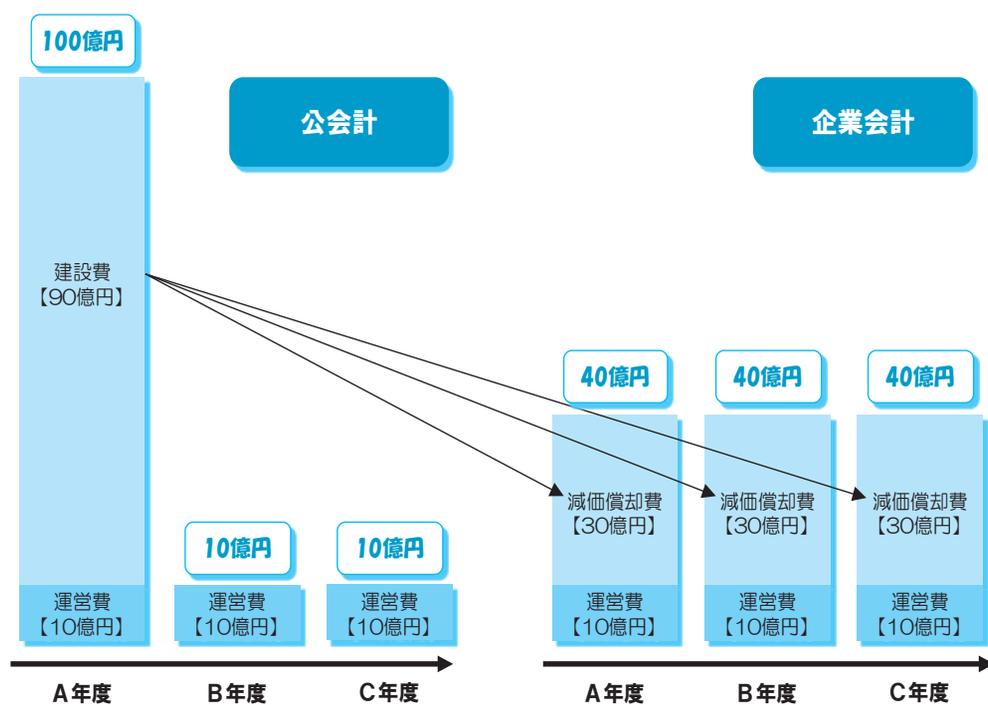
コラム  
7

企業会計的手法

公会計で用いられる単年度の決算額は、工場新設など施設整備の有無によって金額が大きく変動するため、必ずしもその年度の経営状況を適切に反映しているとはいえません。

そのため、単年度決算額ではなく、施設整備費を減価償却費に置き換えるなど、民間企業が行っているような会計方法でごみ処理費用を表すことで、清掃事業の運営状況を実態に則した形で認識することができます。

公会計と企業会計の違いのイメージ



## 基本計画の目標と施策体系

## 1. 基本目標

札幌市は193万人の人口を擁する大都市でありながら、緑豊かな自然に恵まれ、この貴重な自然は市民の大きな財産となっています。この自然環境を守り、次代に引き継ぐことは、現代に生きる私たちの責務です。

現代社会に生きる私たちは、産業や経済の発展によって物質的な豊かさと利便性を求めるがために、限りある資源とエネルギーを大量に消費してきました。

そうして生まれた「大量生産・大量消費」型の社会は、使い捨ての生活スタイルを助長するなど物質循環を断ち、大量のごみを発生させる結果を招くこととなりました。

大量生産・大量消費は、資源をもたらず生物や生態系へ大きな影響を与え、生物多様性の喪失につながっています。また、排出されたごみの処理は、地域の生活環境へ少なからず影響をもたらします。さらに、石油や電気など多くのエネルギー消費による二酸化炭素の排出は、地球温暖化という極めて深刻な問題にまで及んでいます。

こうした問題は、私たち人間活動のあり方を見直さなければ、その解決にはつながりません。生活様式や事業活動など社会全体が変わり、生活の豊かさや社会の発展を地球環境への影響という視点から考えなければならぬのです。

かけがえのない地球環境を守るため、私たち一人ひとりが自覚し、積極的に参加・行動することで、「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から脱却し、生活の無駄を省き、資源循環を目指して限りある資源やエネルギーを有効に使う、そして環境への負荷をできる限り少なくする社会を目指していかなければなりません。

このため、これまでの計画で目指してきた環境低負荷型資源循環社会（都市）を引き続き札幌市の理想像として掲げ、基本目標とします。

## 基本目標

## 環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現



## 2. 基本方針

本計画の基本目標として掲げる「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」は、ごみの減量や処理に伴う環境負荷の軽減を目指しているものですが、それを達成するためには環境の側面だけでなく、経済的な側面、さらには社会的な側面との間で、調和やけん制を保ちながらバランスをとっていくことが必要です。

そこで、札幌市の取組を策定するに当たっては、環境・経済・社会のそれぞれの視点を考慮することとし、引き続き次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1：環境 発生するごみ量を低減するとともに、 ごみ処理に伴う環境負荷をできる限り少なくする

ごみの発生・排出を抑制し、それでもなお排出されるごみについては、資源化の推進によって焼却処理や埋立処分するごみを少なくするとともに、環境負荷のできる限り少ない適正な処理を目指していきます。

### 基本方針2：経済 費用対効果を十分考慮し、 かかる費用を最小限に抑える

ごみ減量・リサイクルへの取組やごみの適正処理に当たっては、費用対効果を十分考慮し、かかる費用を最小限に抑えていきます。

### 基本方針3：社会 市民・事業者・札幌市の協働による ごみ減量・リサイクルの取組を促進する

ごみの減量・リサイクルについては、市民・事業者・札幌市それぞれが、自らの問題として認識し、役割と責務を果たしながら、協働して取り組んでいきます。



## 3. ごみ量管理目標

### 3-1 ごみ量管理目標

本計画を進めていくうえでは、ごみについて、種類や数量、さらには排出源などを的確に把握し、その流れをコントロールしていくことが大切です。また、ごみ量に係る具体的な数値目標を設け、市民・事業者とその目標を共有し、その達成状況（成果）を確認・評価しながら、それぞれの役割に基づいてごみ減量・リサイクルに取り組んでいく必要があります。

改定計画では、現計画に掲げた5つのごみ量管理目標を引き続き項目として設定するとともに、「燃やせるごみ」の4割を占める生ごみ（→35ページ）に着目した「家庭から出る生ごみ量」を新たなごみ量管理目標として設定します。

### 3-2 目標値の考え方

「新ごみルール」の導入以降、札幌市におけるごみ減量・リサイクルは大きく進んでおり、すでに高い水準に達していますが、基本目標に掲げた「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」に向けては、限りある資源やエネルギーを有効に使い、環境負荷をできる限り少なくする社会を目指し、より高いレベルのごみ減量・リサイクルに取り組んでいく必要があります。札幌市民の高い「市民力」を改めて結集して課題に立ち向えば、それは不可能なことではありません。

このため、改定計画では、より高い目標値を「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」に設定し、水切り・堆肥化による生ごみの減量や資源物の適正排出など、身近なごみ減量・リサイクル行動のさらなる促進により、政令市で最も廃棄ごみ量の少ない都市を目指します。

また、すでに最終目標を達成している「廃棄ごみ量全体」「焼却ごみ量」「埋立処分量」の目標値については、「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」の目標値として設定する高い水準に合わせて改定します。新たに設定する「家庭から出る生ごみ量」についても、同様に高い水準の目標値を設定します。

なお、「リサイクル率」については、現計画の最終目標と現状に差があることから、引き続き現計画の最終目標の達成を目指します。

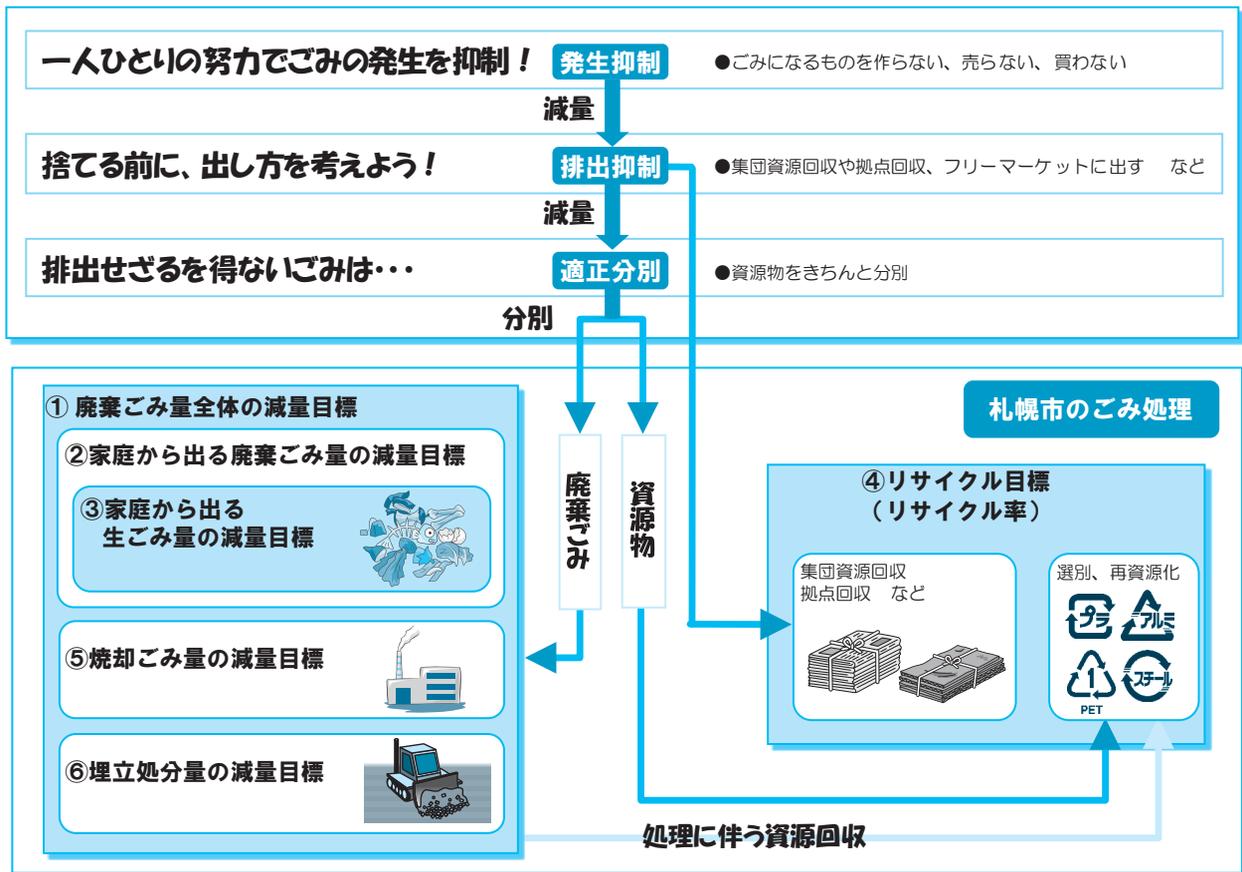


改定計画のごみ量管理目標（目標年度：平成29年度）

<p>① 廃棄ごみ量全体の減量目標</p> <p>平成24年度と比較して <b>3.0万 t</b> 以上減量 (平成24年度実績：49.0万 t)</p>	<p>② 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標</p> <p>1人1日当たり <b>380 g</b> 以下 (平成24年度実績：413g)</p>
<p>③ 家庭から出る生ごみ量の減量目標</p> <p>平成24年度と比較して <b>1.0万 t</b> 以上減量 (平成24年度実績：11.4万 t)</p>	<p>④ リサイクル目標（リサイクル率）</p> <p><b>30%</b>以上 (平成24年度実績：26.7%)</p>
<p>⑤ 焼却ごみ量の減量目標</p> <p>平成24年度と比較して <b>2.8万 t</b> 以上減量 (平成24年度実績：43.8万 t)</p>	<p>⑥ 埋立処分量の減量目標</p> <p>平成24年度と比較して <b>2.0万 t</b> 以上減量 (平成24年度実績：9.8万 t)</p>

New!

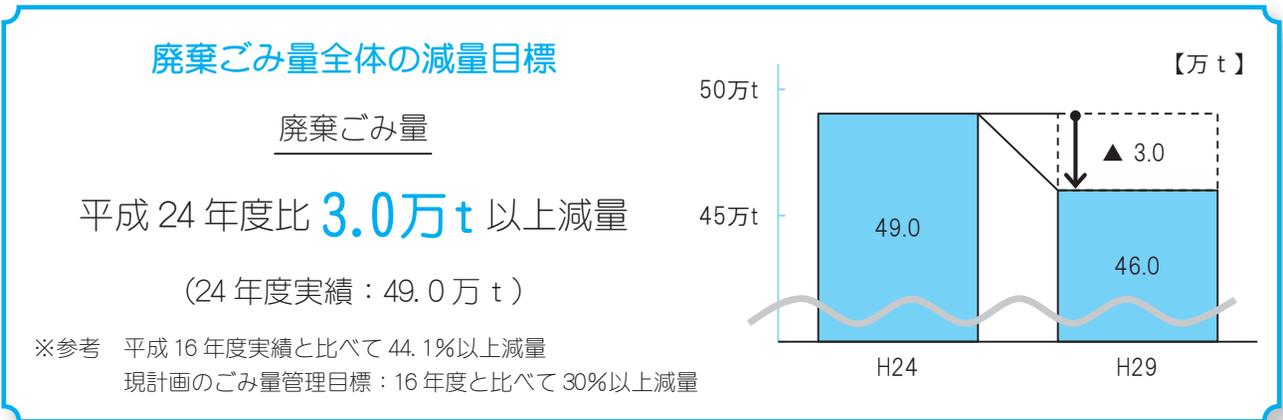
ごみ量管理の流れ



① 廃棄ごみ量全体の減量目標

「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」などの廃棄ごみは、最終的に焼却処理や埋立処分することとなるため、ごみの発生・排出抑制やリサイクルの促進により減量していくことが重要です。

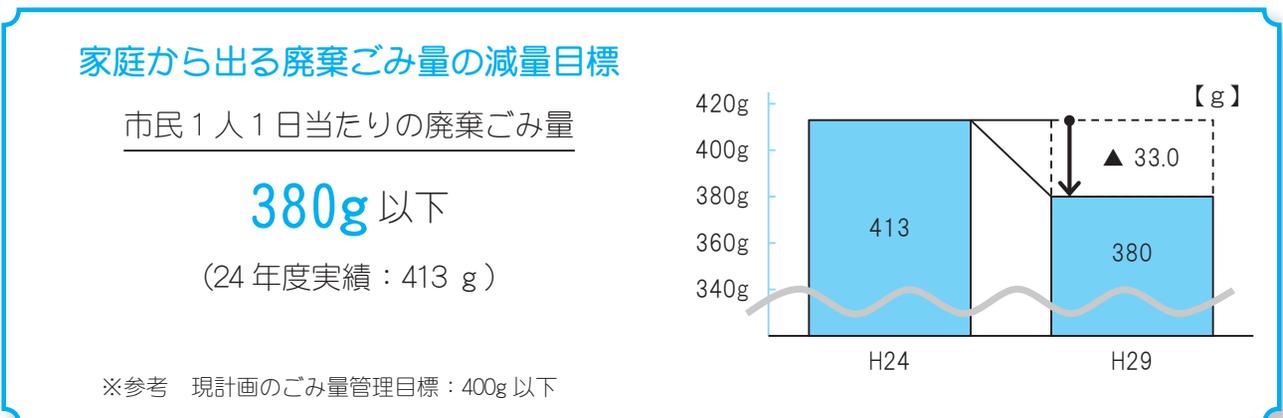
現計画における廃棄ごみ量全体の減量目標はすでに達成していますが、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するため、改定計画では、平成24年度と比べて3万トン以上の廃棄ごみ量の減量を目指します。



② 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標（市民1人1日当たりの廃棄ごみ量）

札幌市の廃棄ごみ量は年間49万トンとなっていますが、そのうち、家庭から出される廃棄ごみは29万トンと、全体の6割を占めており、この家庭から出る廃棄ごみを減量していくことが重要です。

平成24年度の市民1人1日当たりの廃棄ごみ量は413gと、現計画の最終目標である400gに迫っていることから、これを達成することはもとより、さらなる減量を目指し、改定計画では、市民1人1日当たりの廃棄ごみ量380g以下を目指します。



### ③ 家庭から出る生ごみ量の減量目標

今後、さらなるごみの減量・リサイクルを推進していくためには、家庭ごみの3割、「燃やせるごみ」の4割を占める生ごみ（→35ページ）を減量していく必要があります。

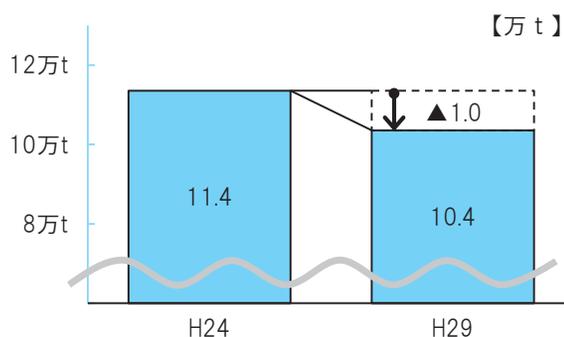
このため、改定計画においては、他のごみ量管理目標の達成に向けて欠かせない「家庭から出る生ごみ量の減量目標」を新たに設定し、平成24年度と比べて1万トン以上の減量を目指します。

#### 家庭から出る生ごみ量の減量目標

家庭から出る生ごみの量

平成24年度比 **1.0万t** 以上減量

(24年度実績：11.4万t)



### ④ リサイクル目標 (リサイクル率)

ごみを資源として活用することは、処理するごみの減量はもちろん、新たな資源の使用を抑制し、環境負荷を軽減することにつながります。

平成24年度のリサイクル率は26.7%と、現計画の中間目標である25%を達成しているものの、最終目標である30%に比べて低く、さらなる努力を続ける必要があります。

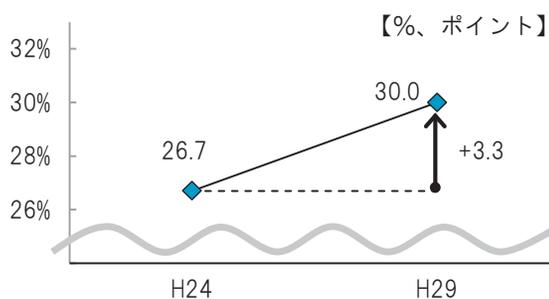
このため、改定計画においては、ごみの資源化を徹底的に進めるため、引き続きリサイクル率30%以上を目指します。

#### リサイクル目標

リサイクル率

**30%**以上

(24年度実績：26.7%)



※参考 現計画のごみ量管理目標：30%以上

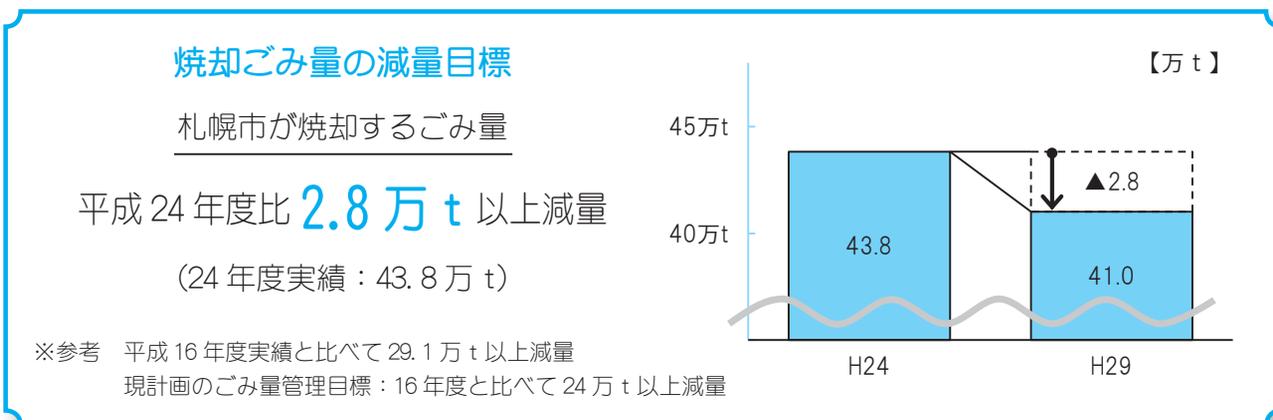
$$\text{※リサイクル率} = \frac{\text{リサイクル量 (集団資源回収・拠点回収を含む)}}{\text{札幌市が処理するごみ量 (資源物を含む) + 集団資源回収量 + 拠点回収量}}$$



### ⑤ 焼却ごみ量の減量目標

現計画に掲げた焼却ごみの減量目標については、市民一人ひとりの取組により最終目標を達成し、平成 23 年 3 月末をもって篠路清掃工場を廃止することができました。

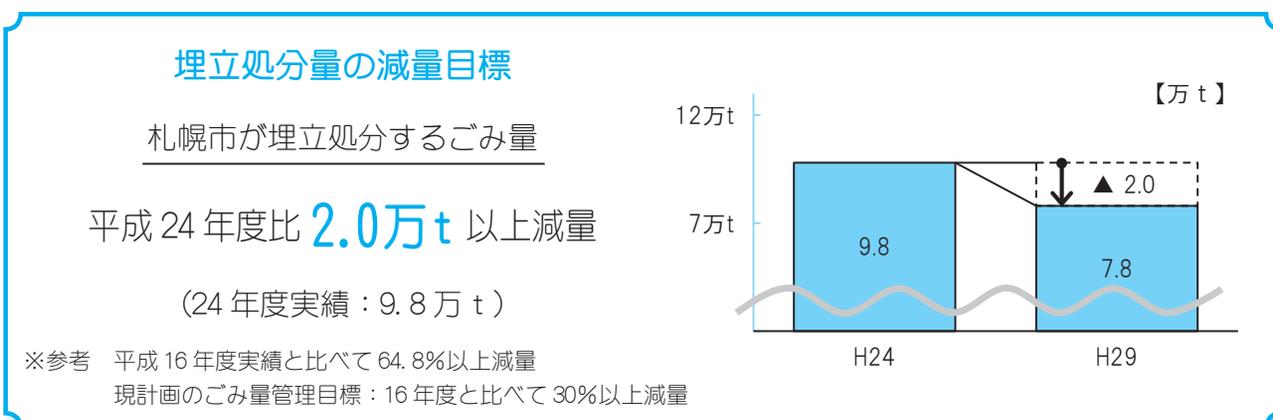
改定計画においては、現在の 3 工場体制による安定的な焼却処理の継続と、さらなる環境負荷低減を目指し、平成 24 年度と比べて 2.8 万トン以上の焼却ごみ量の減量を目指します。



### ⑥ 埋立処分量の減量目標

現計画における埋立処分量の減量目標はすでに達成していますが、今後においても処分のために広大な埋立地が必要になることや埋立により生じる環境負荷などを考慮すると、埋立処分量をさらに減らし、現在の埋立地をできるだけ長く使うことを目指していかねければなりません。

このため、さらなる埋立地の延命を目指し、改定計画では、平成 24 年度と比べて 2 万トン以上の埋立処分量の減量を目指します。



## 実績と目標の比較

	実績値		目標値		実績値と目標値の比較				目標値の比較	
	16年度 ※1	24年度	29年度 (現計画)	29年度 (改定計画)	16年度比	増減率	24年度比	増減率	改定による増減	
	a	b	c	d	d-a		d-b		d-c	増減率
人口※2	1,868千人	1,929千人	1,930千人	1,935千人	+66.7千人	+3.6%	+6.2千人	+0.3%	+5.0千人	+0.3%
廃棄ごみ量 全 体	823,600t	490,367t	576,500t	460,300t	▲363,300t	▲44.1%	▲30,067t	▲6.1%	▲116,200t	▲20.2%
家庭から出る 廃棄ごみ量 (1人1日当たり)	645g	413g	400g	380g	▲265g	▲41.1%	▲33g	▲8.0%	▲20g	▲5.0%
家庭から出る 生ごみの量	139,046t	113,577t		103,500t	▲35,546t	▲25.6%	▲10,077t	▲8.9%	新 規	
リサイクル率	16.0%	26.7%	30.0%	30.0%	+14.0ポイント		+3.3ポイント		据 置 き	
焼却ごみ量	701,614t	438,269t	461,600t	410,200t	▲291,414t	▲41.5%	▲28,069t	▲6.4%	▲51,400t	▲11.1%
埋立処分量	221,707t	98,034t	155,100t	78,000t	▲143,707t	▲64.8%	▲20,034t	▲20.4%	▲77,100t	▲49.7%

※1 平成16年度：現計画のごみ量管理目標基準年度

※2 将来人口：札幌市環境局推計値



## 4. みんなでごみ減量！スリム行動指標

この改定計画に掲げる高いごみ量管理目標を達成するためには、より一層の市民の協力が不可欠ですが、ごみ量管理目標は、市民・事業者・札幌市それぞれが多種多様な取組を行って達成を目指す目標であることから、市民にとって、実践する必要がある具体的な行動との直接的な関係をイメージしづらいという側面があります。

このことから、改定計画では、ごみ量管理目標の達成に向けて各家庭で特に実践してほしい3つのごみ減量・リサイクル行動を掲げ、その実践と習慣化を推進するとともに、それぞれの行動により達成してほしい目標を明確に示すため、「みんなでごみ減量！スリム行動指標」を新たに設定します。

### みんなでごみ減量！スリム行動指標（目標年度：平成29年度）

#### ① 指定ごみ袋の使用枚数を減らそう！

##### 指定ごみ袋の使用枚数

1世帯1月当たり、10リットル換算

**1枚**以上減量

（平成24年度実績：14枚）

#### ② 紙・容器プラをきちんと分別しよう！

##### 燃やせるごみに含まれる紙・容器プラの量

1世帯1月当たり

**1kg**以上減量

（平成24年度実績：3kg）

#### ③ 生ごみは水切りしてから出そう！

##### 生ごみの水切り実践世帯の割合

**80%**以上

（平成24年度実績：68%）



### ① 指定ごみ袋の使用枚数を減らそう！

日常生活の中で、市民一人ひとりが、指定ごみ袋の使用枚数を減らしたり、より小さな指定ごみ袋を使用するよう意識することが、廃棄ごみである「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の減量につながります。

改定計画では、指定ごみ袋の使用枚数を1世帯1月当たり1枚（10リットル相当）以上減らすことを目指します。

#### 指定ごみ袋の使用枚数

1世帯1月当たり、10リットル換算※  
平成24年度比 **1枚**以上減量  
(平成24年度実績：14枚)

#### ●どうやって減らしたらいいの？

まずは、毎日の生活を見直して、ごみ減量の基本である4つの「R」(→57ページ)を心がけてみましょう。ごみを減量する方法はたくさんあります。

ごみの減量で指定ごみ袋の節約を！

※ 指定ごみ袋取扱店への出荷枚数から推計

### ② 紙・容器プラをきちんと分別しよう！

現在、家庭から出される「燃やせるごみ」には、紙類や容器包装プラスチックが多く含まれています(→33ページ)。つい「燃やせるごみ」に出してしまっている紙類や容器包装プラスチックは、きちんと分別することでリサイクルされ、新たな資源として生まれ変わります。

改定計画では、「燃やせるごみ」に含まれている紙類と容器包装プラスチックを1世帯1月当たり1kg以上減らすことを目指します。

#### 燃やせるごみに含まれる 紙・容器プラの量

1世帯1月当たり※  
平成24年度比 **1kg**以上減量  
(平成24年度実績：3kg)

#### ●紙や容器プラの重さってどのくらい？

- ・新聞(朝刊) 約170g
- ・ダンボール(ミカン箱) 約500g
- ・牛乳紙パック(1ℓ) 約30g
- ・シャンプー容器(350ml) 約50g
- ・卵ケース(10個入り) 約19g

きちんと分別し、資源物として排出を！

※ ちり紙など、資源化できないものを除く



### ③ 生ごみは水切りしてから出そう！

家庭から出されるごみを減量するためには、各家庭で生ごみの減量に取り組んでもらうことが不可欠です。生ごみを減量する方法はたくさんありますが、「水切り」は、市民一人ひとりが取り組める身近で効果のある生ごみ減量行動です。

改定計画では、生ごみの水切りを実践する世帯の割合を80%以上にすることを目指します。

#### 生ごみの水切り実践世帯の割合

生ごみの水切り実施世帯の割合※

**80%以上**

(平成24年度実績：68%)

#### ●生ごみの水切りって何をしたらいいの？

生ごみは多くの水分を含んでいます。捨てる前の水切りで、約10%の減量が可能です！

- ・水切りの基本は「最初から濡らさない」ことです。野菜などは、使えない部分を切り落としてから洗いましょう！
- ・「水切り器」などで、捨てる前に一絞り！

※ アンケートにおいて、「水切り（水絞り）による生ごみの減量を意識して行っている」と回答した世帯の割合

なお、札幌市の総合計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、「生ごみの減量・リサイクルに取り組んでいる世帯の割合」（平成24年度：87.5%）を成果指標として設定し、平成34年度に95%とすることを目指しています。

このため、改定計画において、身近で効果のある「生ごみの水切り」の普及に重点的に取り組むことで、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の成果指標の達成につなげていきます。



## 5. 施策の柱（重点施策）

「環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現」に向けた取組においては、「もの」が生産・消費され、ごみとして排出されるそれぞれの段階でごみの発生を徹底的に抑えることが必要です。そして、どうしても排出されてしまうごみへの取組として、環境負荷をできる限り少なくした適正なごみ処理を行う必要があります。

そこで、改定計画においても、環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現に向けて、市民・事業者がごみを排出する前の「発生・排出抑制の促進」と、ごみが排出された後の「収集・処理体制の確立」の2つを施策の柱とします。

### 施策の柱 1

#### 発生・排出抑制の促進

ごみ減量・リサイクルを効果的に推進していくためには、ごみとなるものを持ち込まないことや、不用になったものを商品や資源として繰り返し利用することなど、まずはごみとして排出されないようにする取組が必要です。

そこで、「発生・排出抑制の促進」を施策の第1の柱とし、以下の施策を重点施策と位置付けます。

##### 重点施策1：発生・排出抑制のしくみづくり

- 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践
- 1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組
- 1-3 国や製造・販売業界への働きかけ

##### 重点施策2：市民による自主的な資源化の促進

- 2-1 資源回収の促進に向けた取組
- 2-2 生ごみ資源化の促進に向けた取組

##### 重点施策3：事業者による自主的な資源化の促進

- 3-1 自主的な資源化の推進
- 3-2 適正排出指導の徹底



## 施策の柱 2

## 収集・処理体制の確立

発生するごみの量を少なくする取組を行ってもなお排出されてしまうごみは、適正に、収集や処理を行わなければなりません。しかし、これらの収集・処理には、温室効果ガスを発生させるなど、少なからず環境への負荷が伴います。

収集・処理に当たっては、資源を有効に活用するとともに、環境への負荷をできる限り少なくする必要があります。

そこで、「収集・処理体制の確立」を施策の第2の柱とし、以下の施策を重点施策と位置付けます。

## 重点施策 4：資源循環型ごみ処理体制の確立

- 4-1 資源循環処理体制の確立
- 4-2 新たな資源化手法の調査研究

## 重点施策 5：環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立

- 5-1 清掃工場等の整備
- 5-2 埋立地の容量確保
- 5-3 収集・処理における環境負荷の低減
- 5-4 不法投棄対策の強化



## 6. 推進方策

ごみ減量・リサイクルを推進していくためには、実行する具体的な取組とともに、その取組が積極的に実践されるようにする方策が必要です。

積極的な実践は、ごみ減量・リサイクルの目的や意義、方法について理解を深めていくことや、取組に対する動機付けを行うことなどによって促進することが期待できます。

改定計画においても、施策の柱とした環境低負荷型資源循環社会（都市）の実現に向けた取組を、「市民サービスの改善」「普及啓発と環境教育の充実」「家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用」「清掃事業の効率化と安定的な体制の構築」の4つの推進施策と併せて行うことによって、総合的に推進していきます。

### 推進施策 1

#### 市民サービスの改善

多くの市民にごみ減量・リサイクルに取り組んでもらうために、まずは、清掃事業において関心が高く身近な課題を市民とともに解決することが重要です。

そこで、「市民サービスの改善」を推進施策の第1とし、以下の施策を行います。

- 1-1 ごみステーション問題の改善
- 1-2 ごみ収集に関するサービスの充実

### 推進施策 2

#### 普及啓発と環境教育の充実

ごみ減量・リサイクルを進めるためには、普及啓発や環境教育を通じて、市民・事業者・札幌市がごみについて共通した理解を持ち、お互いが協力して取り組んでいく必要があります。

そこで、「普及啓発と環境教育の充実」を推進施策の第2とし、以下の施策を行います。

- 2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施
- 2-2 適正排出のさらなる定着のための取組
- 2-3 ごみについて関心を高める環境教育の充実



## 推進施策 3

## 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

家庭ごみ処理手数料制度の目的は、経済的な動機付けにより、ごみ減量・リサイクルをより一層促進することにあります。その効果を維持するためには、家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用が必要不可欠です。

そこで、「家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用」を推進施策の第3とし、以下の施策を行います。

- 3-1 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用
- 3-2 家庭ごみ処理手数料制度の検証と調査研究

## 推進施策 4

## 清掃事業の効率化と安定的な体制の構築

ごみ減量・リサイクルの取組や排出されたごみの収集・処理は、それに要する費用を抑え、効率的に実施していくことが重要です。

また、効率性と同時に、災害などの不測の事態が発生した場合においても、安定的かつ継続的にごみを処理することができる体制を構築する必要があります。

そこで、「清掃事業の効率化と安定的な体制の構築」を推進施策の第4とし、以下の施策を行います。

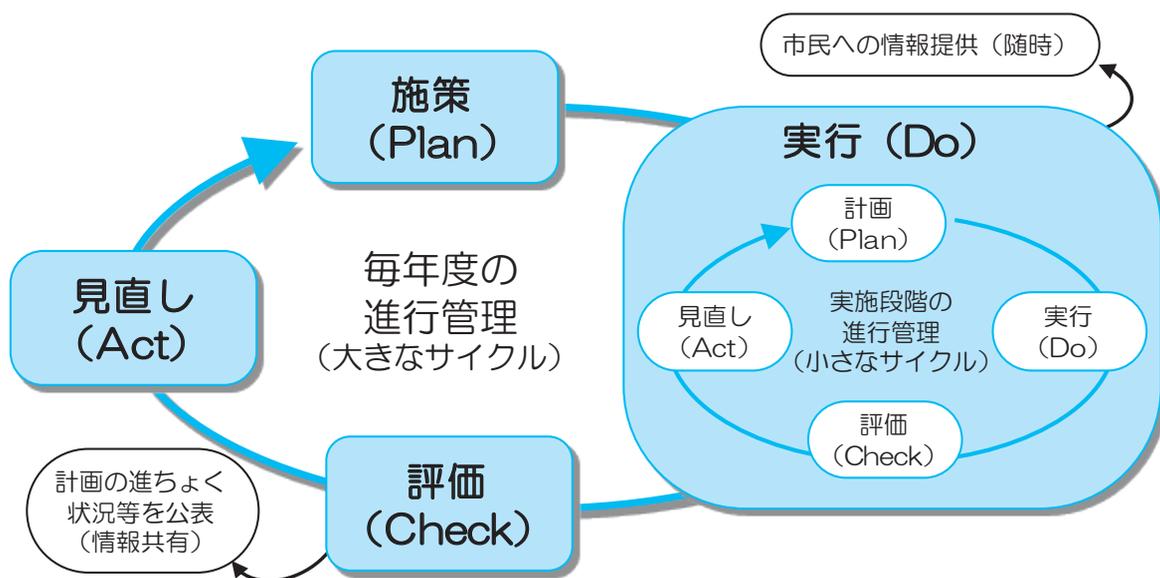
- 4-1 収集・処理業務の効率化
- 4-2 事業ごみの処理費用負担の適正化
- 4-3 大規模災害に備えた取組
- 4-4 広域処理の検討

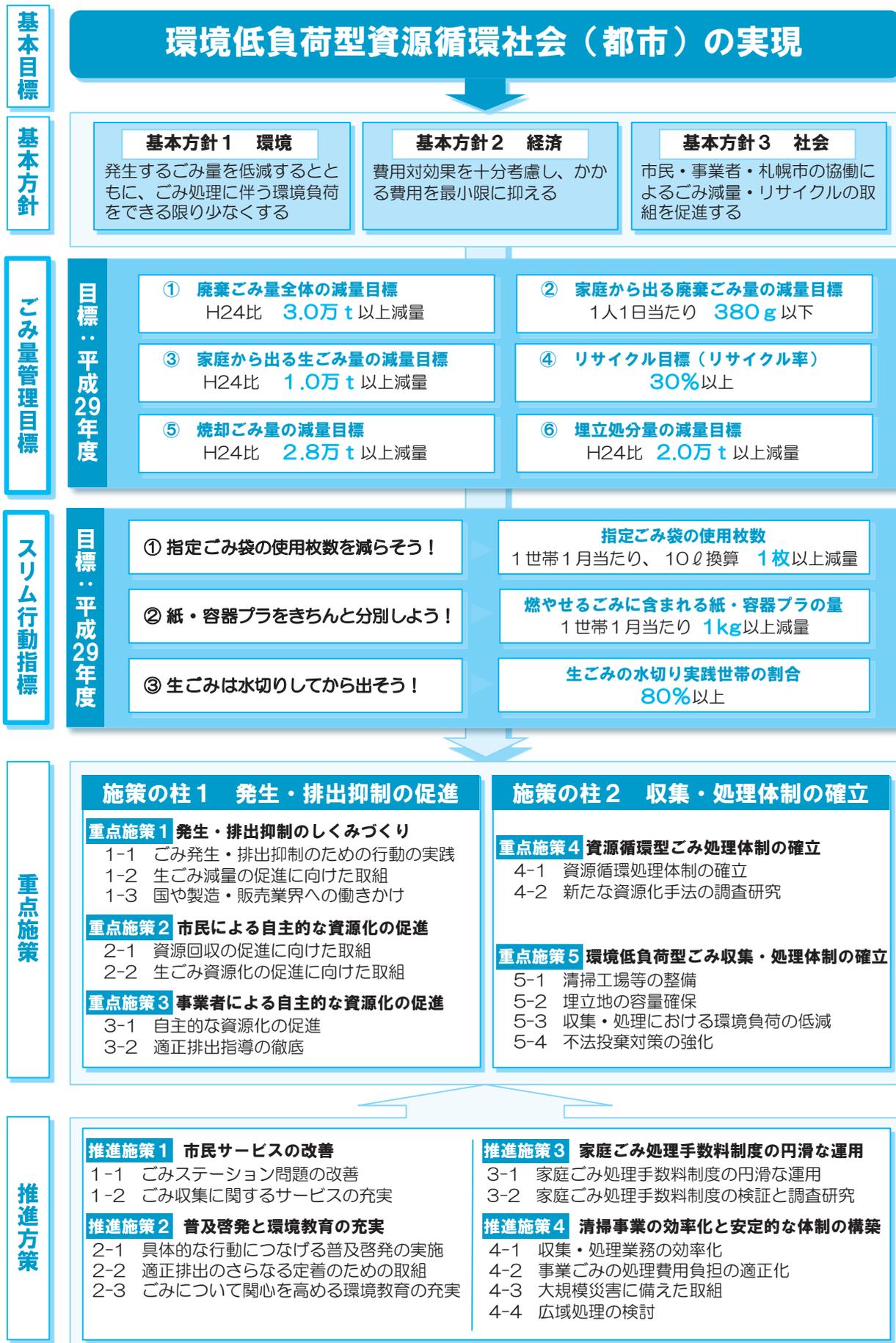


## 7. 計画の進行管理

この改定計画に掲げる高い目標を達成するため、計画に掲げる施策（Plan）を確実に実行し（Do）、達成に向けた進ちょく状況を評価し（Check）、必要な見直しを実施する（Act）、いわゆるPDCAサイクルによる進行管理を毎年度行い、その内容を公表して市民・事業者と共有するとともに、施策の実施段階においても小さなPDCAサイクルによる管理を行い、効果的かつ効率的に施策を実施していきます。

### 計画の進行管理





## 改定計画における主な取組

◎：改定計画での新たな取組 ○：改定計画で拡充する取組 □：改定計画で継続する取組

## 重点施策1：発生・排出抑制のしくみづくり

## ごみ発生・排出抑制のための行動の実践（→58ページ）

- ◎ 「みんなでごみ減量！スリム行動指標」を活用した広報
- ◎ 事業者等と連携して、ごみ減量行動にインセンティブを働かせる取組（マイボトル持参者への割引等）を検討
- 簡易包装やばら売りなど、家庭ごみの減量につながる取組の実践を事業者に働きかけ

## 生ごみ減量の促進に向けた取組（→61ページ）

- ◎ 「無駄なく食べきるための調理方法」などの分かりやすい情報発信
- ◎ 水切り器を活用したより効果的な水切り方法や市民が水切りを実践することにより得られるメリット（ごみ減量効果やごみステーションの清潔化）などの普及啓発

## 重点施策2：市民による自主的な資源化の促進

## 資源回収の促進に向けた取組（→63ページ）

- 土日や夜間でも利用できる回収拠点や通勤者をターゲットとした資源回収ポストの設置など、回収拠点の増設や拡充を検討

## 生ごみ資源化の促進に向けた取組（→67ページ）

- ◎ 回収拠点に生ごみ堆肥を持ち込んだ市民へインセンティブを付与する取組を検討
- 地域の各家庭で作った生ごみ堆肥を地域の花壇等で活用する取組の拡充
- ◎ 地域グループによる自発的な資源化活動を支援し、その取組の成果に応じたインセンティブを付与する取組を検討

## 重点施策3：事業者による自主的な資源化の促進

## 自主的な資源化の促進（→68ページ）

- 事業ごみ指導員・搬入指導員による啓発・指導により、事業所から排出される紙ごみなどを民間リサイクル施設等へ誘導
- 小規模事業者等と連携した資源物のリサイクルルートの構築

## 重点施策4：資源循環型ごみ処理体制の確立

## 資源循環処理体制の確立（→71ページ）

- ◎ ごみ焼却エネルギーのより効率的な回収等について調査・研究
- 清掃工場で発生する焼却灰をセメント原料として資源化する焼却灰リサイクルを拡大

## 新たな資源化手法の調査研究（→73ページ）

- ◎ 廃棄物系バイオマスを固形燃料化するバイオコークス化技術などの導入に向けた調査研究

## 重点施策5：環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立

## 清掃工場等の整備（→74ページ）

- 計画的な設備の整備や更新による施設の延命化
- ◎ エネルギー供給拠点としての役割を見据え、より効率的な廃棄物発電や熱利用等を推進する駒岡清掃工場の更新計画策定



## 重点施策 1 : 発生・排出抑制のしくみづくり

ごみ減量・リサイクルを推進していくうえで最も重要なことは、ごみそのものを発生させないことです。それには、市民・事業者・札幌市がそれぞれの役割に応じて4R\*の取組を実践する必要があります。

そのため、札幌市は、市民・事業者にごみ減量行動に取り組んでもらえるよう、ごみ減量行動につながるきっかけをつくり、その習慣化を促すための取組を行うとともに、国や製造・販売業界に対して、生産・流通・販売段階における発生抑制のしくみづくりを強く働きかけていきます。

### 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

### 1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組

### 1-3 国や製造・販売業界への働きかけ

#### ※4R

「4R」とは、札幌市が推進するごみを減らすための環境行動を表すキーワードで、全国的に推進されている3R「リデュース (Reduce)」「リユース (Reuse)」「リサイクル (Recycle)」に「リフューズ (Refuse)」を加えたものです。

**リフューズ (発生抑制)** : ごみになるものは断る、買わない、持ち込まない

例) マイバッグを持ち歩く、過剰包装は断る、詰替用商品の利用、必要な量のみ購入

**リデュース (排出抑制)** : ごみを減らす、出さない、作らない

例) 日用品や食材の使い切り、料理は作り過ぎず食べ残さない、生ごみの水切り

**リユース (再利用)** : 捨てずに再利用

例) 修理やリフォーム、レンタル・フリーマーケットの利用

**リサイクル (再生利用)** : 資源に戻して再利用

例) 集団資源回収や回収拠点の利用、資源物を正しく分別



## 1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

### ◆市民の発生・排出抑制行動のきっかけづくり

さらなるごみの減量に向けては、市民一人ひとりが身近なごみ減量行動に取り組むことが重要であることから、札幌市は、そのきっかけづくりを積極的に行い、市民のごみ減量行動の習慣化を促していく必要があります。

このため、家庭でできる「4R」の取組を分かりやすくまとめた「さっぽろGOMIマガジン」などの啓発冊子の作成・配布や、ごみの減量により得られるメリットや環境負荷の低減効果の分かりやすい情報提供、「みんなでごみ減量！スリム行動指標」を活用した広報など、市民のごみ発生・排出抑制行動のきっかけづくりとなる取組を行っています。

また、事業者等と連携して、コーヒーショップでマイボトル持参者に割引を付与するなどのごみ減量行動にインセンティブ（動機付け）を働かせる取組について検討します。

### ◆簡易包装等の推進

家庭から排出されるごみを減らしていくためには、ごみになるものを売らないという販売する側の取組も重要です。

そこで、スーパーなどの事業者に対し、簡易包装、レジ袋やトレイの削減、ばら売り・量り売りなど、家庭ごみの減量につながる取組の実践を働きかけていきます。



**◆市民・事業者との協働によるごみ発生・排出抑制の推進**

ごみの発生・排出抑制を進めるに当たっては、市民・事業者・行政が協働し、ごみ排出前段階での自主的なごみ減量行動に取り組む必要がありますが、市民団体の各種環境活動やノウハウ、事業者の持つ専門知識や既存の流通ルートなどを活用することで、より効率的・効果的な事業展開が期待できます。

そこで、市民・事業者・札幌市で構成する[ごみ減量実践活動ネットワーク](#)（通称：「さっぽろスリムネット」）<sup>※</sup>において、引き続き、三者が協働してできるごみの発生・排出抑制に寄与する取組を進めていきます。

**※ごみ減量実践活動ネットワーク（通称：「さっぽろスリムネット」）**

「ごみ減量実践活動ネットワーク（さっぽろスリムネット）」は、ごみの発生・排出抑制や再利用、リサイクルなど、ごみの減量につながる市民や事業者による具体的な活動の展開を目的に、平成16年度に設立した団体です。

「さっぽろスリムネット」では、「ごみ減量・資源化事業」と「普及啓発活動」の2つの「プロジェクト」を設置し、市民・事業者・札幌市の協働によるさまざまな活動を行っています。

**「ごみ減量・資源化事業プロジェクト」で行うこと**

- ・生ごみ堆肥化講師派遣
- ・生ごみ堆肥の回収拠点の拡充
- ・ダンボールや廃食油の回収拠点の拡充
- ・スーパー等に臨時の回収拠点を設置

**「普及啓発活動プロジェクト」で行うこと**

- ・オリジナルグッズ等を活用した普及啓発
- ・ごみ減量・リサイクルに関するフォーラムの開催
- ・子どもを対象とした「買い物ゲーム」「分別ゲーム」「環境かるた」などの出張講座

**イベントでの生ごみ堆肥配布の様子****スリムネットフォーラムの様子**

## ◆リユースの促進に向けた取組

ものを長く使い、まだ使えるものは再利用する「リユース」は、ごみの減量につながる重要な取組です。

このため、リサイクルプラザ、リユースプラザといった施設を活用し、家具や自転車等の再利用品の展示提供などにより、リユースの大切さを伝えていきます。

また、[リターナブル（リユース）びん](#)\*の循環利用に関する普及啓発や[アラエール号](#)\*の活用、各種ごみ減量講座・環境イベントの開催などにより、リユースのさらなる啓発を行っていきます。

## ※リターナブル（リユース）びん

「リターナブル（リユース）びん」とは、繰り返し使用できるびんの総称で、回収した空きびんをきれいに洗浄・殺菌し、再び中身を詰めて商品として使用されるびんです。近年、他の容器への転換が進むなど、流通量は減少していますが、天然資源の消費や温室効果ガスの抑制につながるなど、環境負荷の少ない容器とされています。

主なリターナブルびんとしては、一升びんやビールびん、牛乳びんなどがあります。



## ※アラエール号

「アラエール号」は、食器洗浄機と食器を搭載した移動式食器洗浄車で、地域のお祭りや学校祭などのイベントで利用することができます。

使い捨て食器等の使用を減らすとともに、参加者の環境意識の高揚を図ることを目的としています。



## ◆発生・排出抑制を促進する事業者の取組への支援

ごみになるものを売らないといった家庭ごみの減量につながる取組を率先して行う事業者を増やしていくためには、優れた取組を積極的に評価し、市民や他の事業者に知ってもらうことが重要です。

そこで、簡易包装、レジ袋やトレイの削減、ばら売り・量り売り等の家庭ごみの減量につながる取組など、環境にやさしい取組を自主的に行う店舗や事業者を「さっぽろエコメンバー」として登録し、ホームページでその取組を紹介していきます。

また、ごみ減量につながる容器包装の簡素化など、優れた取組を行っている事業者については、「容器包装簡素化大賞」（主催：北海道容器包装の簡素化を進める連絡会）として表彰し、市民に積極的に紹介するなど、事業者のごみの減量や環境に配慮した取組を支援していきます。



## ◆環境配慮型製品購入などの促進に向けた札幌市による率先行動

札幌市では、平成13年度から環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の低減に努めています。さらに、環境方針に「環境負荷の少ない製品の積極的使用」を掲げ、「札幌市グリーン購入ガイドライン」を策定し、率先して環境配慮型製品を購入するなど、発生・排出抑制の取組を推進しています。

今後も、これらに基づき、環境配慮型の製品の購入を率先して進めるとともに、この取組を市民・事業者へ波及させていきます。

## 1-2 生ごみ減量の促進に向けた取組

### ◆家庭における生ごみの発生・排出抑制の促進

「燃やせるごみ」として収集している生ごみには、食べ残しや未開封品などが多く含まれています。このような生ごみを減らすためには、まず家庭への入口段階で生ごみとなってしまう食品の発生を抑制（リフューズ）し、家庭の出口段階で生ごみが減るよう食材を上手に使い切る（リデュース）ことが重要です。

そこで、事前に献立を考え、生活実態に見合った量を購入するなどの「入口対策」を、それによる効果と合わせ、生ごみ減量キャンペーンなどの中で分かりやすく伝えていきます。

また、家庭からの「出口対策」として、食材を適切に管理する方法や、最後まで無駄なく食べきるための調理方法、賞味期限に関する正しい知識など、生ごみの減量につながる情報を分かりやすく発信していくほか、小売店等の事業者が自主的に行う普及啓発を支援する取組についても、検討していきます。

### ◆生ごみの水切り等の推進

生ごみには多くの水分が含まれているため、捨てる前にしっかり水切りを行うことで、1割程度減量することができます。また、余分な水分をごみとして出さずにすむため、ごみステーションをより衛生的にする効果もあります。

そこで、生ごみを捨てる前の水切りを日常的に実践してもらうため、水切り器を活用した手軽でより効果的な水切り方法や市民が水切りを実践することにより得られるメリットに関する広報など、生ごみの水切りを促進する普及啓発を行っていきます。



### 1-3 国や製造・販売業界への働きかけ

#### ◆拡大生産者責任（EPR）の徹底

ごみの発生を抑制するためには、製品や容器等を製造・販売する事業者の責任で、一定の製品について、ごみとなった後に引き取りリサイクルすることや、その処理に係る適正な費用を製品の価格に内部化することなどを進める必要があります。

そこで、この**拡大生産者責任\***の考え方にに基づき、ごみ減量・リサイクルが可能な製品への切替えやリユース・リサイクルを効率化するための規格の統一、ごみにならないような製品の開発など、生産・流通・販売段階における発生抑制のしくみをつくることを国や製造・販売業界などへ強く働きかけていきます。

#### ※拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

「拡大生産者責任（EPR）」とは、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方です。

具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引き取りやリサイクルを実施することなどが含まれます。

生産・流通段階	消費段階	廃棄物処理段階
<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働者の安全性</li> <li>●生産工程から環境への汚染排出の防止と管理</li> <li>●産業廃棄物の十分な管理に対する資金的・法律的な責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●危険な製品に関する民事的な責任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費後の製品の管理に関する資金的・物理的責任</li> </ul>
←従来の生産・流通業者の責任範囲→		←従来の行政の責任範囲→
<b>拡大された生産者責任（EPR）の範囲</b>		

#### ◆生産者等による回収ルート整備の働きかけ

拡大生産者責任の考え方にに基づき、廃家電や廃パソコンなどについては、生産者などによる回収・リサイクルのシステムが構築されています。しかし、爆発や火災の危険があるカセットボンベや、自治体における処理が困難なスプリングマットレスなど、いまだ生産者による回収システムが整備されていないものがあります。

そこで、生産者に対して、排出する市民の利便性や負担に配慮した回収・リサイクルシステムを整備するように働きかけるとともに、国に対しては、引き続き、各リサイクル法や制度の改善を求めています。



## 重点施策 2 : 市民による自主的な資源化の促進

資源化できるものを無駄にしないためには、ごみを排出する前の段階で、市民が適切に分別し、資源化するルートに乗せる取組が重要です。

このため、集団資源回収や拠点回収などの利便性を高めるとともに、生ごみの堆肥化など、家庭内で実施するごみ減量・リサイクルの取組を支援していきます。

### 2-1 資源回収の促進に向けた取組

### 2-2 生ごみ資源化の促進に向けた取組

## 2-1 資源回収の促進に向けた取組

### ◆集団資源回収の促進

市民が身近に取り組みうるリサイクルとして、[集団資源回収](#)※は最も重要なしくみであり、また、市民と回収業者が連携して行う取組を札幌市が支援するという、市民・事業者・札幌市による協働の取組の一つでもあります。

そこで、集団資源回収のさらなる積極的な利用を呼びかけるとともに、集団資源回収の実施地区や回収日に関する情報をホームページに掲載するなど、分かりやすい情報提供により、参加者の増加につなげていきます。

また、町内会などの団体や回収業者に対して、回収頻度の増加や布類・リターナブルびん等の回収を働きかけ、集団資源回収を利用しやすい環境づくりを進めます。

さらに、回収量等の効果を検証しながら、集団資源回収への資源物の排出をより促進する制度のあり方について、検討していきます。

そのほか、一定量以上の新聞・雑誌・ダンボールを個別に回収する家庭系古紙引取の案内を今後も継続します。



※**集団資源回収**

「集団資源回収」とは、家庭から出される古新聞などの資源を町内会などの住民団体が協力して集め、資源化のルートに乗せるしくみのことです。

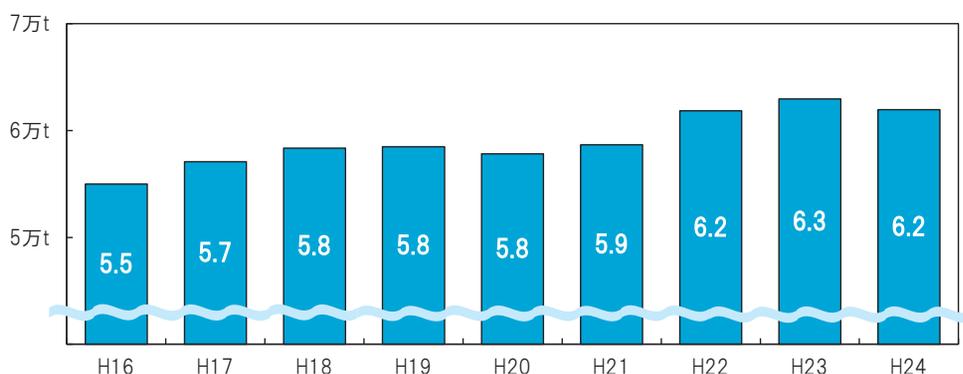
現在、札幌市では集団資源回収を促進させることを目的に、集団資源回収を実施する団体と回収する事業者に奨励金を交付しています。

**奨励金対象品目**

- ・紙類（新聞、雑誌、ダンボール、飲料用紙パックなど）
- ・びん類（リターナブルびん）
- ・金属類（アルミ缶・スチール缶を除く）
- ・布類（ウエスになる薄手の綿50%以上の物）

**奨励金の額**

- ・実施団体 3円/kg
- ・回収事業者 ダンボール・布類4円/kg、新聞0円/kg、その他品目1円/kg

**集団資源回収量の推移**◆**回収拠点の利便性の向上**

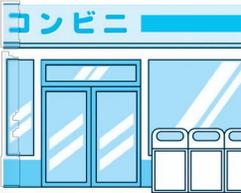
新聞・雑誌・ダンボールや廃食油、蛍光管、小型家電などのリサイクルを推進するため、札幌市では市民団体や事業者の協力を得ながら回収拠点を整備してきましたが、今後、このような資源物の回収量をさらに増やしていくためには、[回収拠点](#)※の利便性をより向上させる必要があります。

そこで、土日や夜間でも利用できる回収拠点の設置や通勤者をターゲットとした資源回収ポストの設置、スーパー等で不定期に開催する資源物のイベント回収の実施など、回収拠点の増設や拡充を検討していきます。



※主な回収拠点

現在札幌市では、区役所などの公共施設や回収に協力してくれる店舗などの拠点で、資源物を回収しています。

<p><b>古紙回収ボックス</b></p> <p>回収品目：新聞・雑誌・ダンボール</p> <p>古紙を自由に持ち込める場所として、各区役所（又は区民センター）等に設置しています。</p> <p>平成 24 年度実績 回収量：632 トン 設置数：19 か所</p> 	<p><b>ecoボックス</b></p> <p>回収品目：新聞・雑誌・ダンボールなど ※回収品目は地域で決める</p> <p>休日でも古紙などの資源物を自由に持ち込める地域住民管理型の資源回収ボックスを設置しています。</p> <p>平成 24 年度実績 回収量：18 トン 設置数：29 か所</p> 
<p><b>地区 リサイクルセンター</b></p> <p>回収品目：新聞・雑誌や廃食油など</p> <p>新聞や廃食油、蛍光管などさまざまな資源物を一度にまとめて持ち込むことができます。土日も開設していますので、お休みの日に「まとめ出し」ができる便利な回収拠点です。</p> <p>平成 24 年度実績 回収量：236 トン 設置数：3 か所</p> 	<p><b>古紙回収協力店</b></p> <p>回収品目：新聞・雑誌・ダンボール</p> <p>古紙関係事業者による回収協力店で回収しています。</p> <p>平成 24 年度実績 協力店数：119 店</p> 
<p><b>セイコーマート 北海道スパー</b></p> <p>回収品目：新聞・雑誌・ダンボール</p> <p>店舗独自の取組として、セイコーマート・北海道スパーでも古紙を回収しています。</p> <p>平成 24 年度実績 協力店数：市内全店</p> 	<p><b>ダンボール 回収協力店</b></p> <p>回収品目：ダンボール</p> <p>ごみ減量実践活動ネットワークでは、スーパー等の事業者の協力を得て、市民がダンボールを排出できる身近な拠点づくりを行っています。</p> <p>平成 24 年度実績 設置数：74 か所</p> 
<p><b>蛍光管回収 協力店</b></p> <p>回収品目：蛍光管</p> <p>電器店・家電量販店・スーパーなどの回収協力店で回収した蛍光管を道内の民間資源化施設へ運び、リサイクルしています。</p> <p>平成 24 年度実績 回収量：138 トン 協力店数：206 店</p> 	<p><b>廃食油回収拠点</b></p> <p>回収品目：廃食油</p> <p>レストランやスーパーなどの回収協力店で回収した廃食油を廃食油資源化企業と協働でバイオディーゼル燃料にリサイクルしています。</p> <p>平成 24 年度実績 回収量：109 トン 設置数：300 か所</p> 
<p><b>小型家電回収拠点</b></p> <p>回収品目：小型家電</p> <p>区役所や清掃事務所などに設置した回収ボックスでデジタルカメラや携帯電話などを回収し、このような小型家電に含まれる貴金属や有用金属などをリサイクルしています。</p> <p>平成 25 年 10 月設置 設置数：23 か所</p> 	



**◆小型家電の資源化推進**

札幌市では、携帯電話やデジタルカメラといった小型家電に含まれる貴金属やレアメタルなどの有用金属等の再資源化を促進するため、[小型家電リサイクル法](#)<sup>※</sup>に基づく認定事業者と協働し、平成25年10月から、区役所等に設置した回収ボックスで小型家電を回収しています。

この小型家電リサイクルを持続可能なものとするためには、市民の積極的な協力が不可欠であることから、さまざまな機会を通じてこの取組を周知していきます。

また、市民の利便性向上のためには、排出しやすい環境づくりが重要であることから、市有施設への回収ボックス設置を進めるとともに、家電量販店やスーパー等にも設置を働きかけていきます。

**※小型家電リサイクル法**

小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）は、携帯電話やデジタルカメラといった小型家電に含まれる貴金属やレアメタルなどの有用金属等の再資源化を促進するため、平成25年4月に施行された法律です。

**◆資源回収に関する積極的な情報発信**

回収拠点の場所や回収品目について、ホームページ等で引き続き分かりやすく広報するとともに、古紙の発生と関連の深い新聞販売店や書店などの事業者と連携し、資源回収に関する情報を発信していきます。

また、スーパーなどの事業者が自主的に実施する資源回収に関する情報を札幌市のホームページに掲載するなど、市民が幅広い選択肢の中で資源物を排出できるように情報提供していきます。



## 2-2 生ごみ資源化の促進に向けた取組

### ◆家庭における自主的な生ごみ資源化の支援

生ごみは市民自ら堆肥化することが可能であるため、家庭など発生元での取組を優先的に考える必要があります。

札幌市では、市民が自主的に取り組む生ごみの堆肥化を支援するため、生ごみ堆肥化器材(コンポスター、密閉式容器等)や電動生ごみ処理機の購入助成を実施してきました。

今後も、生ごみを自主的に資源化する取組を多くの家庭に広げる効果的な方法を検証しながら、生ごみ堆肥化器材などの購入助成を引き続き実施していきます。

また、助成の効果が一過性のものとならないよう、堆肥化の方法を紹介した冊子の配布や生ごみ堆肥化セミナーを実施するとともに、生ごみ堆肥化相談窓口を引き続き設置し、取組の定着を図ります。

さらに、集合住宅居住世帯など、堆肥を有効利用しづらい世帯の生ごみ堆肥化を推進するため、生ごみ堆肥の拠点回収についてホームページ等を活用し広く周知していきます。また、回収拠点に生ごみ堆肥を持ち込んだ市民へインセンティブを付与する取組など、居住形態によらず、継続的に生ごみ堆肥化に取り組むことができるシステムづくりについて検討していきます。

### ◆地域グループの自主的な資源化活動を支援する取組

生ごみ堆肥の使い道がない世帯に生ごみの堆肥化に取り組んでもらうため、地域の各家庭で作った生ごみ堆肥を地域や学校、児童会館の花壇等で活用する「生ごみ堆肥化地域循環モデル事業」を拡充します。

また、地域グループによる自発的な資源化活動を支援し、地域活動が継続的なものとなるよう、取組の成果に応じたインセンティブの付与について検討します。

### ◆生ごみ資源化システム実証実験の実施

札幌市では、平成23年度から生ごみ分別収集モデル地区を設定し、生ごみの排出・収集から資源化に至るまでの一連の取組について実証実験を実施しています。

今後も、堆肥化を行う民間資源化施設の余力の範囲内で、この取組の継続を検討するとともに、効率的な生ごみの収集・資源化の可能性を検証していきます。

#### ※生ごみ資源化システム実証実験

「生ごみ資源化システム実証実験」とは、地域特性を活かした効率的かつ住民から協力の得られる、生ごみの分別収集・資源化の手法を検証することを目的として、一部の大規模集合住宅などから生ごみを分別収集し、定山溪の民間資源化施設で堆肥化するもので、平成25年度は南区と豊平区の一部で実施しています。



## 重点施策3：事業者による自主的な資源化の促進

事業活動に伴って発生するごみについては、排出事業者の自らの責任でごみ減量・リサイクルの取組を実践することが求められます。

このため、民間リサイクルルートの活用などによる自主的な資源化を促進するとともに、事業ごみ指導員による指導などを通じて適正排出を促していきます。

### 3-1 自主的な資源化の促進

#### 3-2 適正排出指導の徹底

### 3-1 自主的な資源化の促進

#### ◆民間のリサイクルルートの活用

事業所から排出される紙ごみや生ごみ、木くずなどは、市内におけるリサイクルルートが確立しているため、分別して排出することで、資源としてリサイクルすることが可能です。

そこで、事業ごみ指導員や搬入指導員による啓発・指導により、資源化が可能な紙ごみや生ごみ、木くずなどを民間のリサイクル施設等へ誘導し、資源の有効活用を促進します。

#### ◆「処理実績報告・減量計画書」による自主的なごみ減量・リサイクルの促進

事業ごみの減量・リサイクルを促進するためには、実際にごみを排出する事業所ごとの自主的な取組が不可欠です。

そこで、事業所における取組を推進するため、大規模事業所については、ごみ減量・リサイクルの自主的な目標や計画、ごみ処理実績などを示した[処理実績報告・減量計画書](#)※に基づく取組を徹底するよう指導していきます。

#### ※処理実績報告・減量計画書

「処理実績報告・減量計画書」とは、事業所におけるごみ減量・リサイクルを促進するため、札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例で、延床面積1,000㎡以上の事務所ビルや店舗などの事業用建築物を「大規模建築物」と規定し、この所有者などに年1回提出を義務付けているごみ処理などに関する報告及び計画書のことです。



### ◆小規模事業所における分別・リサイクルの推進

事業活動に伴って発生するごみは、事業者自らの責任で処理することになっていますが、小規模事業所ではごみ量そのものが少なく、また、保管の問題等から、単独ではなかなかリサイクルが進まない現状があります。

このことから、分別・排出方法等の周知や指導に加え、事業者と連携した資源物リサイクルルートの構築などにより、小規模業者の自主的な分別・リサイクルを推進・支援していきます。

### ◆産業廃棄物の受入品目の縮小

札幌市においては、産業廃棄物を排出者責任において民間施設で処理することを原則としていますが、民間施設で全量処理することが困難な一部の産業廃棄物については、札幌市の処理施設で受け入れて処理しています。

今後、民間処理施設の整備状況等を勘案しながら、札幌市の施設での受入品目の見直しについて検討していきます。

### ◆定山溪地区における地域内循環の取組促進

定山溪地区においては、[バイオマス資源](#)\*を有効活用し、その地域内循環を図ることを目的に、[バイオマスタウン構想](#)\*が策定されています。

このバイオマスタウン構想に基づき、地域内のホテルなどから排出される生ごみを地域内の民間資源化施設を活用して堆肥化するなど、今後も資源の有効利用と地域内循環を促進するとともに、この取組を通じ、側面から地域の振興を支援していきます。

#### ※バイオマス資源

「バイオマス資源」とは、化石資源以外の再生可能な生物由来の有機性資源を指し、これには生ごみや草木類などが含まれています。

#### ※バイオマスタウン構想

「バイオマスタウン構想」とは、市町村自らがバイオマスの利活用方法を考え、地域の目標として策定するもので、地域の関係者が協働で、バイオマスの発生から利用までのシステムビジョンを総合的に示すものです。



### 3-2 適正排出指導の徹底

#### ◆排出事業者への適正排出指導の徹底

適正な事業ごみの処理を徹底するには、事業者に対する指導などを継続的に実施していく必要があります。

このため、「処理実績報告・減量計画書」の提出義務がある大規模事業所だけでなく、その他の事業所についても、必要に応じて事業ごみ指導員による立入調査や指導を実施していきます。

また、家庭ごみを収集するためのごみステーションに事業ごみを排出する事業者についても、「事業ごみ指導員」が「さっぽろごみパト隊」などと連携して指導していきます。



## 重点施策 4：資源循環型ごみ処理体制の確立

集団資源回収や拠点回収など、ごみの発生・排出前段階での取組を進めていますが、それでもなお排出される資源化可能なごみについては、できる限り資源として循環するよう、札幌市が適切に処理していく必要があります。

また、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、ごみを都市における代替エネルギーとして位置付け、清掃工場における廃棄物発電や熱利用を推進することとしており、国の「廃棄物処理施設整備計画」（平成25年5月閣議決定）においても、重点目標として「焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する」ことを掲げ、廃棄物のエネルギー利用を積極的に進めることとしています。

このため、焼却灰リサイクルやごみ焼却エネルギーの効率的な回収などを推進し、資源循環型ごみ処理体制を確立していきます。

また、資源のさらなる有効利用を図るため、新たな資源化手法について調査研究を進めていきます。

### 4-1 資源循環処理体制の確立

### 4-2 新たな資源化手法の調査研究

## 4-1 資源循環処理体制の確立

### ◆廃棄物処理エネルギーの有効利用

現在、札幌市の3つの清掃工場では、ごみ焼却時に発生する熱を利用した発電を行っており、発電した電気は工場の運転に使用するとともに、余剰電力を電力会社に売却しています。

今後のごみ処理体制の構築に当たっては、ごみを都市における代替エネルギーとして位置付け、「ごみは資源としてエネルギーに転換されるもの」という考えのもと、ごみ焼却エネルギーのより効率的な回収や有効利用が可能な処理体制の確立に向け調査・検討を行います。



**◆焼却灰リサイクルの拡大**

清掃工場でごみを焼却した後に残る焼却灰は、酸化カルシウムや二酸化けい素など、セメントの主要な成分を多く含むことから、セメント原料として資源化することが可能です。

現在、札幌市では年間約5万トンの焼却灰が発生し、その大部分を埋立していますが、この焼却灰をセメント原料として資源化する焼却灰リサイクルを拡大し、既存埋立地の延命化を図るとともに、循環型社会の推進に寄与していきます。

**◆プラスチック選別センターの整備の検討**

分別収集した「容器包装プラスチック」は、金属などの異物を除去するため、中沼プラスチック選別センターで選別作業を行っています。現在、「新ごみルール」以降の収集量の増加については稼働時間の延長などで対応していますが、さらなる大幅な収集量の増加に対応することは難しい状況にあります。

このため、「容器包装プラスチック」の適正排出の促進による収集量の増加に対応できるよう、排出状況などを見極めながら、新たな選別施設の整備などについて検討を行います。

**◆ごみ資源化工場の整備**

平成2年に稼働したごみ資源化工場では、オフィスなどから排出される紙ごみ、建築・解体現場の廃木材などを原料に固形燃料を製造しており、その固形燃料は、市内の地域熱供給事業のボイラ燃料として利用され、化石燃料の使用量削減に貢献しています。

このごみ資源化工場は、稼働から23年が経過し、主要設備の老朽化が著しいことから、当面、機能維持に必要な設備の更新を行いながら、今後のあり方について検討を進めます。

**◆民間のリサイクルルートの活用（再掲→68ページ）****◆定山溪地区における地域内循環の取組促進（再掲→69ページ）****◆長期的な視点に立った清掃工場の整備等の検討（参照→74ページ）****◆駒岡清掃工場の更新計画（参照→75ページ）**

## 4-2 新たな資源化手法の調査研究

### ◆バイオマスリサイクルの調査研究

技術開発が進んだ現在、生ごみや草木類といったバイオマス資源をさまざまな方法でリサイクルする技術が研究され、実用化されています。

札幌市では、「枝・葉・草」を試験的に堆肥化するなどの取組を行っていますが、今後、廃棄物系バイオマス<sup>①</sup>を固形燃料化するバイオコークス<sup>②</sup>化技術など、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行っていきます。

#### ※バイオコークス

「バイオコークス」は、植物性のバイオマス資源を原料とする新たな固形燃料で、石炭コークスやその他化石燃料の代替燃料としての活用が期待されています。



## 重点施策 5：環境低負荷型ごみ収集・処理体制の確立

ごみの処理は、生活環境を保全するためには欠かすことができないものですが、収集や処理の過程で多くのエネルギーを消費し、温室効果ガスを発生させるなど、環境に少なからず負荷を与えることとなるため、できる限り環境負荷を低減する取組が必要となります。

このため、清掃工場や埋立地の計画的な整備や環境保全対策、ごみ収集作業における環境負荷の低減、不法投棄対策などにより、環境低負荷型のごみ収集・処理体制の確立を目指していきます。

### 5-1 清掃工場等の整備

### 5-2 埋立地の容量確保

### 5-3 収集・処理における環境負荷の低減

### 5-4 不法投棄対策の強化

## 5-1 清掃工場等の整備

### ◆長期的な視点に立った清掃工場の整備等の検討

ごみの減量・リサイクルを進めていますが、それでもなお排出される廃棄ごみについては、焼却処理により減容化し、埋立処分量を減少させる必要があるため、今後も、清掃工場を安定的に運営していかなければなりません。

札幌市において発生する焼却ごみを効率的に収集し、確実に処理していくためには、3工場体制による処理が最も効率的と考えられるため、それぞれの工場における適切な処理能力やエネルギーの有効利用を含めた長期的な清掃工場の建設・運用計画の検討を進め、現行工場の更新を計画的に行っていきます。

また、既存の清掃工場の中には、一般的な耐用年数を超えて稼働しなければならない工場もあることから、安定的に焼却ごみを処理するため、適切な設備の整備や更新を計画的に実施し、施設の延命化に取り組んでいきます。



**◆駒岡清掃工場の更新計画**

清掃工場の一般的な耐用年数は約 30 年とされていますが、駒岡清掃工場はしゅん工後すでに 28 年を経過しているため、計画的に大規模整備を要する延命化対策に取り組むとともに、更新に向けた準備を進める必要があります。

清掃工場はごみを焼却処理するほか、エネルギー供給施設としての機能も担う施設であることから、駒岡清掃工場の更新に当たっては、ごみ焼却エネルギーをより効率的に回収するシステムを導入し、廃棄物発電や熱利用を推進するとともに、既存の熱供給ネットワークを生かした効率的・安定的なエネルギー利用の推進を目指します。

また、廃棄物系バイオマスなどを資源化する施設の併設も視野に入れ、複合的な廃棄物処理施設・エネルギー供給拠点としての役割を見据えた更新計画を策定します。

**◆廃棄物処理エネルギーの有効利用（再掲→ 71 ページ）****◆プラスチック選別センターの整備の検討（再掲→ 72 ページ）****◆ごみ資源化工場の整備（再掲→ 72 ページ）****◆民間施設を活用したごみ処理の調査・研究（参照→ 90 ページ）****5 - 2 埋立地の容量確保****◆埋立地の容量確保**

札幌市では、ごみを安定的に処理するため計画的に埋立地を整備していますが、継続的にごみを処理していくためには、今後も埋立できる容量を確実に確保していく必要があります。

そこで、埋立処分量を可能な限り削減するとともに、計画的な用地取得や造成などにより、埋立できる容量の確保に努めていきます。

**※埋立地の残余年数**

埋立処分量が計画どおり減少した場合、平成 29 年度での埋立地の残余年数は、33 年程度となる見込みです。



### 5-3 収集・処理における環境負荷の低減

#### ◆ごみ収集作業における環境負荷の低減

ごみの収集に当たっては、収集車両などから排出される窒素酸化物や二酸化炭素などの排出ガスをできる限り削減し、環境負荷の低減に努めていく必要があります。

このため、ディーゼルエンジンを搭載するごみ収集車などの車両については、環境負荷の少ない**バイオディーゼル燃料**※の使用を継続するほか、より環境負荷低減に配慮した次世代自動車の導入についても検討していきます。

また、アイドリングストップや急加速・急減速をしないなど、エコドライブの励行に努めていきます。

#### ※バイオディーゼル燃料

「バイオディーゼル燃料」とは、菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの廃食油を原料とした軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつです。バイオディーゼル燃料は、軽油車を改造せずに使用でき、今までごみとして処理されていた廃食油を使うため、ごみ減量・リサイクルにつながります。

また、大気中から二酸化炭素を吸収して成長する植物を原料としているバイオディーゼル燃料は、その燃焼によって二酸化炭素を排出しても大気中の二酸化炭素総量が増えないため、地球温暖化防止にも役立ちます。

#### ◆ダイオキシン類対策

札幌市の3つの清掃工場では、高温で安定的にごみを焼却するためのさまざまな自動制御を導入することでダイオキシン類の発生を抑制しています。さらに、排ガス高度処理設備（排ガスの冷却装置、バグフィルター方式の除じん設備）を設置することにより、排ガスに含まれるダイオキシン類をより確実に削減しており、すべての工場で法の規制基準を満たしています。

今後も、ごみを適切に焼却することにより、ダイオキシン対策にしっかりと取り組むとともに、排ガス、焼却灰及び排出水中のダイオキシン濃度を定期的に測定し、公表していきます。

#### ◆埋立地における環境保全対策

埋立地については、排水処理施設からの放流水や埋立地の周縁地下水を観測し、周辺環境への影響がないように常に適切な環境保全対策を行います。



## 5-4 不法投棄対策の強化

### ◆不法投棄の監視

現在、不法投棄等を防止するため、専任指導員による監視や野外焼却などに対する現地指導、監視カメラの設置などの対策を行っています。また、これらの違反が確認された場合には、警察に通報するなど、廃棄物処理法に沿って対応しています。

今後も、不法投棄の未然防止を目的に、パトロールなどを継続して実施するとともに、違反者に対しては厳しく指導していきます。

#### ※不法投棄と不適正排出

一般的に、山林や道路・公園など、指定された場所以外の所へごみを捨てる行為を「不法投棄」と言います。

一方、分別区分や排出日を守らないなど、排出ルールに違反してごみステーションにごみを出す行為を「不適正排出」と言います。

なお、廃棄物処理法第16条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、違反した場合は5年以下の懲役又は1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金（もしくはその両方）が科せられます。

不法投棄や、指導しても改善されないなどの悪質な不適正排出は、「みだりに廃棄物を捨てる行為」として、罰則の対象となります。

### ◆市民・事業者と連携した不法投棄対策

不法投棄を監視する地域の目として、現在、500名を超える不法投棄ボランティア監視員が市内全区で活動しています。

また、札幌市と協定を締結した事業者団体が、不法投棄発見時の市への通報、事業所・車両等へのステッカーの貼付など、不法投棄の未然防止・早期発見に向けた取組を行っています。

今後も、良好な生活環境を守るため、ボランティア向けの研修などを実施しながら、市民・事業者と連携して不法投棄撲滅に向けた活動を進めていきます。

### ◆生産者等による回収ルート整備の働きかけ（再掲→ [62ページ](#)）



## 改定計画における主な取組

◎：改定計画での新たな取組 ○：改定計画で拡充する取組 □：改定計画で継続する取組

## 推進施策1：市民サービスの改善

## ごみステーション問題の改善（→79ページ）

- 地域と連携して実施する早朝啓発やごみステーション管理器材助成などによる地域のごみステーション管理支援

## ごみ収集に関するサービスの充実（→81ページ）

- ◎ 「さわやか収集」の要件緩和や利用者の安否確認などの支援

## 推進施策2：普及啓発と環境教育の充実

## 具体的な行動につなげる普及啓発の実施（→82ページ）

- ◎ 市外転入者が区役所を訪れるタイミングを活用した普及啓発
- ごみ分けガイドやオリジナルごみ分別アプリ、事業者向けのマニュアル配布など、目的や対象に合わせた情報発信

## 適正排出のさらなる定着のための取組（→84ページ）

- ◎ 「燃やせるごみ」として特に多く排出されている「紙類」と「容器包装プラスチック」の排出方法を改めて周知する普及啓発キャンペーン

## ごみについて関心を高める環境教育の充実（→85ページ）

- 環境副教材の作成・配布、ごみ処理施設の親子見学会、大学生と協働で行うごみステーション早朝啓発等

## 推進施策3：家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

## 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用（→87ページ）

- 指定ごみ袋取扱店の確保と指定ごみ袋の適正な製造・在庫管理等

## 推進施策4：清掃事業の効率化と安定的な体制の構築

## 収集・処理業務の効率化（→89ページ）

- サービス水準の維持や災害時における体制の確保など、安定的にごみ収集・処理を行うための課題を整理・検討したうえで、収集業務等を効率化

## 大規模災害に備えた取組（→91ページ）

- ◎ 防災マニュアルの点検・見直し、シミュレーション訓練の実施
- ◎ 札幌圏における震災がれきの処理のあり方について近隣市町村と連携・検討

## 広域処理の検討（→91ページ）

- ◎ 広域的な協力体制のあり方について、他自治体と協議



## ■ 推進施策 1 : 市民サービスの改善

ごみステーションには、カラス・小動物による被害、設置場所や管理に関するトラブルなど、多くの課題があることから（→ 36 ページ）、地域と札幌市が協働して改善を図っていく必要があります。

このため、さっぽろごみパト隊による日常的なパトロール等に加え、地域と連携した啓発活動やごみステーション管理支援、ごみステーションの小規模化等の取組を行っていきます。

また、ごみの排出が困難な方を支援していくとともに、併せて安否確認を行うなど、安心につながる取組を行っていきます。

### 1-1 ごみステーション問題の改善

#### 1-2 ごみ収集に関するサービスの充実

### 1-1 ごみステーション問題の改善

#### ◆ごみステーションの管理支援

ごみステーションについては、カラス・小動物による被害、管理に関するトラブル、不適正排出などの問題があり、市民の関心が高いものとなっています。

このため、「さっぽろごみパト隊」による日常的なパトロールや排出ルールの指導、共同住宅の排出状況の調査などに加え、地域の希望に応じて、さっぽろごみパト隊と地域の方がごみステーションに立ち会い排出マナーの指導等を行う「早朝啓発」の実施など、地域と連携したごみステーション管理支援を行います。

また、ごみステーションをきれいに保つためには、ごみネットやカラスよけサークルなどの管理器材が効果的であることから、管理器材などに関する情報提供を行っていくとともに、引き続き管理器材の購入助成を行っていきます。



**◆町内会などの地域環境美化の推進**

現在、町内会やクリーンさっぽろ衛生推進員などが中心となって、ごみステーション対策や地域での環境美化に取り組んでいます。

一方で、ごみステーションの美化を進めるためには、ごみステーションを実際に使う人たちが協力し合って、ごみステーションを管理していくことが求められます。

そこで、ごみステーション問題の改善事例や管理に有効な情報を紹介する冊子の配布、分別説明会の開催、ごみステーションでの立会い指導の実施などにより、地域で行う環境美化活動を支援します。

また、「さっぽろごみパト隊」が、町内会やクリーンさっぽろ衛生推進員と協働して、ごみステーションの美化を引き続き推進します。

**◆共同住宅のごみ排出マナーの改善**

共同住宅では、一戸建て住宅と比べて排出ルールを守らない不適正排出が多く見られることから、不動産関係団体や管理会社等と札幌市で構成する「札幌市共同住宅ごみ排出マナー改善対策連絡協議会」における対策の協議や、共同住宅の排出指導台帳を活用した「さっぽろごみパト隊」による巡回指導などを行っています。

また、入居者の入替りの多い共同住宅については、共同住宅所有者や仲介業者等による居住者への働きかけやごみステーション管理が重要であるため、関係団体等と意見交換しながら、参考となる改善事例について情報共有を図るなど、マナー改善に向けて、連携をより一層強化していきます。

**◆共同住宅の専用ステーション設置の促進**

共同住宅と一戸建て住宅が共用しているごみステーションにおいて、不適正排出などの多くの問題が発生していることから、6戸以上の住戸を有する新築共同住宅は敷地内にごみステーションを設置することとしています。また、既存共同住宅についても、一戸建て住宅と共用のごみステーションにおいて問題が発生している場合は、原則として敷地内にごみステーションを設置することとしています。

今後も、排出者責任を明確化し、ごみステーション管理負担を軽減するため、既存共同住宅の敷地内設置を引き続き推進していきます。



### ◆「ごみステーションの小規模化」の推進

「サークルからごみがあふれやすい」、「自宅からの距離が遠い」、「他の地域からごみを持ち込まれることが多い」といったごみステーションに関する問題を改善するためには、ごみステーション1か所当たりの利用世帯数を減らす「ごみステーションの小規模化」が有効です。

このため、地域の実情や要望に応じて、ごみステーションの小規模化を推進し、地域におけるごみステーション管理の負担軽減や利便性の向上を図ります。

## 1-2 ごみ収集に関するサービスの充実

### ◆要介護者等に対するごみ排出支援の実施

現在、ごみを自らごみステーションに排出することが困難な方を支援するため、玄関先からごみを収集する「[さわやか収集\\*](#)」を実施しています。

今後、支援を必要とする方により多く利用していただくため、「さわやか収集」を利用できる要件を一部緩和して実施するとともに、広報さっぽろ等を活用した周知や、介護支援事業所への情報提供などを積極的に行っていきます。

また、希望者に対して声かけして安否確認を行うなど、利用者の安心につながる取組を行っていきます。

#### ※さわやか収集の要件

親族や地域ボランティア等のごみ出しの支援が受けられず、自らごみをごみステーションまで排出することが困難な方や大型ごみを屋外へ運び出すことが困難な方で次の(1)又は(2)の要件に該当する方。

(1) 介護保険の要支援1・2、要介護1の方でホームヘルプサービスを利用している方。又は要介護2以上の方。

(2) 障がい福祉サービスの障害程度区分1・2の方でホームヘルプサービスなどを利用している方。又は障害程度区分3以上の方。

※ 同居者がいる場合は、同居者も原則(1)又は(2)に該当すること。

### ◆許可業者による家庭ごみの戸別収集等の検討

市で定められた収集日や時間にごみ出しができない、費用を負担してでも戸別に収集してほしいなど、市民のニーズが多様化しています。

そこで、さまざまなニーズに対応するため、希望する人が一般廃棄物収集の許可業者と契約することにより、有料で戸別収集などができるようなくみを検討していきます。



## ■ 推進施策 2：普及啓発と環境教育の充実

市民・事業者がごみ減量・リサイクルの取組を自発的に行うためには、具体的な取組や関連する情報などを、市民・事業者・札幌市が共有し、お互いに理解を深め合うことが重要です。

このため、ごみ減量・リサイクルに関する情報を、市民・事業者向けにさまざまな方法で発信し、具体的なごみ減量・リサイクル行動と適正排出の定着につなげていきます。

さらに、次世代のごみ減量行動実践者となる子どもの環境に対する関心を高めるため、環境教育を充実させていきます。

- 2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施
- 2-2 適正排出のさらなる定着のための取組
- 2-3 ごみについて関心を高める環境教育の充実

### 2-1 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

#### ◆ごみ排出ルールの周知

「新ごみルール」の導入により分別方法や排出日などがより複雑になったことから、これまで、「ごみ分けガイド」や「家庭ごみ収集日カレンダー」の全戸配布に加え、高齢者などにも見やすいように工夫をした「わかりやすいごみ分けガイド」の配布や出前講座の実施などにより、ごみの排出ルールの周知してきました。

今後も、分かりやすく工夫した「ごみ分けガイド」等の配布や出前講座の実施に加え、オリジナルごみ分別アプリを活用した広報などにより、排出ルールの周知に努めていきます。



### ◆市外からの転入者に対する普及啓発

現在、市外から札幌市への転入者は年間6万人を超えていますが、このような転入者に札幌市民としてごみ減量・リサイクルに取り組んでもらうためには、転入手続きのため区役所に訪れるタイミングを活用した普及啓発が効果的と考えられます。

そこで、現在実施している区役所でのごみ分けガイドの配布や転入者が多い時期のごみ排出ルール相談コーナーの設置などに加え、分別のポイントを分かりやすくお知らせする啓発品の配布などにより、市外転入者向けの普及啓発を積極的に進めていきます。

### ◆さまざまな方法による普及啓発

市民・事業者の自発的なごみ減量・リサイクルの取組を促進するためには、市民・事業者に対し、ごみの発生抑制の必要性をはじめとして、ごみの排出ルールやリサイクルの方法、ごみ処理に関する情報などを確実に伝えていくことが必要です。

そこで、テレビ、広報誌、インターネット、フリーペーパー、スマートフォンのアプリなどのさまざまな媒体や市民活動団体のネットワークを活用し、市民・事業者への普及啓発を進めていきます。

また、市民向けの普及啓発では、料理教室とタイアップした生ごみ減量の取組や大学などを通じた若者向けパンフレットの配布など、事業者向けの普及啓発では、具体的なごみ減量・リサイクルの方法を示したマニュアルの作成・配布や事業ごみ指導員による先駆的事例の紹介などにより、それぞれの目的や対象に合わせて情報を発信していきます。

また、市民がごみを排出する際に使用する指定ごみ袋は、直接ごみに関連する貴重な媒体であることから、排出ルールの周知などに活用していきます。

### ◆普及啓発施設等を活用した情報発信

リサイクルプラザやリユースプラザでは、ごみの減量や4R意識の向上を目的に、大型ごみのリサイクル品の提供、各種ごみ減量に関する講座の実施や情報発信を行っています。

また、環境プラザでは、環境保全アドバイザー・環境教育リーダーの派遣や環境研修室の貸出などを通じた市民の環境活動への支援、環境に関する情報発信などを行っています。

今後、これらの施設を含め、環境に関連する市の施設が共同で事業を実施するなど、関連施設の連携を一層強化していきます。また、市民の活動拠点としての機能を充実させることで、市民参加を促進します。



**◆ごみ処理費用の情報発信**

ごみの減量・リサイクルを推進するに当たっては、ごみ処理に関する費用について、市民に分かりやすい形で公開し、理解してもらうことが重要です。

札幌市では、企業会計的手法により算出したごみ処理費用やごみ種別の収集処理原価などの情報を公表していますが、今後も、清掃事業に係るコスト情報を分かりやすく発信していきます。

**◆イベントにおけるごみ減量・リサイクルの推進**

町内会のお祭りや学校祭などのイベントでは、ごみが大量に発生します。また、このようなイベントには、たくさんの市民が集まるため、そこでのごみ減量・リサイクルの取組は効果的な普及啓発となります。

そこで、イベントにおけるごみ減量・リサイクルを進めるとともに、イベント時におけるアラエール号を活用した普及啓発などにより、リユース食器の普及やマイカップの利用を促進していきます。

また、札幌市が主催・共催するイベントなどについては、環境に配慮した取組を強く推進していきます。

**2-2 適正排出のさらなる定着のための取組****◆紙類と容器包装プラスチックの排出方法に関する普及啓発**

家庭から出される「燃やせるごみ」には、集団資源回収に出すことを推奨している新聞・雑誌・ダンボールや、資源物として収集している紙箱、包装紙などの雑がみ類、プラスチック製容器包装など、多くの資源物が排出されています。(→ [33 ページ](#))

その要因として、紙類については、その種類によって排出方法が異なるため、排出ルールが分かりづらいことが考えられます。また、容器包装プラスチックについては、「燃やせるごみ」である製品プラスチックとの違いが分かりづらいことなどが考えられます。

そこで、改めて紙類と容器包装プラスチックの排出方法を周知するため、集中的な普及啓発キャンペーンの実施などにより、適正排出のさらなる定着を推進していきます。



## 2-3 ごみについて関心を高める環境教育の充実

### ◆若年層に対する環境教育

子どもの頃から環境について関心を持つことは、ごみに関する「気づき」を増やし、生涯、そして次世代にわたるごみ減量・リサイクル行動の実践につながることを期待できます。また、子どもから大人への波及効果も期待できます。このことから、多くの子どもたちの環境に対する関心を高める環境教育が重要です。

そこで、学校授業で活用しやすい環境副教材の作成・配布や校外学習として環境関連施設を見学するためのバスの貸出し、ごみ処理施設の親子見学会の開催など、環境教育を推進する取組を行っています。

また、中学生や高校生のごみに対する関心を高めていくため、職場体験学習やインターンシップの受入、大学生と協働で行うごみステーション早朝啓発、出前講座などの取組を進めています。

### ◆フードリサイクルを通じた環境教育

札幌市では、学校給食の調理くずや残食などの生ごみを堆肥化し、その堆肥でできた作物を食材に利用する「さっぽろ学校給食フードリサイクル事業」を実施しています。

この事業は、単に学校給食の調理くずや残食のリサイクルだけではなく、食育・環境教育の観点からも大きな成果をあげていることから、今後も、この取組を環境教育の実践教材として活用していきます。



## ◆生物多様性を意識した環境教育

札幌市では、平成25年3月に策定した「生物多様性さっぽろビジョン」に基づき、[生物多様性](#)※の保全に向けた取組を推進しています。

例えば、食材の無駄遣いや食べ残しをしないことなどにより生ごみを減量することは、生物資源の無駄遣いをなくし有効利用を進める大切な取組です。このような普段の生活が生物多様性にどのような影響を及ぼしているのかを理解することで、ごみ減量・リサイクルの重要性に対する理解が深まります。

このため、日常生活における生物多様性保全の取組事例をまとめた「生物多様性市民実践ハンドブック」を活用した環境教育などを通じて、ごみ減量・リサイクル行動の実践につなげていきます。

## ※生物多様性

「生物多様性」とは、さまざまな生き物がつながり合い、支え合いながら、絶妙なバランスで豊かな生態系を保っている状態のことを言い、私たちは、水や空気をはじめ、衣食住などさまざまな恵みを生物多様性から受けて暮らしています。

しかし、私たち人間の生活の影響で、地球上では1年間に4万種もの生き物が絶滅していると言われており、現在、生物多様性の喪失は温暖化と並ぶ深刻な地球環境問題となっています。



## ■ 推進施策3：家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

家庭ごみ処理手数料制度の目的は、ごみ減量・リサイクルをより一層促進することにあります。家庭からごみを排出するときに、ごみの量に応じて排出者が処理手数料を負担するというしくみにより経済的な動機付けが働き、集団資源回収や拠点回収の利用をはじめ、生ごみの堆肥化、資源物の分別徹底など、市民が具体的なごみ減量・リサイクルの手段をより積極的に選択することが期待できます。

また、家庭ごみ処理手数料によって、ごみを多く出す人は多くの金銭の負担、ごみ減量・リサイクルに手間をかけた人は少ない金銭の負担となり、より費用負担の公平性が確保されます。

こうした観点から、家庭ごみ処理手数料制度をごみ減量・リサイクルを促進するための重要な施策として位置付けて円滑に運用していくとともに、その効果を検証していきます。

### 3-1 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

#### 3-2 家庭ごみ処理手数料制度の検証と調査研究

### 3-1 家庭ごみ処理手数料制度の円滑な運用

#### ◆ 指定ごみ袋制度の円滑な運用

札幌市の家庭ごみ処理手数料の徴収方法<sup>※</sup>は、市民にとって取扱が容易であり、ごみ減量効果の実感が得られやすい、「指定ごみ袋制」を採用しています。

このしくみを円滑に運用していくためには、市民がさまざまな時間・場所で指定ごみ袋を購入できる環境を維持することが重要であるため、引き続き、スーパーやコンビニエンスストア等の小売店が指定ごみ袋を取り扱う現在のしくみを維持するとともに、十分な取扱店数の確保に努めます。

また、指定ごみ袋が在庫不足となった場合、市民生活に大きな混乱が生じることとなるため、適正な製造・在庫量の管理に努めます。

#### ※手数料の徴収方法



**◆減免制度等の実施**

家庭ごみ処理手数料制度は、ごみ減量・リサイクルを目的とし、ごみ減量に努力すればするほど負担が少なくなるしくみであり、誰もがごみの排出量に応じて負担することが原則です。

しかしながら、乳幼児や高齢者・障がい者の方が使用する紙おむつについては、子育て支援や介護支援の観点から、引き続き一定枚数の指定ごみ袋を無償交付し、負担の軽減を図ります。

また、道路や公園など公共の場所を清掃した場合などに出るごみについては、地域コミュニティの形成やまち美化の観点から、引き続きボランティア清掃専用ごみ袋を交付し、無料で収集します。

**◆家庭ごみ処理手数料による施策の展開**

家庭ごみ処理手数料制度の主な目的は、ごみ減量・リサイクルを促進することにあるため、納められた手数料については、その目的の達成に寄与する施策・事業に充てていく必要があります。

したがって、家庭ごみ処理手数料は、「新ごみルール」の導入により開始した「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集・資源化のための経費や、家庭ごみの発生・排出抑制や資源化促進のための経費、ごみステーション問題の改善や市民サービス向上のための経費など、ごみ減量・リサイクルを推進する施策を展開するための財源として活用していきます。

また、その内容については、毎年度、年次報告書を通じて公開します。

**3-2 家庭ごみ処理手数料制度の検証と調査研究****◆家庭ごみ処理手数料制度の検証と調査研究**

現在、札幌市では、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を指定ごみ袋により有料収集し、「びん・缶・ペットボトル」や「容器包装プラスチック」、「雑がみ」といった資源物については、当分の間、無料で収集することとしています。

家庭ごみの有料化は、ごみ減量効果を最大限に高めるため実施した施策であることから、家庭ごみの排出状況とごみ減量効果を今後も注視し、家庭ごみ処理手数料がその目的を果たしているか引き続き検証するとともに、他市町村の状況等についても、併せて調査研究していきます。



## ■ 推進施策 4 : 清掃事業の効率化と安定的な体制の構築

ごみ処理には、収集運搬・中間処理・最終処分のそれぞれの段階で多大な経費がかかっていることから、引き続き、清掃事業の効率化やコスト削減を図っていく必要があります。

そのため、収集業務や清掃工場・埋立地などの処理業務の民間委託の拡大などにより、引き続き、効率化を進めていきます。

併せて、大規模な災害に備えた取組や近隣市町村を含めた広域処理のあり方を通じて、札幌圏で中心都市として果たす役割について検討していきます。

- 4-1 収集・処理業務の効率化
- 4-2 事業ごみの処理費用負担の適正化
- 4-3 大規模災害に備えた取組
- 4-4 広域処理の検討

### 4-1 収集・処理業務の効率化

#### ◆収集業務の効率化

現在、ごみ収集業務は、市職員による直営収集と民間事業者による委託収集によって実施しています。

引き続き、収集サービス水準の維持や災害時における収集体制の確保など、安定的かつ確実な収集業務を行うに当たっての課題を整理・検討したうえで、収集業務の民間委託の拡大などにより、効率化を進めていきます。

#### ◆清掃工場・埋立地などの処理業務の効率化

これまで、ごみ処理業務においては、清掃工場の廃止や維持管理業務の委託化により職員数を削減するなど、コスト削減を進めてきました。

今後も、ごみの適正かつ安定的な処理体制を維持しながら、清掃工場・埋立地などの処理業務の民間委託の拡大などにより、効率化を進めていきます。



**◆民間施設を活用したごみ処理の調査・研究**

現在、札幌市では、市有施設におけるごみ処理に加え、「雑がみ」選別の一部や焼却灰リサイクル事業などにおいて、民間施設を活用したごみ処理を行っています。

今後も、ごみを効率的に処理していくため、民間廃棄物処理施設などを活用したごみ処理について、調査・研究していきます。

**◆民間活力を活用した施設整備手法の検討**

他の公共サービスの提供や社会資本の整備と同様に、ごみ処理施設の整備や維持管理においても、民間企業の資金や経営力、技術力を活用することで、より効率的で効果的なサービス提供が可能となることが期待されています。

今後は、これまで以上に効率的で効果的な事業の実施が求められることから、施設整備においては、民間活力を活用し、官民が連携して実施する事業手法（PPP※）の導入について、さまざまな角度から検討していきます。

**※PPP（Public-Private Partnership）**

「PPP」とは、官と民が連携して事業を行う新しい官民協力の形態を指し、従来、公営のみで行ってきた事業に対し、民間企業が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間企業に任せる民間委託を含む手法などのことを言います。

**4-2 事業ごみの処理費用負担の適正化****◆事業ごみ処理手数料の適正化**

札幌市が処理する事業ごみの処理手数料については、「排出事業者処理責任の原則」に基づき、処理経費相当額の負担を基本とし、これまでも段階的に改定を行ってきました。

今後もこの原則を踏まえつつ、リサイクルへの排出誘導の観点についても考慮したうえで、事業ごみの処理費用負担の適正化に努めていきます。



### 4-3 大規模災害に備えた取組

#### ◆大規模災害に備えたマニュアルの整備や訓練の実施

災害が発生した際に、迅速に災害時ごみ処理体制が構築できるよう、防災マニュアルの点検・見直しやシミュレーション訓練の実施などにより、いつ発生するかわからない災害に備えます。

また、東日本大震災級の大地震が発生した場合、札幌圏全体から大量の震災がれきが発生することが予測されることから、札幌圏における震災がれきの処理のあり方について、近隣市町村と連携を図りながら、検討を進めていきます。

### 4-4 広域処理の検討

#### ◆他自治体との広域的なごみ処理に関する協議

ごみの広域処理については、これまでも、ダイオキシン規制強化に伴う近隣自治体の焼却ごみの受入や、他市町村の資源化施設における生ごみの堆肥化、焼却灰リサイクルの実施など、自治体間で相互に協力関係を築きながら行ってきました。

今後も、ごみ処理における広域的な協力体制のあり方について、他自治体と十分に協議を深めていきます。





第2編  
生活排水處理部門





# 生活排水処理計画

## 1. 計画の改定について

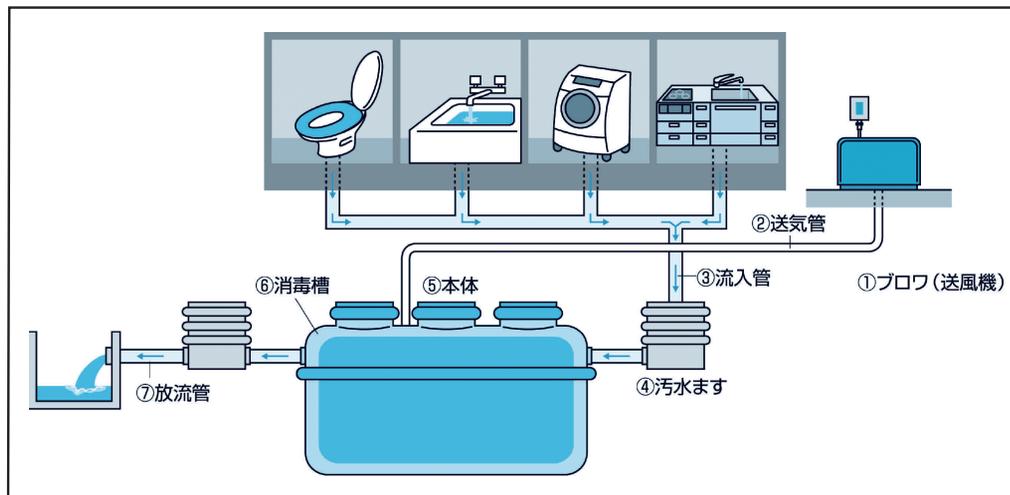
札幌市の下水道事業は、大正 15 年から始め、その後、昭和 47 年の冬季オリンピック開催に向け、市街化区域を中心に積極的な下水道整備を進めてきました。また、市街化調整区域についても、人口が密集する住宅地などを対象に計画的な整備を進めた結果、昭和 45 年にわずか 20% 足らずであった下水道の処理人口普及率が、現在は 99% を超えており、全国でも高水準となっています。

しかしながら、市街化区域、市街化調整区域ともに下水道による集合処理が合理的な区域の整備はほぼ終了しようとしており、今後もより一層の水環境の保全を図っていくためには、下水道を整備する予定のない区域への生活排水対策を推進していくことが求められます。

これまでも、平成 20 年に策定した「生活排水処理計画」（目標年度：平成 29 年度、以下「現計画」という。）に基づき、生活排水処理対策として[合併処理浄化槽\\*](#)の普及に努めてきましたが、現計画策定後 6 年を経過することから、現状に合わせて人口等の基礎数値を見直し、「生活排水処理計画」を改定しました。

### ※合併処理浄化槽

「合併処理浄化槽」とは、し尿と生活雑排水（台所、風呂などの排水）を合わせて処理する浄化槽のことで、下水道と同じように衛生的に処理できるため、水質保全への寄与度が高くなります。



## 2. 札幌市の生活排水処理の現状

札幌市の下水道の普及率をみると、市街化区域で99.9%、市街化調整区域のうち下水道整備対象区域で98.5%と高くなっています。

また、平成5年度から、個人住宅への合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しており、これまで約150基の浄化槽がこの制度を利用して設置されています。

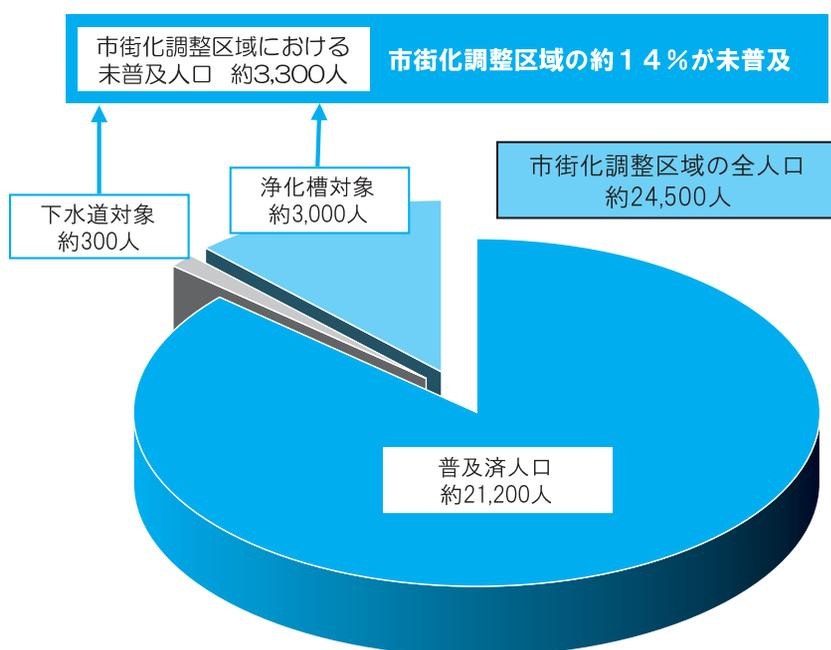
このように、下水道の整備や浄化槽の設置が着実に進んでいるものの、平成24年度の市街化調整区域における下水道及び浄化槽の普及率（汚水処理人口普及率）は86.5%であり、いまだ約3,300人が未普及となっています。

現計画においては、下水道と浄化槽を合わせた市域全体における汚水処理人口普及率を平成29年度で99.9%とすることを目標としていますが、平成24年度の実績は99.8%となっています。

（平成24年度：千人）

区 分	行政人口	普及済人口	未普及人口	普及率（%）
市域全体（下水道+浄化槽）	1,928.8	1,924.9	3.9	99.8
市街化区域（下水道）	1,904.3	1,903.7	0.6	99.9
市街化調整区域（下水道+浄化槽）	24.5	21.2	3.3	86.5
下水道整備対象区域	20.3	20.0	0.3	98.5
浄化槽整備対象区域	4.2	1.2	3.0	28.6

市街化調整区域における下水道及び浄化槽の普及状況（平成24年度）



### 3. 基本方針と施策

これまで、下水道と浄化槽の普及により、生活環境の改善や水質保全が図られてきました。今後も以下の考え方にに基づき、残る汚水処理の未普及世帯に対して下水道計画に基づく整備を進め、下水道整備を行わない区域については、合併処理浄化槽のさらなる普及推進を図ることで、「市内100%の水洗化」を目指します。

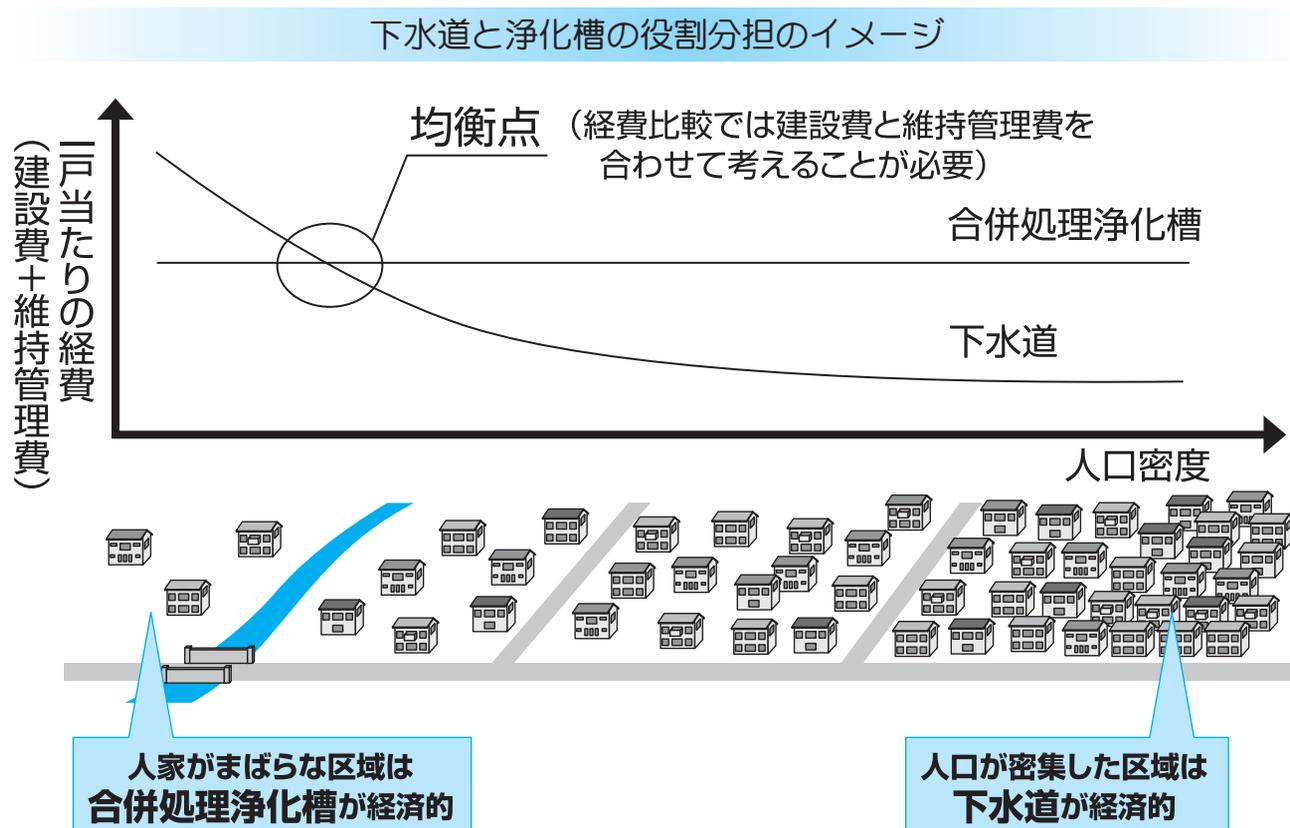
- ① 衛生的で快適な生活環境の実現
- ② 市民ニーズへの対応
- ③ 河川などの汚濁負荷の削減（良好な水環境の保全）

**市内100%の水洗化を目指す！**

#### 3-1 下水道と合併処理浄化槽の役割分担の考え方

下水道と合併処理浄化槽の役割を、建設費と維持管理費を合わせた経費を基に分担することとし、市街化区域はこれまでどおり下水道の整備を進めます。

また、市街化調整区域については、人口が密集した区域（下水道計画区域）は下水道整備、人家がまばらな区域は合併処理浄化槽の普及を推進します。



### 3-2 生活排水処理に係る施策

#### ◆公共下水道の整備推進

市街化区域及び市街化調整区域のうち、家屋が比較的集中し、集落を形成している地域（下水道計画区域）においては、公共下水道の整備による生活排水処理を行います。

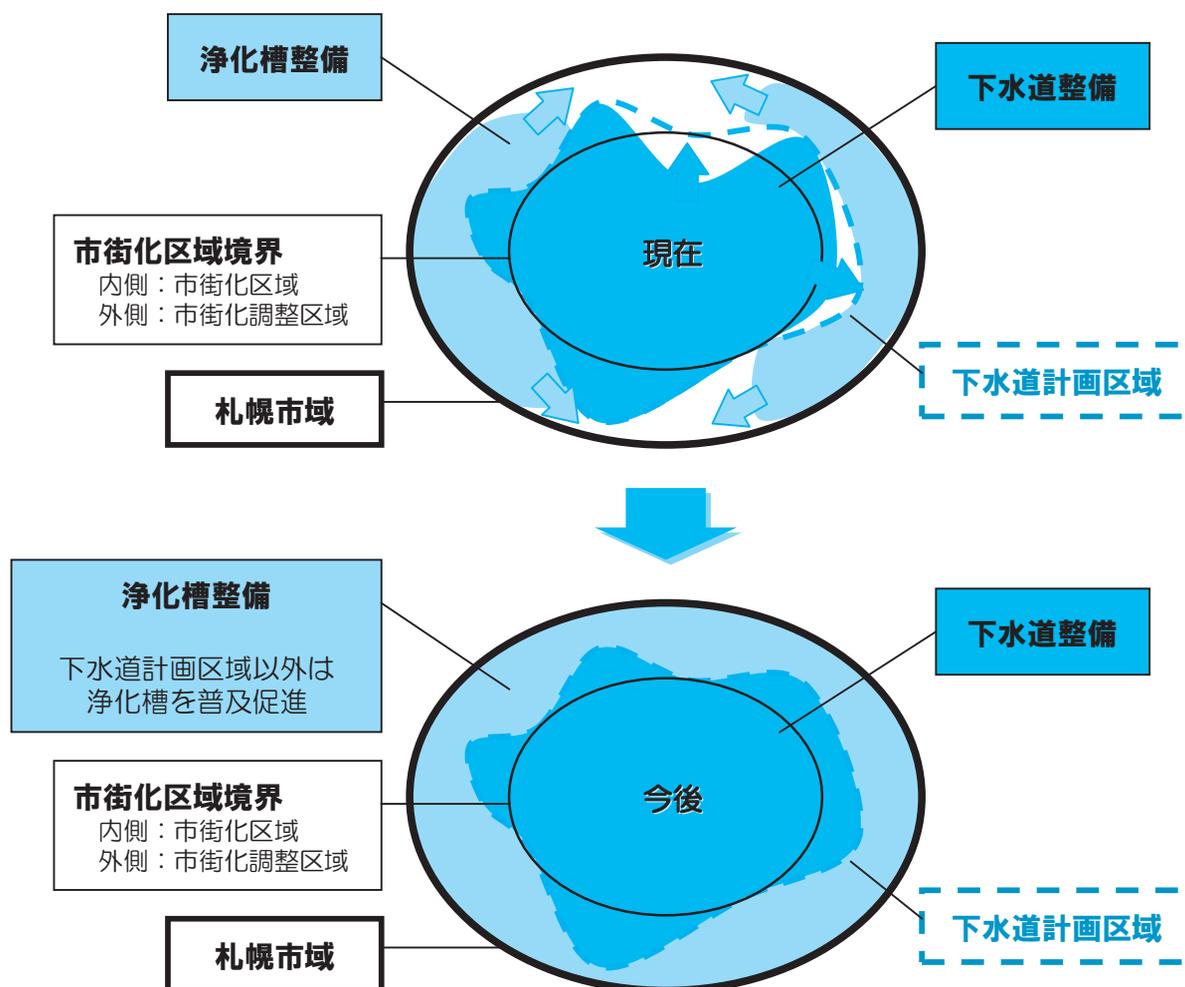
平成24年度の下水道処理区域内の普及率は、市街化区域で99.9%、市街化調整区域で98.5%となっており、引き続き下水道の整備を進めます。

#### ◆合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道の整備を行わない区域においては、合併処理浄化槽による生活排水処理の普及を図ります。

具体的には、合併処理浄化槽（個人設置型）の設置費や維持管理費に対する補助や制度の周知等により、計画期間内に80基（年間20基）の設置を目指します。

#### 事業推進のイメージ



## 4. 生活排水処理計画

### 4-1 計画期間

改定計画では、計画期間を平成26年度から平成29年度の4年間とし、平成29年度を引き続き目標年度とします。

### 4-2 生活排水の処理計画

下水道計画区域内においては、下水道整備を推進し、それ以外の区域では合併処理浄化槽の積極的な普及推進により、平成24年度に99.8%だった汚水処理人口普及率を、平成29年度には99.9%まで引き上げること引き続き目標とします。

## 目 標

### 汚水処理人口普及率

平成24年度 **99.8%** → 平成29年度 **99.9%**

	実績値		目標値	
	17年度 ※1	24年度	29年度 (現計画)	29年度 (改定計画)
人口※2	1,880.9千人	1,928.8千人	1,930.0千人	1,935.0千人
汚水処理人口	1,873.6千人 (99.6%)	1,924.9千人 (99.8%)	1,928.0千人 (99.9%)	1,933.0千人 (99.9%)
下水道処理人口※3	1,872.3千人	1,923.7千人	1,925.3千人	1,931.6千人
浄化槽処理人口	1.3千人	1.2千人	2.7千人	1.4千人
非汚水処理人口	7.3千人 (0.4%)	3.9千人 (0.2%)	2.0千人 (0.1%)	2.0千人 (0.1%)

※1 平成17年度：現計画（改定前）の基準年度

※2 将来人口：札幌市環境局推計値

※3 下水道による汚水処理が可能な人口



### 4-3 し尿・浄化槽汚泥等の処理計画

くみ取り世帯や仮設トイレは札幌市がし尿を収集し、浄化槽汚泥や水洗し尿は許可業者が収集して共にクリーンセンターへ搬入し、同センターから水再生プラザへ圧送して処理しています。

くみ取りし尿量は下水道の普及整備とともに年々減少していますが、仮設トイレ及び浄化槽汚泥についてはほぼ横ばいで推移しており、平成29年度には下表の数値が見込まれます。

	平成24年度		平成29年度 (見込)
非汚水処理人口	3.9千人		2.0千人
くみ取りし尿量	15,600キログラム		12,000キログラム
浄化槽処理人口	1.2千人		1.4千人
浄化槽汚泥量	2,100キログラム		2,500キログラム
し尿・汚泥処理量 計	17,700キログラム		14,500キログラム

### 4-4 合併処理浄化槽設置の普及啓発

合併処理浄化槽の設置費補助制度や維持管理費補助制度などについて、広報さっぽろやホームページを通じて市民への一層の周知を図り、生活排水処理の普及推進に努めていきます。



# 資料編





# 札幌市廃棄物減量等推進審議会

## 1. 委員名簿

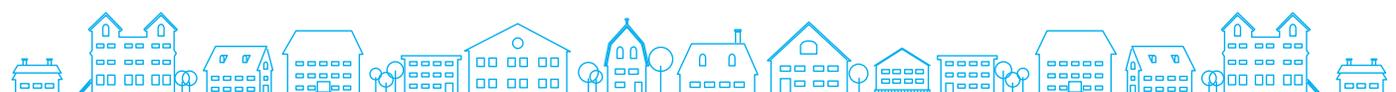
(平成 25 年 7 月答申時在任委員、敬称略)

	氏名	役職(答申時)	在任年月
会長	松田 従三	北海道大学 名誉教授	平成 24 年 7 月～
副会長	福士 明	北海学園大学大学院 法務研究科 教授	平成 24 年 7 月～
委員	石井 一英	北海道大学大学院 工学研究院 准教授	平成 24 年 7 月～
〃	石岡 忠雄	日本チェーンストア協会 北海道支部	平成 24 年 7 月～
〃	宝福 豊	公益社団法人 食品容器環境美化協会	平成 24 年 10 月～
〃	草野 竹史	NPO法人 ezorock 代表理事	平成 24 年 7 月～
〃	桑原 昭子	一般社団法人 札幌消費者協会 会長	平成 24 年 7 月～
〃	小西 利枝	札幌商工会議所女性会 理事	平成 24 年 7 月～
〃	笹木 秀敏	環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課長	平成 24 年 7 月～
〃	佐藤 和子	札幌市女性団体連絡協議会 会長	平成 24 年 7 月～
〃	玉腰 暁子	北海道大学大学院 医学研究科 予防医学講座 公衆衛生学分野教授	平成 24 年 7 月～
〃	永宮 優歌	公募委員	平成 24 年 7 月～
〃	水落 哲也	クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会 会長	平成 25 年 5 月～
〃	渡辺裕香里	公募委員	平成 24 年 7 月～

## 委員の交替

(平成 24 年 7 月諮問時以降、敬称略)

	氏名	役職(在任時)	在任期間
委員	亀山 宗永	公益社団法人 食品容器環境美化協会	平成 24 年 7 月～平成 24 年 10 月
〃	物井榮美子	クリーンさっぽろ衛生推進連絡協議会 会長	平成 24 年 7 月～平成 25 年 5 月



## 2. 諮問及び答申の概要

諮問（平成24年7月25日）

### 【諮問事項】

「スリムシティさっぽろ計画」の改定の方向性

### 【第7期札幌市廃棄物減量等推進審議会】

- ・本会議：改定の方向性全般について審議（5回）
- ・グループ会議：ごみ減量に係る具体的な取組を検討（2グループ、合計6回）  
【発生・排出抑制グループ】【生ごみ減量・資源化グループ】
- ・起草委員会：答申素案について検討（2回）

答申（平成25年7月16日）

### ○改定計画の方向性

#### 現計画の基本的な枠組みの踏襲

- ・「新ごみルール」以降の大きな前進は、市が現計画の理念に基づき実施した施策に対し、市民一人ひとりが取り組んだ成果。このため、現計画に掲げた「基本目標」「基本方針」「数量目標の項目」「施策の柱」などの基本的な枠組みは変えることなく、引き続き、市民事業者・行政の協働により取り組むことが必要。

#### 新たなごみ量管理目標の設定

- ・未達成の「家庭から出る廃棄ごみ量（1人1日当たり）」「リサイクル率」については、引き続き最終目標の達成を目指すべき。
- ・達成済みの「廃棄ごみ量全体」「焼却ごみ量」「埋立処分量」については、新たな目標値の設定が必要。
- ・市民による積極的な生ごみの減量・資源化を促すため、「家庭から出る生ごみの減量目標」を新たに設定することを求める。

#### 現状を踏まえた施策等の見直し

- ・答申の趣旨や災害対策の重要性、廃棄物のエネルギー利用への期待、人口減などの社会情勢の変化を踏まえ、対応する施策を改定計画に反映することが必要。
- ・市民力を最大限発揮し、ごみ減量効果の持続と推進を図ることが重要。
- ・市民にとって分かりやすい、達成感の得られる成果指標を新たに設定することを求める。



## ○発生・排出抑制の促進に向けて

### 発生・排出抑制の促進に向けた取組

- ・ “きっかけ作り”として、ごみ減量行動に経済的インセンティブを付与する取組を検討すべき。
- ・ 市民の努力の結果により得られた効果をわかりやすくPRすることが効果的。
- ・ 省資源で分別しやすい容器包装の開発など、事業者による自主的な取組を促すことが必要。
- ・ 法令や制度に起因するものなど、市独自で対応することが難しい課題について、引き続き国などに改善を求めていくことを望む。

### 適正排出への誘導に向けた取組

- ・ 「燃やせるごみ」に含まれる「チラシ・パンフレット類」と「容器包装プラスチック」の適正排出への誘導に向けた集中的な普及啓発が必要。
- ・ 効果的な手法を選択の上、多様な回収拠点の確保に努めることが必要。
- ・ 民間事業者を活用した情報提供など、市民に幅広い選択肢を提供する取組の実施を期待。

## ○生ごみ減量・資源化の促進に向けて

### 生ごみの発生・排出抑制の促進に向けた取組

- ・ 無駄な生ごみを発生させないためには、「入口の対策」が重要。
- ・ 食材を無駄に廃棄しないライフスタイルの定着を図ることが必要。
- ・ 生ごみを出さない調理や「水切り」「堆肥化」など、できる限り生ごみを出さない工夫を推進することが必要。

### 生ごみ減量・資源化の促進に向けた取組

- ・ 生ごみ堆肥化機材購入助成の効果が一過性のものにならず、“きっかけ”から“定着”につながるしくみづくりを検討することが必要。
- ・ 生ごみ堆肥の回収拠点への持込にインセンティブを付与する取組を検討すべき。
- ・ 地域グループによる自発的な生ごみの資源化活動を支援するシステムについて検討していくべき。
- ・ 多様な資源化手法の導入可能性について検討することが必要。



## ○より積極的な普及啓発の展開

- ・特に伝えたい情報を厳選するとともに、ターゲットを絞り、ピンポイントな情報提供を行うことでより高い効果が得られる。
- ・テレビ番組や雑誌、フリーペーパー等のマスメディアの活用など、既存の情報発信ツールを有効活用するという視点が必要。
- ・生ごみや容器包装などの“発生元”という側面を持ち合わせたスーパーなどの民間事業者の協力が得られるよう、パートナーシップを構築することが重要。
- ・次世代のごみ減量行動実践者となる子どもたちに対する環境教育により、将来にわたるごみ減量等の推進に加え、親への普及啓発効果が期待できる。

## ○改定計画の策定において留意すべき視点

- ・収集業務や廃棄物処理施設の運営体制の見直しを進めるなど、清掃事業全体として効率化に努めるよう要望する。
- ・地域のごみステーション管理をしやすい環境づくり、高齢者への支援など、市民サービスのさらなる向上により、“ごみ出し”の負担軽減に努めるよう要望する。
- ・民間処理施設を活用した処理についても、安定的な処理の確保に留意しつつ、弾力的な対応に努めるよう要望する。
- ・札幌圏で発生する一般廃棄物を効率的に処理する観点から、近隣市町村と相互にメリットを享受できるような広域処理のあり方を検討するよう要望する。
- ・災害マニュアルの整備やシミュレーション訓練の実施、がれき処理計画の整備などにより、万全な体制で災害に備えるよう要望する。また、近隣自治体と連携し、震災がれきを迅速に処理できる体制の構築に向けた主導的な立場による対応を要望する。
- ・更新時期を迎えた駒岡清掃工場の後継工場については、廃棄物処理施設としての役割のみならず、周辺地域のエネルギー供給施設としての機能がより強化された複合施設として整備することを要望する。





# スリムシティさっぽろ計画（改定版）

（札幌市一般廃棄物処理基本計画）

【平成 26 年（2014 年）3 月改定】

編集・発行／札幌市環境局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電 話：011-211-2912

F A X：011-218-5108

本書は、再生紙と植物性インクを使用しています。





札幌市一般廃棄物処理基本計画

# スリムシティさっぽろ計画 (改定版)

